障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第５回）

○ 日　時：平成31年２月15日(金) 10:00～12:00

○ 場　所：ベルサール九段 Room１＋２（３階）

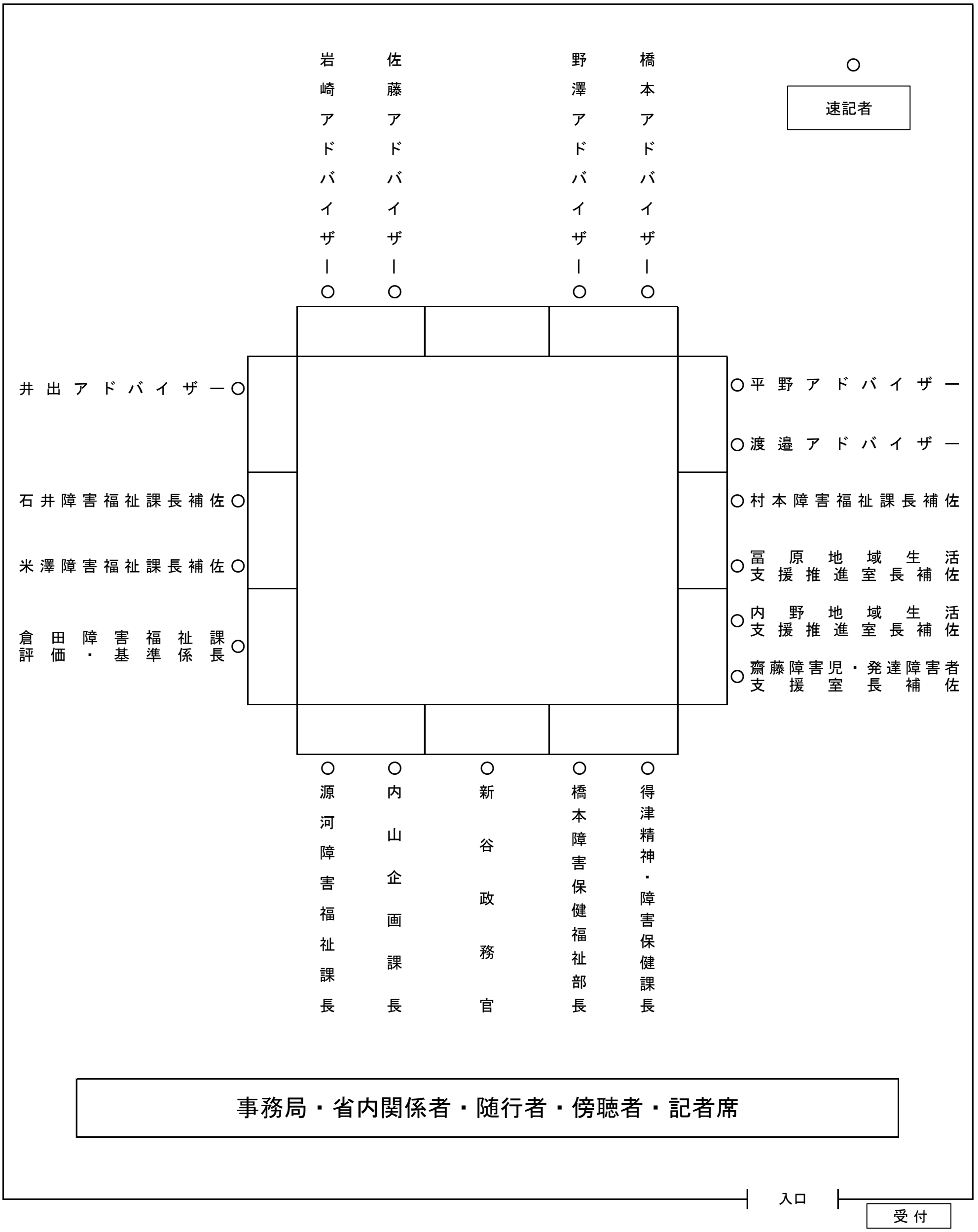

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第５回）
議事次第

平成 31 年２月 15 日（金）
１０：００～　１２：００
於：ベルサール九段 Room1+2（３階）

議　題：

１．障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）について

２．障害福祉サービス等報酬改定検証調査等（2019 年度調査）の実施内容等について

３．その他

〇配付資料

資料１　2019 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）
資料２　2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）
資料３　障害福祉サービス費等の報酬算定構造（案）
資料４　障害福祉サービス等報酬改定検証調査等（2019 年度調査）の実施内容等について

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第５回（H31.２.15）	資料１

2019年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）

「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善について

新しい経済政策パッケージ
（平成29年12月８日閣議決定）（抜粋）

第2章　人づくり革命

5.　介護人材の処遇改善

（具体的内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、
2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（実施時期）

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善加算の取得要件及び加算率の設定方法（案）

加算の取得要件

（1）加算の取得要件

○　今般の更なる処遇改善は、これまでの数度にわたり取り組んできた福祉・介護職員の処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの処遇改善加算と同様のサービス種類とする。

○　長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われていることを担保し、これらの取組を一層推進するため、　以下の取得要件とする。

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること。
- 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

加算率の設定

（2）加算率の設定

○　サービス種類毎の加算率は、それぞれの勤続年数10年以上の介護福祉士等の数を反映しつつ、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階設定する。

○　加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算Ⅱの加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算Ⅰの加算率を設定する。

※　加算Ⅰと加算Ⅱで加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定

※　福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定

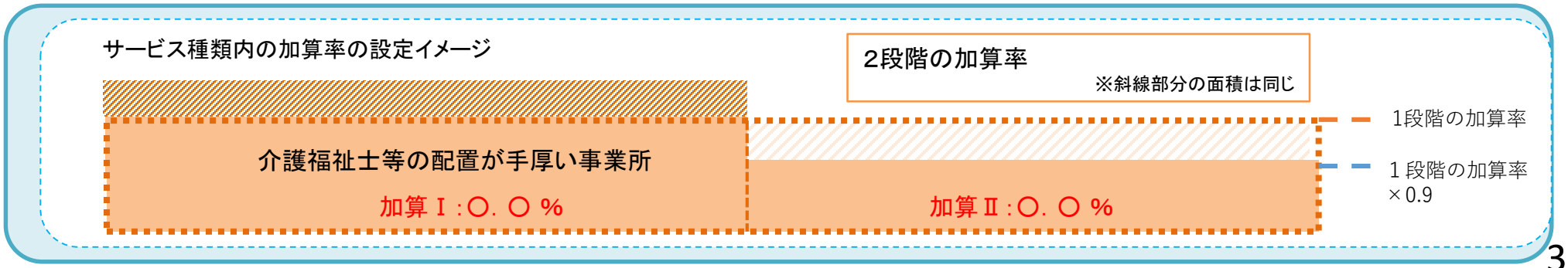

各サービスごとの加算率について

福祉専門職員配置等加算等があるサービス	加算Ⅰ （福祉専門職員配置等加算等を取得している事業所）	加算Ⅱ （福祉専門職員配置等加算等を取得していない事業所）
居宅介護※	7.4%	5.8%
重度訪問介護※	4.5%	3.6%
同行援護※	14.8%	11.5%
行動援護※	6.9%	5.7%
療養介護	2.5%	2.3%
生活介護	1.4%	1.3%
自立訓練（機能訓練）	5.0%	4.5%
自立訓練（生活訓練）	3.9%	3.4%
就労移行支援	2.0%	1.7%
就労継続支援A型	0.4%	0.4%
就労継続支援B型	2.0%	1.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	1.8%	1.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.8%	1.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.0%	1.6%
児童発達支援	2.5%	2.2%
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%

福祉専門職員配置等加算等が無いサービス	加算
重度障害者等包括支援	1.5%
施設入所支援	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	5.1%
保育所等訪問支援	5.1%

（注1） ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。
（注2） 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。
（注3） 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。
（注4） 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。
（注5） 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

処遇改善加算に係る加算率の算出方法（例）

全国の加算対象各サービス事業所におけるサービスごとの勤続10年以上の介護福祉士等の職員数（常勤換算）　×　8万円

全国の加算対象各サービス事業所におけるサービスごとの給付費

各サービスのベース加算率
１．０％

×0.9

加算Ⅰ
１．１％

加算費用がベースと同じになるよう上乗せ

加算Ⅱ
０．９％

加算の給付

事業所の職員

事業所

事業所の給付費

×

福祉専門職員配置等加算等の有無により

【有】加算Ⅰ：１．１％

又は

【無】加算Ⅱ：０．９％

障害福祉人材の処遇改善における事業所内配分ルール（案）

○ **新しい経済政策パッケージ（抜粋）**

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

・10年以上の介護福祉士等の数に応じて加算率を設定
・一部サービスは福祉専門職員配置の手厚さ等を評価し、加算率を二段階に設定

加算率の設定

居宅介護	生活介護	児童発達支援	・・・
A%	B%	C%	

事業所の裁量も認めつつ一定のルールを設定

事業所内での配分

①経験・技能のある障害福祉人材	②他の障害福祉人材	③その他の職種

事業所内配分ルール（案）

○ 原則、介護と同様の事業所内配分ルールとすることで、介護と一体的に運営している事業所で混乱が生じないようにする。

① 経験・技能のある障害福祉人材（勤続10年以上の介護福祉士等）
② 他の障害福祉人材（勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員）
③ その他の職種に従事する職員（①②以外の職員）

しかし、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける「障害福祉サービス等の特性として、研修等で専門的な技能を身につけた福祉・介護職員やその他の職種に従事する職員においても専門的な技能で障害福祉サービス等の質の向上に寄与している職員がいることについて配慮が必要」という旨の意見を踏まえて、以下の特例を設けることとしたい。

・ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員について、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。

・ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。

※ ③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上の者は対象外とする。

※ どのような職員について、職員区分を変更するのか報告を求めることとする。

事業所内配分ルール案のイメージ

- ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）」以上となる者を設定・確保すること。
  → リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
- 平均の処遇改善額について、
  - ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
  - ③その他の職種（改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合に限る）は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。

【介護保険と同様の留意点】
※ ①について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
※ ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
※ 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
※ 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】
※ ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。
※ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
※ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。
（③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上の者は対象外とする。）

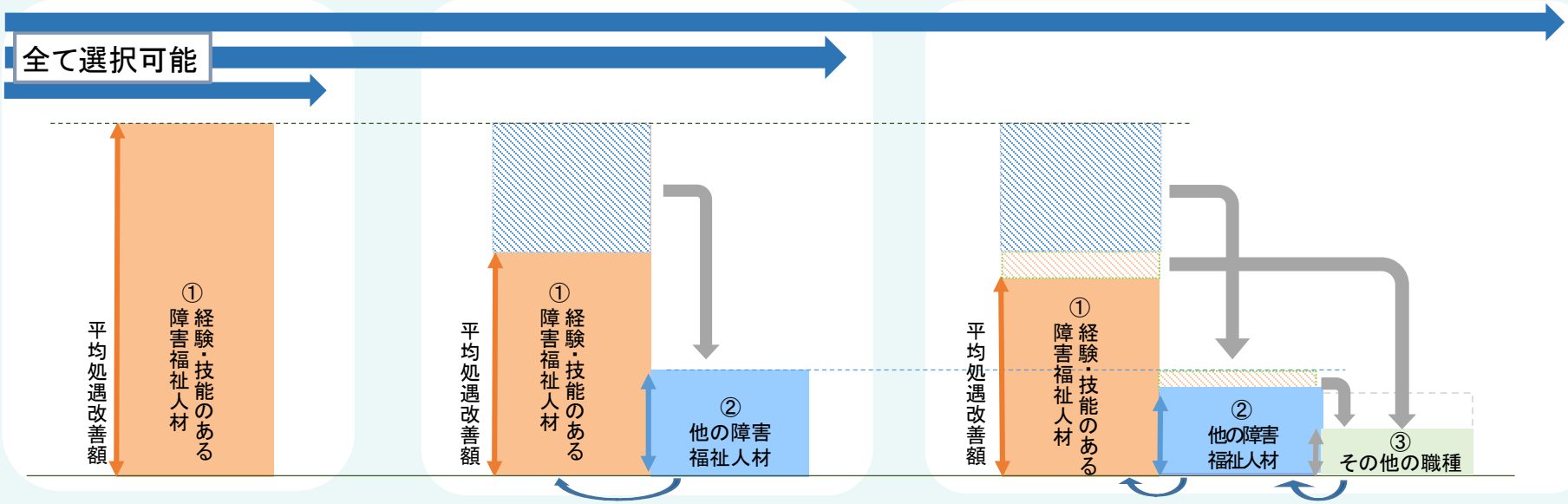

処遇改善加算全体のイメージ

＜更なる処遇改善の取得要件＞

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

＜サービス種類内の加算率＞

- 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を２段階に設定
- 加算率の設定に当たっては、１段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定

※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定

※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、１段階の加算率に設定

※ 現行の処遇改善加算と別の加算として設定

※ 一部サービスは１段階の加算率に設定

※ 加算（Ⅳ、Ⅴ）については、今後廃止予定

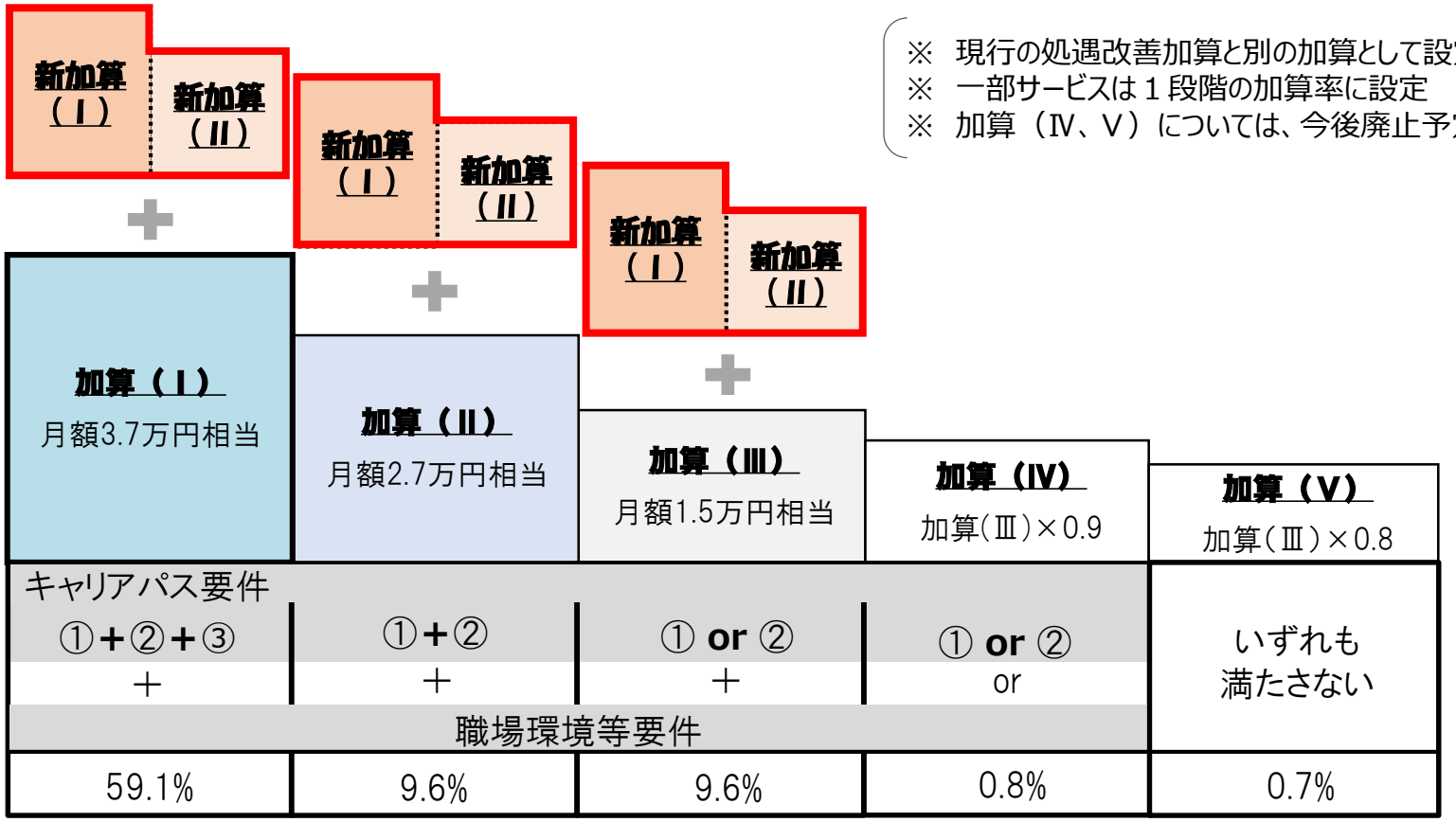

現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の一部見直しについて

現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の一部見直しについて

対応方法

＜2021年度報酬改定に向けた対応＞

○　2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

＜2019年度報酬改定における暫定的な見直し＞

○　暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。なお、重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所を見直しの対象とする。2019年10月から適用される具体的な加算率の見直し内容は、以下のとおり。

	現行の加算率		
	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%

見直し後の加算率		
加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
30.2%	22.0%	12.2%
19.1%	13.9%	7.7%
25.0%	18.2%	10.1%
30.2%	22.0%	12.2%

障害福祉サービス等に関する
消費税の取扱い等について

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

第４回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（H30.12.20）　資料１抜粋

＜消費税率引上げに伴う報酬改定率について＞

○　消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

○　障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う（2019年10月実施）。

○　障害福祉サービス等報酬　＋０．４４％

※１　消費税率８%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分（110／108－１）を乗じて改定率を算出する。

※２　改定率0.44%　＝　23.9%（障害福祉サービス等全体の課税経費割合）×（110/108-1）

＜報酬改定の方法について＞

○　基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合（※）に税率引上げ分（110／108－１）を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※　課税経費割合＝1.0－人件費比率－その他の非課税品目率

○　加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが１単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 ＝ 現行の基本報酬単位数 ×（基本報酬単位上乗せ率 ＋ 加算に係る上乗せ率）

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第５回（H31.２．15）	資料２

2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

2019年２月15日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【　目　次　】

第１　2019年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯・・・2

第２　障害福祉人材の処遇改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

１.基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２.加算の対象（取得要件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

３.加算率の設定

（１）サービス種類ごとの加算率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

（２）サービス種類内の加算率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

４.事業所内における配分方法

（１）事業所内の職員分類の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

（２）具体的な配分の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第３　現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し・・・・・・8

１．2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応・・・・・・・・・・・・・8

２．2019年度報酬改定における暫定的な見直し

第４　障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い・・・・・・・・・・10

１．基本報酬単位数への上乗せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

２．加算の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

３．国庫負担基準の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

別紙　障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて　・・・・・・・・11

第１　2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯

○　障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員の処遇改善については、2017 年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」（2017 年 12 月８日閣議決定）（※）において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、2019 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

> ※　「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月８日閣議決定）（抜粋）
>
> 介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。
>
> 具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数１０年以上の介護福祉士について月額平均８万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費１０００億円程度を投じ、処遇改善を行う。
>
> また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

○　また、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019 年 10 月の消費税率 10%への引上げに伴い、障害福祉サービス等事業所に実質的な負担が生じないよう、対応について検討する必要がある。

○　これらの内容について、障害福祉サービス等事業者が、更なる処遇改善を着実に実施するとともに、課税費用を障害福祉サービス等報酬で適切に手当てできるよう、2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で＋2.0%とすることとした。

○　障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成 30 年８月から５回にわたり、46 の関係団体からの意見聴取を踏まえ、障害福祉人材の処遇改善及び障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて検討を積み重ねてきた。「2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを取りまとめたものである。

第２　障害福祉人材の処遇改善

１．基本的な考え方

○　職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくためには、公費等による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、障害福祉サービス等報酬における加算として必要な対応を行う。

○　このため、2019 年度障害福祉サービス等報酬改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う。

○　その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえ、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることとする。

２．加算の対象（取得要件）

○　加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。

○　長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすることに加えて、
- 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ＨＰへの掲載等を通じた見える化を行っていること

を加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。

３．加算率の設定

（１）サービス種類ごとの加算率

○　障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等（※）の数に応じて設定する。

※　介護福祉士等とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいう。

（２）サービス種類内の加算率

○　現時点で把握可能なデータ、事業所や自治体の事務負担及び新しいサービス種類・事業所があることに一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する（※）。

※　加算率の設定に当たっては、１段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算（Ⅰ）の加算率を設定する。
※　加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
※　福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けない。

≪福祉・介護職員等特定処遇改善加算【新設】≫

＜居宅介護＞

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 7.4%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 5.8%

＜重度訪問介護＞

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 4.5%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 3.6%

＜同行援護＞

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 ×14.8%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 ×11.5%

＜行動援護＞

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 6.9%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 5.7%

＜療養介護＞

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 2.5%

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 2.3%

＜生活介護＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 1.4%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 1.3%

＜自立訓練（機能訓練）＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 5.0%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 4.5%

＜自立訓練（生活訓練）＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 3.9%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 3.4%

＜就労移行支援＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 2.0%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 1.7%

＜就労継続支援Ａ型＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 0.4%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 0.4%

＜就労継続支援Ｂ型＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 2.0%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 1.7%

＜共同生活援助（指定共同生活援助）＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 1.8%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 1.5%

＜共同生活援助（日中サービス支援型）＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 1.8%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 1.5%

＜共同生活援助（外部サービス利用型）＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 2.0%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 1.6%

＜児童発達支援＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 2.5%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 2.2%

＜医療型児童発達支援＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 9.2%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 8.2%

＜放課後等デイサービス＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 0.7%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 0.5%

＜福祉型障害児入所施設＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 5.5%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 5.0%

＜医療型障害児入所施設＞
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 3.0%
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 2.7%

＜重度障害者等包括支援＞
福祉・介護職員等特定処遇改善加算　＋ 所定単位数 × 1.5%

＜施設入所支援＞
福祉・介護職員等特定処遇改善加算　＋ 所定単位数 × 1.9%

＜居宅訪問型児童発達支援＞
福祉・介護職員等特定処遇改善加算　＋ 所定単位数 × 5.1%

＜保育所等訪問支援＞
福祉・介護職員等特定処遇改善加算　＋ 所定単位数 × 5.1%

４．事業所内における配分方法

○　「第２の１．基本的な考え方」を踏まえ、経験・技能のある障害福祉人材、他の障害福祉人材、その他の職種の順に配分されるよう、事業所内の配分方法は以下のとおりとする。なお、配分に当たっては、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。

（１）事業所内の職員分類の考え方

○　事業所内の職員分類（①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種）の考え方については、以下のとおりとする。

・　①経験・技能のある障害福祉人材は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責

任者のいずれかとして従事する職員で勤続10年以上の者を基本とし、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。

・　②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。

・　③その他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

○　なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、

・　研修等で専門的な技能を身に付けた勤続10年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に区分すること

・　個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③その他の職種に従事する職員を②他の障害福祉人材に区分すること

を可能とする。

※　③その他の職種に従事している職員で賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えている場合は、区分の変更を行えないこととする。

（２）具体的な配分の方法

○　具体的な配分の方法については、以下のとおりとする。

・　①経験・技能のある障害福祉人材において、月額８万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上となる者を設定・確保すること。（※）

※　小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

・　①経験・技能のある障害福祉人材は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の２倍以上とすること。

・　③その他の職種は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の２分の１を上回らないこと（※）。また、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合には、賃金改善を可能とする。

※　平均賃金額について、③その他の職種が②他の障害福祉人材と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

第３　現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

１．2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応

○　現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成30年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて、2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

２．2019年度報酬改定における暫定的な見直し

○　暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、１ヶ月の訪問回数１に対して、１ヶ月の常勤換算従事者数１以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。

※　重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、２人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、１ヶ月の訪問回数１に対して１ヶ月の常勤換算従事者数２以上の事業所の数値を見直しの対象とする。

≪福祉・介護職員処遇改善加算の見直し≫

＜居宅介護＞

［現　　行］

イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

［見直し後］

イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

＜重度訪問介護＞

［現　　行］

イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.2%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 14.0%

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 ×　7.8%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 ×　7.8% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 ×　7.8% × 0.8

［見直し後］
イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.1%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 13.9%
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 ×　7.7%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 ×　7.7% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 ×　7.7% × 0.8

＜同行援護＞
［現　　行］
イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 ×30.3%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 ×22.1%
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 ×12.3%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 ×12.3% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 ×12.3% × 0.8

［見直し後］
イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 ×30.2%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 ×22.0%
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 ×12.2%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 ×12.2% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 ×12.2% × 0.8

＜行動援護＞
［現　　行］
イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 ×25.4%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 ×18.5%
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 ×10.3%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 ×10.3% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 ×10.3% × 0.8

［見直し後］
イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 ×25.0%
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 ×18.2%
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 ×10.1%
ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 ×10.1% × 0.9
ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 ×10.1% × 0.8

第４　障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い

１．基本報酬単位数への上乗せ

○　基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

２．加算の取扱い

○　各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが１単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

３．国庫負担基準の見直し

○　消費税対応における報酬単位の改定に連動した改定を行う。

別 紙

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	見直し前
≪訪問系サービス≫	≪訪問系サービス≫
第１　居宅介護	第１　居宅介護
居宅介護サービス費	居宅介護サービス費
イ　居宅における身体介護が中心である場合	イ　居宅における身体介護が中心である場合
⑴　所要時間 30 分未満の場合　249 単位	⑴　所要時間 30 分未満の場合　248 単位
⑵　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　393 単位	⑵　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　392 単位
⑶　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　571 単位	⑶　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　570 単位
⑷　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　652 単位	⑷　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　651 単位
⑸　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　734 単位	⑸　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　732 単位
⑹　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　815 単位	⑹　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　813 単位
⑺　所要時間３時間以上の場合　896 単位に所要時間３時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	⑺　所要時間３時間以上の場合　894 単位に所要時間３時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ロ　通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合	ロ　通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合
⑴　所要時間 30 分未満の場合　249 単位	⑴　所要時間 30 分未満の場合　248 単位
⑵　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　393 単位	⑵　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　392 単位
⑶　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　571 単位	⑶　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　570 単位
⑷　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　652 単位	⑷　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　651 単位
⑸　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　734 単位	⑸　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　732 単位
⑹　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　815 単位	⑹　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　813 単位

⑺　所要時間３時間以上の場合　896 単位に所要時間３時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	⑺　所要時間３時間以上の場合　894 単位に所要時間３時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ハ　家事援助が中心である場合	ハ　家事援助が中心である場合
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　所要時間１時間以上１時間 15 分未満の場合　232 単位	⑷　所要時間１時間以上１時間 15 分未満の場合　231 単位
⑸　所要時間１時間 15 分以上１時間 30 分未満の場合　268 単位	⑸　所要時間１時間 15 分以上１時間 30 分未満の場合　267 単位
⑹　所要時間１時間 30 分以上の場合　302 単位に所要時間１時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数	⑹　所要時間１時間 30 分以上の場合　301 単位に所要時間１時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数
ニ　通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	ニ　通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　268 単位	⑶　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　267 単位
⑷　所要時間１時間 30 分以上の場合　336 単位に所要時間１時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数	⑷　所要時間１時間 30 分以上の場合　335 単位に所要時間１時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数
ホ　（略）	ホ　（略）
第２　重度訪問介護	第２　重度訪問介護
重度訪問介護サービス費	重度訪問介護サービス費
イ　病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	イ　病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　366 単位	⑶　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　365 単位
⑷　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　457 単位	⑷　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　456 単位
⑸　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　549 単位	⑸　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　548 単位
⑹　所要時間３時間以上３時間 30 分未満の場合　639 単位	⑹　所要時間３時間以上３時間 30 分未満の場合　638 単位
⑺　所要時間３時間 30 分以上４時間未満の場合　731 単位	⑺　所要時間３時間 30 分以上４時間未満の場合　730 単位

⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　816 単位に所要時間４時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　815 単位に所要時間４時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
⑼　所要時間８時間以上 12 時間未満の場合　1,496 単位に所要時間８時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⑼　所要時間８時間以上 12 時間未満の場合　1,495 単位に所要時間８時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
⑽　所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合　2,171 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⑽　所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合　2,170 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
⑾　所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合　2,817 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	⑾　所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合　2,816 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
⑿　所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合　3,499 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⑿　所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合　3,498 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
ロ　病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合	ロ　病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　366 単位	⑶　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　365 単位
⑷　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　457 単位	⑷　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　456 単位
⑸　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　549 単位	⑸　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　548 単位
⑹　所要時間３時間以上３時間 30 分未満の場合　639 単位	⑹　所要時間３時間以上３時間 30 分未満の場合　638 単位
⑺　所要時間３時間 30 分以上４時間未満の場合　731 単位	⑺　所要時間３時間 30 分以上４時間未満の場合　730 単位
⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　816 単位に所要時間４時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　815 単位に所要時間４時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
⑼　所要時間８時間以上 12 時間未満の場合　1,496 単位に所要時間８時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⑼　所要時間８時間以上 12 時間未満の場合　1,495 単位に所要時間８時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数

⑽　所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合　2,171 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⑽　所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合　2,170 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
⑾　所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合　2,817 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	⑾　所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合　2,816 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
⑿　所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合　3,499 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⑿　所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合　3,498 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
第３　同行援護	第３　同行援護
同行援護サービス費	同行援護サービス費
イ　（略）	イ　（略）
ロ　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　292 単位	ロ　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　291 単位
ハ　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　421 単位	ハ　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　420 単位
ニ　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　485 単位	ニ　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　484 単位
ホ　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　548 単位	ホ　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　547 単位
ヘ　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　611 単位	ヘ　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　610 単位
ト　所要時間３時間以上の場合　674 単位に所要時間３時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数	ト　所要時間３時間以上の場合　673 単位に所要時間３時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数
第４　行動援護	第４　行動援護
行動援護サービス費	行動援護サービス費
イ　所要時間 30 分未満の場合　255 単位	イ　所要時間 30 分未満の場合　254 単位

ロ　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　403 単位	ロ　所要時間 30 分以上１時間未満の場合　402 単位
ハ　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　587 単位	ハ　所要時間１時間以上１時間 30 分未満の場合　586 単位
ニ　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　735 単位	ニ　所要時間１時間 30 分以上２時間未満の場合　733 単位
ホ　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　884 単位	ホ　所要時間２時間以上２時間 30 分未満の場合　882 単位
ヘ　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　1,032 単位	ヘ　所要時間２時間 30 分以上３時間未満の場合　1,030 単位
ト　所要時間３時間以上３時間 30 分未満の場合　1,182 単位	ト　所要時間３時間以上３時間 30 分未満の場合　1,179 単位
チ　所要時間３時間 30 分以上４時間未満の場合　1,330 単位	チ　所要時間３時間 30 分以上４時間未満の場合　1,327 単位
リ　所要時間４時間以上４時間 30 分未満の場合　1,480 単位	リ　所要時間４時間以上４時間 30 分未満の場合　1,477 単位
ヌ　所要時間４時間 30 分以上５時間未満の場合　1,628 単位	ヌ　所要時間４時間 30 分以上５時間未満の場合　1,624 単位
ル　所要時間５時間以上５時間 30 分未満の場合　1,777 単位	ル　所要時間５時間以上５時間 30 分未満の場合　1,773 単位
ヲ　所要時間５時間 30 分以上６時間未満の場合　1,925 単位	ヲ　所要時間５時間 30 分以上６時間未満の場合　1,921 単位
ワ　所要時間６時間以上６時間 30 分未満の場合　2,075 単位	ワ　所要時間６時間以上６時間 30 分未満の場合　2,070 単位
カ　所要時間６時間 30 分以上７時間未満の場合　2,223 単位	カ　所要時間６時間 30 分以上７時間未満の場合　2,218 単位
ヨ　所要時間７時間以上７時間 30 分未満の場合　2,373 単位	ヨ　所要時間７時間以上７時間 30 分未満の場合　2,368 単位
タ　所要時間７時間 30 分以上の場合　2,520 単位	タ　所要時間７時間 30 分以上の場合　2,514 単位
第５　重度障害者等包括支援	第５　重度障害者等包括支援
重度障害者等包括支援サービス費	重度障害者等包括支援サービス費
イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合	イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合
⑴　所要時間１時間未満の場合　202 単位	⑴　所要時間１時間未満の場合　201 単位
⑵　所要時間１時間以上 12 時間未満の場合　302 単位に所要時間１時間	⑵　所要時間１時間以上 12 時間未満の場合　301 単位に所要時間１時間

から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数	30分から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数
⑶　所要時間12時間以上24時間未満の場合　2,500単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数	⑶　所要時間12時間以上24時間未満の場合　2499単位に所要時間12時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数
ロ　短期入所を提供した場合（１日につき）　949単位	ロ　短期入所を提供した場合（１日につき）　946単位
ハ　共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（１日につき）　1,000単位	ハ　共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（１日につき）　997単位
≪日中活動系サービス≫	≪日中活動系サービス≫
第１　療養介護	第１　療養介護
療養介護サービス費（１日につき）	療養介護サービス費（１日につき）
イ　療養介護サービス費	イ　療養介護サービス費
⑴　療養介護サービス費（Ⅰ）	⑴　療養介護サービス費（Ⅰ）
㈠　利用定員が40人以下　948単位	㈠　利用定員が40人以下　943単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　922単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　917単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　875単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　870単位
㈣　利用定員が81人以上　838単位	㈣　利用定員が81人以上　833単位
⑵　療養介護サービス費（Ⅱ）	⑵　療養介護サービス費（Ⅱ）
㈠　利用定員が40人以下　690単位	㈠　利用定員が40人以下　686単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　655単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　651単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　608単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　605単位

㈣　利用定員が 81 人以上　578 単位	㈣　利用定員が 81 人以上　575 単位
⑶　療養介護サービス費(Ⅲ)	⑶　療養介護サービス費(Ⅲ)
㈠　利用定員が 40 人以下　546 単位	㈠　利用定員が 40 人以下　543 単位
㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　517 単位	㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　514 単位
㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　488 単位	㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　485 単位
㈣　利用定員が 81 人以上　466 単位	㈣　利用定員が 81 人以上　463 単位
⑷　療養介護サービス費(Ⅳ)	⑷　療養介護サービス費(Ⅳ)
㈠　利用定員が 40 人以下　437 単位	㈠　利用定員が 40 人以下　435 単位
㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　401 単位	㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　399 単位
㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　374 単位	㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　372 単位
㈣　利用定員が 81 人以上　354 単位	㈣　利用定員が 81 人以上　352 単位
⑸　療養介護サービス費(Ⅴ)	⑸　療養介護サービス費(Ⅴ)
㈠　利用定員が 40 人以下　437 単位	㈠　利用定員が 40 人以下　435 単位
㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　401 単位	㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　399 単位
㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　374 単位	㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　372 単位
㈣　利用定員が 81 人以上　354 単位	㈣　利用定員が 81 人以上　352 単位
ロ　経過的療養介護サービス費	ロ　経過的療養介護サービス費
㈠　利用定員が 40 人以下　886 単位	㈠　利用定員が 40 人以下　881 単位
㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　886 単位	㈡　利用定員が 41 人以上 60 人以下　881 単位
㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　857 単位	㈢　利用定員が 61 人以上 80 人以下　852 単位
㈣　利用定員が 81 人以上　823 単位	㈣　利用定員が 81 人以上　819 単位
第２　生活介護	第２　生活介護
生活介護サービス費（１日につき）	生活介護サービス費（１日につき）

イ	生活介護サービス費		イ	生活介護サービス費	
(1)	利用定員が 20 人以下		(1)	利用定員が 20 人以下	
(一)	区分６	1,291 単位	(一)	区分６	1,283 単位
(二)	区分５	969 単位	(二)	区分５	963 単位
(三)	区分４	687 単位	(三)	区分４	683 単位
(四)	区分３	617 単位	(四)	区分３	613 単位
(五)	区分２以下	564 単位	(五)	区分２以下	561 単位
(2)	利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2)	利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一)	区分６	1,151 単位	(一)	区分６	1,144 単位
(二)	区分５	859 単位	(二)	区分５	854 単位
(三)	区分４	605 単位	(三)	区分４	601 単位
(四)	区分３	544 単位	(四)	区分３	541 単位
(五)	区分２以下	496 単位	(五)	区分２以下	493 単位
(3)	利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一)	区分６	1,111 単位	(一)	区分６	1,104 単位
(二)	区分５	824 単位	(二)	区分５	819 単位
(三)	区分４	573 単位	(三)	区分４	570 単位
(四)	区分３	507 単位	(四)	区分３	504 単位
(五)	区分２以下	464 単位	(五)	区分２以下	461 単位
(4)	利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一)	区分６	1,055 単位	(一)	区分６	1,049 単位
(二)	区分５	789 単位	(二)	区分５	784 単位
(三)	区分４	554 単位	(三)	区分４	551 単位
(四)	区分３	498 単位	(四)	区分３	495 単位

㈤　区分２以下　450 単位	㈤　区分２以下　447 単位
⑸　利用定員が 81 人以上	⑸　利用定員が 81 人以上
㈠　区分６　1,038 単位	㈠　区分６　1,032 単位
㈡　区分５　773 単位	㈡　区分５　768 単位
㈢　区分４　540 単位	㈢　区分４　537 単位
㈣　区分３　483 単位	㈣　区分３　480 単位
㈤　区分２以下　433 単位	㈤　区分２以下　430 単位
ロ　共生型生活介護サービス費	ロ　共生型生活介護サービス費
⑴　共生型生活介護サービス費（Ⅰ）　698 単位	⑴　共生型生活介護サービス費（Ⅰ）　694 単位
⑵　共生型生活介護サービス費（Ⅱ）　859 単位	⑵　共生型生活介護サービス費（Ⅱ）　854 単位
ハ　基準該当生活介護サービス費	ハ　基準該当生活介護サービス費
⑴　基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）　698 単位	⑴　基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）　694 単位
⑵　基準該当生活介護サービス費（Ⅱ）　859 単位	⑵　基準該当生活介護サービス費（Ⅱ）　854 単位
第３　短期入所	第３　短期入所
短期入所サービス費（１日につき）	短期入所サービス費（１日につき）
イ　福祉型短期入所サービス費	イ　福祉型短期入所サービス費
⑴　福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）	⑴　福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）
㈠　区分６　902 単位	㈠　区分６　896 単位
㈡　区分５　766 単位	㈡　区分５　761 単位
㈢　区分４　633 単位	㈢　区分４　629 単位
㈣　区分３　569 単位	㈣　区分３　565 単位
㈤　区分１及び区分２　497 単位	㈤　区分１及び区分２　494 単位
⑵　福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）	⑵　福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

㈠	区分６	588 単位	㈠	区分６	584 単位
㈡	区分５	515 単位	㈡	区分５	512 単位
㈢	区分４	310 単位	㈢	区分４	308 単位
㈣	区分３	234 単位	㈣	区分３	233 単位
㈤	区分１及び区分２	168 単位	㈤	区分１及び区分２	167 単位
(3)	福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3)	福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
㈠	区分３	766 単位	㈠	区分３	761 単位
㈡	区分２	601 単位	㈡	区分２	597 単位
㈢	区分１	497 単位	㈢	区分１	494 単位
(4)	福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4)	福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
㈠	区分３	515 単位	㈠	区分３	512 単位
㈡	区分２	272 単位	㈡	区分２	270 単位
㈢	区分１	168 単位	㈢	区分１	167 単位
(5)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)		(5)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
㈠	区分６	1,103 単位	㈠	区分６	1,096 単位
㈡	区分５	968 単位	㈡	区分５	962 単位
㈢	区分４	834 単位	㈢	区分４	829 単位
㈣	区分３	771 単位	㈣	区分３	766 単位
㈤	区分１及び区分２	699 単位	㈤	区分１及び区分２	695 単位
(6)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)		(6)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
㈠	区分６	790 単位	㈠	区分６	785 単位
㈡	区分５	718 単位	㈡	区分５	713 単位
㈢	区分４	512 単位	㈢	区分４	509 単位
㈣	区分３	437 単位	㈣	区分３	434 単位

㈤	区分１及び区分２	369 単位	㈤	区分１及び区分２	367 単位
(7)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
㈠	区分３	968 単位	㈠	区分３	962 単位
㈡	区分２	803 単位	㈡	区分２	798 単位
㈢	区分１	699 単位	㈢	区分１	695 単位
(8)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
㈠	区分３	718 単位	㈠	区分３	713 単位
㈡	区分２	474 単位	㈡	区分２	471 単位
㈢	区分１	369 単位	㈢	区分１	367 単位
ロ	医療型短期入所サービス費		ロ	医療型短期入所サービス費	
(1)	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,907 単位	(1)	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,889 単位
(2)	医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,703 単位	(2)	医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,686 単位
(3)	医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,690 単位	(3)	医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,679 単位
ハ	医療型特定短期入所サービス費		ハ	医療型特定短期入所サービス費	
(1)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,785 単位	(1)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,768 単位
(2)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,571 単位	(2)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,555 単位
(3)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,588 単位	(3)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,578 単位
(4)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,027 単位	(4)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,014 単位
(5)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,893 単位	(5)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,881 単位
(6)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,217 単位	(6)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,209 単位
ニ	共生型短期入所サービス費		ニ	共生型短期入所サービス費	
(1)	共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)	766 単位	(1)	共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)	761 単位
(2)	共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅱ)	234 単位	(2)	共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅱ)	233 単位
(3)	共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)	964 単位	(3)	共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)	958 単位

⑷	共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	435 単位	
ホ	基準該当短期入所サービス費		
⑴	基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	766 単位	
⑵	基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	234 単位	
≪施設系サービス≫			
施設入所支援			
施設入所支援サービス費（１日につき）			
イ	利用定員が 40 人以下		
⑴	区分６	458 単位	
⑵	区分５	386 単位	
⑶	区分４	311 単位	
⑷	区分３	235 単位	
⑸	区分２以下	170 単位	
ロ	利用定員が 41 人以上 60 人以下		
⑴	区分６	359 単位	
⑵	区分５	300 単位	
⑶	区分４	238 単位	
⑷	区分３	187 単位	
⑸	区分２以下	148 単位	
ハ	利用定員が 61 人以上 80 人以下		
⑴	区分６	298 単位	
⑵	区分５	250 単位	
⑶	区分４	200 単位	

⑷	共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	432 単位	
ホ	基準該当短期入所サービス費		
⑴	基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	761 単位	
⑵	基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	233 単位	
≪施設系サービス≫			
施設入所支援			
施設入所支援サービス費（１日につき）			
イ	利用定員が 40 人以下		
⑴	区分６	455 単位	
⑵	区分５	384 単位	
⑶	区分４	309 単位	
⑷	区分３	233 単位	
⑸	区分２以下	169 単位	
ロ	利用定員が 41 人以上 60 人以下		
⑴	区分６	357 単位	
⑵	区分５	298 単位	
⑶	区分４	236 単位	
⑷	区分３	186 単位	
⑸	区分２以下	147 単位	
ハ	利用定員が 61 人以上 80 人以下		
⑴	区分６	296 単位	
⑵	区分５	248 単位	
⑶	区分４	199 単位	

⑷　区分３	164 単位
⑸　区分２以下	134 単位
ニ　利用定員が 81 人以上	
⑴　区分６	272 単位
⑵　区分５	225 単位
⑶　区分４	180 単位
⑷　区分３	148 単位
⑸　区分２以下	127 単位
≪居住系サービス≫	
第１　共同生活援助	
１　介護サービス包括型共同生活援助サービス費（１日につき）	
イ　共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
⑴　区分６	666 単位
⑵　区分５	551 単位
⑶　区分４	470 単位
⑷　区分３	384 単位
⑸　区分２	294 単位
⑹　区分１以下	244 単位
ロ　共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
⑴　区分６	615 単位
⑵　区分５	499 単位
⑶　区分４	420 単位
⑷　区分３	333 単位

⑷　区分３	163 単位
⑸　区分２以下	133 単位
ニ　利用定員が 81 人以上	
⑴　区分６	270 単位
⑵　区分５	224 単位
⑶　区分４	179 単位
⑷　区分３	147 単位
⑸　区分２以下	126 単位
≪居住系サービス≫	
第１　共同生活援助	
１　介護サービス包括型共同生活援助サービス費（１日につき）	
イ　共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
⑴　区分６	661 単位
⑵　区分５	547 単位
⑶　区分４	467 単位
⑷　区分３	381 単位
⑸　区分２	292 単位
⑹　区分１以下	242 単位
ロ　共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
⑴　区分６	611 単位
⑵　区分５	496 単位
⑶　区分４	417 単位
⑷　区分３	331 単位

⑸	区分２	244 単位	⑸	区分２	242 単位
⑹	区分１以下	199 単位	⑹	区分１以下	198 単位
ハ	共同生活援助サービス費（Ⅲ）		ハ	共同生活援助サービス費（Ⅲ）	
⑴	区分６	582 単位	⑴	区分６	578 単位
⑵	区分５	466 単位	⑵	区分５	463 単位
⑶	区分４	386 単位	⑶	区分４	383 単位
⑷	区分３	300 単位	⑷	区分３	298 単位
⑸	区分２	210 単位	⑸	区分２	209 単位
⑹	区分１以下	171 単位	⑹	区分１以下	170 単位
ニ	共同生活援助サービス費（Ⅳ）		ニ	共同生活援助サービス費（Ⅳ）	
⑴	区分６	696 単位	⑴	区分６	691 単位
⑵	区分５	581 単位	⑵	区分５	577 単位
⑶	区分４	500 単位	⑶	区分４	497 単位
⑷	区分３	414 単位	⑷	区分３	411 単位
⑸	区分２	324 単位	⑸	区分２	322 単位
⑹	区分１以下	274 単位	⑹	区分１以下	272 単位
ホ	個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）		ホ	個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	
⑴	４：１の場合		⑴	４：１の場合	
㈠	区分６	443 単位	㈠	区分６	440 単位
㈡	区分５	397 単位	㈡	区分５	394 単位
㈢	区分４	363 単位	㈢	区分４	361 単位
⑵	５：１の場合		⑵	５：１の場合	
㈠	区分６	392 単位	㈠	区分６	389 単位
㈡	区分５	345 単位	㈡	区分５	343 単位

㈢　区分４　313 単位	㈢　区分４　311 単位
⑶　６：１の場合	⑶　６：１の場合
㈠　区分６　358 単位	㈠　区分６　356 単位
㈡　区分５　312 単位	㈡　区分５　310 単位
㈢　区分４　280 単位	㈢　区分４　278 単位
１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）	１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）
イ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	イ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）
⑴　区分６　1,104 単位	⑴　区分６　1,098 単位
⑵　区分５　988 単位	⑵　区分５　982 単位
⑶　区分４　906 単位	⑶　区分４　901 単位
⑷　区分３　721 単位	⑷　区分３　717 単位
ロ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	ロ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）
⑴　区分６　1,020 単位	⑴　区分６　1,014 単位
⑵　区分５　903 単位	⑵　区分５　898 単位
⑶　区分４　821 単位	⑶　区分４　816 単位
⑷　区分３　637 単位	⑷　区分３　633 単位
ハ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	ハ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅲ）
⑴　区分６　968 単位	⑴　区分６　963 単位
⑵　区分５　851 単位	⑵　区分５　846 単位
⑶　区分４　769 単位	⑶　区分４　765 単位
⑷　区分３　585 単位	⑷　区分３　582 単位
ニ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	ニ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）
⑴　区分６　1,134 単位	⑴　区分６　1,128 単位
⑵　区分５　1,018 単位	⑵　区分５　1,012 単位

⑶　区分４	936 単位	⑶　区分４	931 単位
⑷　区分３	751 単位	⑷　区分３	747 単位
ホ　日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ　日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
⑴　３：１の場合		⑴　３：１の場合	
㈠　区分６	909 単位	㈠　区分６	904 単位
㈡　区分５	792 単位	㈡　区分５	788 単位
㈢　区分４	711 単位	㈢　区分４	707 単位
㈣　区分３	624 単位	㈣　区分３	620 単位
㈤　区分２	459 単位	㈤　区分２	456 単位
㈥　区分１以下	399 単位	㈥　区分１以下	397 単位
⑵　４：１の場合		⑵　４：１の場合	
㈠　区分６	825 単位	㈠　区分６	820 単位
㈡　区分５	708 単位	㈡　区分５	704 単位
㈢　区分４	626 単位	㈢　区分４	622 単位
㈣　区分３	539 単位	㈣　区分３	536 単位
㈤　区分２	373 単位	㈤　区分２	371 単位
㈥　区分１以下	323 単位	㈥　区分１以下	321 単位
⑶　５：１の場合		⑶　５：１の場合	
㈠　区分６	773 単位	㈠　区分６	769 単位
㈡　区分５	656 単位	㈡　区分５	652 単位
㈢　区分４	574 単位	㈢　区分４	571 単位
㈣　区分３	488 単位	㈣　区分３	485 単位
㈤　区分２	323 単位	㈤　区分２	321 単位
㈥　区分１以下	279 単位	㈥　区分１以下	277 単位

ヘ　個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（日中を当該共同生活住居で過ごす者）	ヘ　個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（日中を当該共同生活住居で過ごす者）
⑴　３：１の場合	⑴　３：１の場合
㈠　区分６　697 単位	㈠　区分６　693 単位
㈡　区分５　650 単位	㈡　区分５　646 単位
㈢　区分４　616 単位	㈢　区分４　613 単位
⑵　４：１の場合	⑵　４：１の場合
㈠　区分６　611 単位	㈠　区分６　608 単位
㈡　区分５　565 単位	㈡　区分５　562 単位
㈢　区分４　532 単位	㈢　区分４　529 単位
⑶　５：１の場合	⑶　５：１の場合
㈠　区分６　560 単位	㈠　区分６　557 単位
㈡　区分５　514 単位	㈡　区分５　511 単位
㈢　区分４　481 単位	㈢　区分４　478 単位
ト　個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（日中を当該共同生活住居以外で過ごす者）	ト　個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（日中を当該共同生活住居以外で過ごす者）
⑴　３：１の場合	⑴　３：１の場合
㈠　区分６　604 単位	㈠　区分６　601 単位
㈡　区分５　557 単位	㈡　区分５　554 単位
㈢　区分４　524 単位	㈢　区分４　521 単位
⑵　４：１の場合	⑵　４：１の場合
㈠　区分６　519 単位	㈠　区分６　516 単位
㈡　区分５　473 単位	㈡　区分５　470 単位
㈢　区分４　439 単位	㈢　区分４　437 単位

⑶　５：１の場合	⑶　５：１の場合
㈠　区分６　468 単位	㈠　区分６　465 単位
㈡　区分５　421 単位	㈡　区分５　419 単位
㈢　区分４　388 単位	㈢　区分４　386 単位
チ　体験利用の場合	チ　体験利用の場合
⑴　区分６　939 単位	⑴　区分６　934 単位
⑵　区分５　823 単位	⑵　区分５　818 単位
⑶　区分４　741 単位	⑶　区分４　737 単位
⑷　区分３　654 単位	⑷　区分３　650 単位
⑸　区分２　489 単位	⑸　区分２　486 単位
⑹　区分１以下　429 単位	⑹　区分１以下　427 単位
１の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）	１の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）
イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）　244 単位	イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）　242 単位
ロ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）　199 単位	ロ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）　198 単位
ハ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）　171 単位	ハ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）　170 単位
ニ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）　114 単位	ニ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）　113 単位
ホ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）　274 単位	ホ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）　272 単位
１の３　受託居宅介護サービス費	１の３　受託居宅介護サービス費
イ　（略）	イ　（略）
ロ　所要時間 15 分以上 30 分未満の場合　192 単位	ロ　所要時間 15 分以上 30 分未満の場合　191 単位
ハ　所要時間 30 分以上１時間 30 分未満の場合　261 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	ハ　所要時間 30 分以上１時間 30 分未満の場合　260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数

ニ　所要時間１時間 30 分以上の場合　559 単位に所要時間１時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数	ニ　所要時間１時間 30 分以上の場合　557 単位に所要時間１時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数
第２　自立生活援助	第２　自立生活援助
自立生活援助サービス費	自立生活援助サービス費
イ　自立生活援助サービス費（Ⅰ）	イ　自立生活援助サービス費（Ⅰ）
⑴　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,556 単位	⑴　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,547 単位
⑵　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　1,089 単位	⑵　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　1,083 単位
ロ　自立生活援助サービス費（Ⅱ）	ロ　自立生活援助サービス費（Ⅱ）
⑴　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,165 単位	⑴　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,158 単位
⑵　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　816 単位	⑵　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　811 単位
≪訓練系・就労系サービス≫	≪訓練系・就労系サービス≫
第１　自立訓練（機能訓練）	第１　自立訓練（機能訓練）
機能訓練サービス費（１日につき）	機能訓練サービス費（１日につき）
イ　機能訓練サービス費（Ⅰ）	イ　機能訓練サービス費（Ⅰ）
⑴　利用定員が 20 人以下　795 単位	⑴　利用定員が 20 人以下　791 単位
⑵　利用定員が 21 人以上 40 人以下　710 単位	⑵　利用定員が 21 人以上 40 人以下　707 単位
⑶　利用定員が 41 人以上 60 人以下　675 単位	⑶　利用定員が 41 人以上 60 人以下　672 単位
⑷　利用定員が 61 人以上 80 人以下　647 単位	⑷　利用定員が 61 人以上 80 人以下　644 単位
⑸　利用定員が 81 人以上　610 単位	⑸　利用定員が 81 人以上　607 単位
ロ　機能訓練サービス費（Ⅱ）	ロ　機能訓練サービス費（Ⅱ）
⑴　所要時間１時間未満の場合　249 単位	⑴　所要時間１時間未満の場合　248 単位
⑵　所要時間１時間以上の場合　571 単位	⑵　所要時間１時間以上の場合　570 単位

⑶	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	734 単位	⑶ 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 732 単位
ハ	共生型機能訓練サービス費	699 単位	ハ 共生型機能訓練サービス費 696 単位
ニ	基準該当機能訓練サービス費	699 単位	ニ 基準該当機能訓練サービス費 696 単位
第２	自立訓練（生活訓練）		第２ 自立訓練（生活訓練）
生活訓練サービス費（１日につき）			生活訓練サービス費（１日につき）
イ	生活訓練サービス費（Ⅰ）		イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）
⑴	利用定員が 20 人以下	747 単位	⑴ 利用定員が 20 人以下 744 単位
⑵	利用定員が 21 人以上 40 人以下	667 単位	⑵ 利用定員が 21 人以上 40 人以下 664 単位
⑶	利用定員が 41 人以上 60 人以下	634 単位	⑶ 利用定員が 41 人以上 60 人以下 631 単位
⑷	利用定員が 61 人以上 80 人以下	609 単位	⑷ 利用定員が 61 人以上 80 人以下 606 単位
⑸	利用定員が 81 人以上	572 単位	⑸ 利用定員が 81 人以上 570 単位
ロ	生活訓練サービス費（Ⅱ）		ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）
⑴	所要時間１時間未満の場合	249 単位	⑴ 所要時間１時間未満の場合 248 単位
⑵	所要時間１時間以上の場合	571 単位	⑵ 所要時間１時間以上の場合 570 単位
⑶	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	734 単位	⑶ 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 732 単位
ハ	生活訓練サービス費（Ⅲ）		ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ）
⑴	利用期間が２年間以内の場合	270 単位	⑴ 利用期間が２年間以内の場合 268 単位
⑵	利用期間が２年間を超える場合	163 単位	⑵ 利用期間が２年間を超える場合 162 単位
ニ	生活訓練サービス費（Ⅳ）		ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ）
⑴	利用期間が３年間以内の場合	270 単位	⑴ 利用期間が３年間以内の場合 268 単位
⑵	利用期間が３年間を超える場合	163 単位	⑵ 利用期間が３年間を超える場合 162 単位
ホ	共生型生活訓練サービス費	664 単位	ホ 共生型生活訓練サービス費 661 単位
ヘ	基準該当生活訓練サービス費	664 単位	ヘ 基準該当生活訓練サービス費 661 単位

第３　就労移行支援	第３　就労移行支援
就労移行支援サービス費（１日につき）	就労移行支援サービス費（１日につき）
イ　就労移行支援サービス費（Ⅰ）	イ　就労移行支援サービス費（Ⅰ）
⑴　利用定員が 20 人以下	⑴　利用定員が 20 人以下
㈠　就労定着者の割合が 100 分の 50 以上　1,094 単位	㈠　就労定着者の割合が 100 分の 50 以上　1,089 単位
㈡　就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満　939 単位	㈡　就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満　935 単位
㈢　就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満　811 単位	㈢　就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満　807 単位
㈣　就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満　689 単位	㈣　就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満　686 単位
㈤　就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満　567 単位	㈤　就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満　564 単位
㈥　就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）　527 単位	㈥　就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）524 単位
㈦　就労定着者の割合が零　502 単位	㈦　就労定着者の割合が零　500 単位
⑵　利用定員が 21 人以上 40 人以下	⑵　利用定員が 21 人以上 40 人以下
㈠　就労定着者の割合が 100 分の 50 以上　1,004 単位	㈠　就労定着者の割合が 100 分の 50 以上の場合　999 単位
㈡　就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満　845 単位	㈡　就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満　841 単位
㈢　就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満　717 単位	㈢　就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満　714 単位
㈣　就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満　630 単位	㈣　就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満　627 単位
㈤　就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満　515 単位	㈤　就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満　513 単位
㈥　就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）　466 単位	㈥　就労定着者の割合が 100 分の 10 未満（零の場合を除く。）464 単位
㈦　就労定着者の割合が零　444 単位	㈦　就労定着者の割合が零　442 単位
⑶　利用定員が 41 人以上 60 人以下	⑶　利用定員が 41 人以上 60 人以下
㈠　就労定着者の割合が 100 分の 50 以上　973 単位	㈠　就労定着者の割合が 100 分の 50 以上　968 単位
㈡　就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満　821 単位	㈡　就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満　817 単位
㈢　就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満　685 単位	㈢　就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満　682 単位

㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	595単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	592単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	506単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	504単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	445単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	443単位
㈦	就労定着者の割合が零	424単位	㈦	就労定着者の割合が零	422単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下		(4)	利用定員が61人以上80人以下	
㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	919単位	㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	915単位
㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	780単位	㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	776単位
㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	639単位	㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	636単位
㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	543単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	540単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	485単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	483単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	416単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	414単位
㈦	就労定着者の割合が零	396単位	㈦	就労定着者の割合が零	394単位
(5)	利用定員が81人以上		(5)	利用定員が81人以上	
㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	887単位	㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	883単位
㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	744単位	㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	740単位
㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	600単位	㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	597単位
㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	497単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	495単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	468単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	466単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	389単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	387単位
㈦	就労定着者の割合が零	371単位	㈦	就労定着者の割合が零	369単位
ロ	就労移行支援サービス費（Ⅱ）		ロ	就労移行支援サービス費（Ⅱ）	
(1)	利用定員が20人以下		(1)	利用定員が20人以下	
㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	714単位	㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	710単位
㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	612単位	㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	609単位

㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	529単位	㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	526単位
㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	449単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	447単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	369単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	367単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	343単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	341単位
㈦	就労定着者の割合が零	327単位	㈦	就労定着者の割合が零	325単位
⑵	利用定員が21人以上40人以下		⑵	利用定員が21人以上40人以下	
㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	658単位	㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	655単位
㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	556単位	㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	553単位
㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	471単位	㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	469単位
㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	414単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	412単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	339単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	337単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	306単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	304単位
㈦	就労定着者の割合が零	292単位	㈦	就労定着者の割合が零	290単位
⑶	利用定員が41人以上60人以下		⑶	利用定員が41人以上60人以下	
㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	625単位	㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	622単位
㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	529単位	㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	526単位
㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	441単位	㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	439単位
㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	383単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	381単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	326単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	324単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	287単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	285単位
㈦	就労定着者の割合が零	272単位	㈦	就労定着者の割合が零	271単位
⑷	利用定員が61人以上80人以下		⑷	利用定員が61人以上80人以下	
㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	618単位	㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	615単位
㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	524単位	㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	521単位

㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	430単位	㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	428単位
㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	365単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	363単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	326単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	324単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	278単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	277単位
㈦	就労定着者の割合が零	266単位	㈦	就労定着者の割合が零	265単位
(5)	利用定員が81人以上		(5)	利用定員が81人以上	
㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	614単位	㈠	就労定着者の割合が100分の50以上	611単位
㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	515単位	㈡	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	512単位
㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	416単位	㈢	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	414単位
㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	344単位	㈣	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	342単位
㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	324単位	㈤	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	322単位
㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	269単位	㈥	就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	268単位
㈦	就労定着者の割合が零	257単位	㈦	就労定着者の割合が零	256単位
第４	就労継続支援Ａ型		第４	就労継続支援Ａ型	
就労継続支援Ａ型サービス費（１日につき）			就労継続支援Ａ型サービス費（１日につき）		
イ	就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）		イ	就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）	
(1)	利用定員が20人以下		(1)	利用定員が20人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	618単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	615単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	606単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	603単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	597単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	594単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	589単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	586単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	501単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	498単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	412単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	410単位

㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	324 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	322 単位
⑵	利用定員が 21 人以上 40 人以下		⑵	利用定員が 21 人以上 40 人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	549 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	546 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	539 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	536 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	531 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	528 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	524 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	521 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	445 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	443 単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	366 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	364 単位
㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	287 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	286 単位
⑶	利用定員が 41 人以上 60 人以下		⑶	利用定員が 41 人以上 60 人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	516 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	513 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	506 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	503 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	499 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	496 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	492 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	489 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	417 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	415 単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	343 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	341 単位
㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	269 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	268 単位
⑷	利用定員が 61 人以上 80 人以下		⑷	利用定員が 61 人以上 80 人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	506 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	503 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	497 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	494 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	490 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	487 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	482 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	480 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	410 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	408 単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	337 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	335 単位

㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	264 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	263 単位
⑸	利用定員が 81 人以上		⑸	利用定員が 81 人以上	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	490 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	487 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	479 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	477 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	472 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	470 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	466 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	464 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	395 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	393 単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	326 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	324 単位
㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	256 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	255 単位
ロ	就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）		ロ	就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）	
⑴	利用定員が 20 人以下		⑴	利用定員が 20 人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	563 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	560 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	552 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	549 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	544 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	541 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	537 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	534 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	456 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	454 単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	375 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	373 単位
㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	295 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	293 単位
⑵	利用定員が 21 人以上 40 人以下		⑵	利用定員が 21 人以上 40 人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	502 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	499 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	493 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	490 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	485 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	483 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	478 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	476 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	405 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	403 単位

㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	334 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	332 単位
㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	262 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	261 単位
⑶	利用定員が 41 人以上 60 人以下		⑶	利用定員が 41 人以上 60 人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	466 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	464 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	457 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	455 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	450 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	448 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	444 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	442 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	377 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	375 単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	311 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	309 単位
㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	244 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	243 単位
⑷	利用定員が 61 人以上 80 人以下		⑷	利用定員が 61 人以上 80 人以下	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	456 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	454 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	447 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	445 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	441 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	439 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	435 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	433 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	369 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	367 単位
㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	304 単位	㈥	１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	302 単位
㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	239 単位	㈦	１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	238 単位
⑸	利用定員が 81 人以上		⑸	利用定員が 81 人以上	
㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	440 単位	㈠	１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	438 単位
㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	432 単位	㈡	１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	430 単位
㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	426 単位	㈢	１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	424 単位
㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	420 単位	㈣	１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	418 単位
㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	356 単位	㈤	１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	354 単位

㈥　１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	294 単位	㈥　１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	292 単位
㈦　１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	230 単位	㈦　１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	229 単位
第５　就労継続支援Ｂ型		第５　就労継続支援Ｂ型	
就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）		就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）	
イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）		イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）	
⑴　利用定員が 20 人以下		⑴　利用定員が 20 人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	649 単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	645 単位
㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	624 単位	㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	621 単位
㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	612 単位	㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	609 単位
㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	600 単位	㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	597 単位
㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	589 単位	㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	586 単位
㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	574 単位	㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	571 単位
㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	565 単位	㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	562 単位
⑵　利用定員が 21 人以上 40 人以下		⑵　利用定員が 21 人以上 40 人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	575 単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	572 単位
㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	555 単位	㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	552 単位
㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	544 単位	㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	541 単位
㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	534 単位	㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	531 単位
㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	524 単位	㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	521 単位
㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	511 単位	㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	508 単位
㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	503 単位	㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	500 単位
⑶　利用定員が 41 人以上 60 人以下		⑶　利用定員が 41 人以上 60 人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	540 単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	537 単位

㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	521 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	518 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	511 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	508 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	501 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	498 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	492 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	489 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	479 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	476 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	472 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	469 単位
(4)	利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	
㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	530 単位	㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	527 単位
㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	511 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	508 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	502 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	499 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	492 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	489 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	483 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	480 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	471 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	468 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	463 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	460 単位
(5)	利用定員が 81 人以上		(5)	利用定員が 81 人以上	
㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	513 単位	㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	510 単位
㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	494 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	491 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	485 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	482 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	476 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	473 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	467 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	464 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	454 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	452 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	447 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	445 単位
ロ	就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）		ロ	就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）	
(1)	利用定員が 20 人以下		(1)	利用定員が 20 人以下	

㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	590 単位	㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	587 単位
㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	568 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	565 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	558 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	555 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	547 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	544 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	537 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	534 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	523 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	520 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	515 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	512 単位
⑵	利用定員が 21 人以上 40 人以下		⑵	利用定員が 21 人以上 40 人以下	
㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	526 単位	㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	523 単位
㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	507 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	504 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	497 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	494 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	488 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	485 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	479 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	476 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	467 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	464 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	460 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	457 単位
⑶	利用定員が 41 人以上 60 人以下		⑶	利用定員が 41 人以上 60 人以下	
㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	489 単位	㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	486 単位
㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	471 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	468 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	462 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	459 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	452 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	450 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	444 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	442 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	433 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	431 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	426 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	424 単位
⑷	利用定員が 61 人以上 80 人以下		⑷	利用定員が 61 人以上 80 人以下	

㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	479 単位	㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	476 単位
㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	461 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	458 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	452 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	450 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	443 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	441 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	435 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	433 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	424 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	422 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	417 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	415 単位
⑸	利用定員が 81 人以上		⑸	利用定員が 81 人以上	
㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	462 単位	㈠	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	459 単位
㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	444 単位	㈡	平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	442 単位
㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	436 単位	㈢	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	434 単位
㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	428 単位	㈣	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	426 単位
㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	420 単位	㈤	平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	418 単位
㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	409 単位	㈥	平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	407 単位
㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	403 単位	㈦	平均工賃月額が５千円未満の場合	401 単位
第６　就労定着支援			第６　就労定着支援		
就労定着支援サービス費（１月につき）			就労定着支援サービス費（１月につき）		
イ	利用者数が 20 人以下		イ	利用者数が 20 人以下	
⑴	就労定着率が９割以上の場合	3,215 単位	⑴	就労定着率が９割以上の場合	3,200 単位
⑵	就労定着率が８割以上９割未満の場合	2,652 単位	⑵	就労定着率が８割以上９割未満の場合	2,640 単位
⑶	就労定着率が７割以上８割未満の場合	2,130 単位	⑶	就労定着率が７割以上８割未満の場合	2,120 単位
⑷	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,607 単位	⑷	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,600 単位
⑸	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,366 単位	⑸	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,360 単位

⑹	就労定着率が１割以上３割未満の場合	1,206 単位	⑹ 就労定着率が１割以上３割未満の場合 1,200 単位
⑺	就労定着率が１割未満の場合	1,045 単位	⑺ 就労定着率が１割未満の場合 1,040 単位
ロ	利用者数が 21 人以上 40 人以下		ロ 利用者数が 21 人以上 40 人以下
⑴	就労定着率が９割以上の場合	2,572 単位	⑴ 就労定着率が９割以上の場合 2,560 単位
⑵	就労定着率が８割以上９割未満の場合	2,122 単位	⑵ 就労定着率が８割以上９割未満の場合 2,112 単位
⑶	就労定着率が７割以上８割未満の場合	1,704 単位	⑶ 就労定着率が７割以上８割未満の場合 1,696 単位
⑷	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,286 単位	⑷ 就労定着率が５割以上７割未満の場合 1,280 単位
⑸	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,093 単位	⑸ 就労定着率が３割以上５割未満の場合 1,088 単位
⑹	就労定着率が１割以上３割未満の場合	964 単位	⑹ 就労定着率が１割以上３割未満の場合 960 単位
⑺	就労定着率が１割未満の場合	836 単位	⑺ 就労定着率が１割未満の場合 832 単位
ハ	利用者数が 41 人以上		ハ 利用者数が 41 人以上
⑴	就労定着率が９割以上の場合	2,411 単位	⑴ 就労定着率が９割以上の場合 2,400 単位
⑵	就労定着率が８割以上９割未満の場合	1,989 単位	⑵ 就労定着率が８割以上９割未満の場合 1,980 単位
⑶	就労定着率が７割以上８割未満の場合	1,597 単位	⑶ 就労定着率が７割以上８割未満の場合 1,590 単位
⑷	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,206 単位	⑷ 就労定着率が５割以上７割未満の場合 1,200 単位
⑸	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,025 単位	⑸ 就労定着率が３割以上５割未満の場合 1,020 単位
⑹	就労定着率が１割以上３割未満の場合	904 単位	⑹ 就労定着率が１割以上３割未満の場合 900 単位
⑺	就労定着率が１割未満の場合	784 単位	⑺ 就労定着率が１割未満の場合 780 単位
≪相談系サービス≫			≪相談系サービス≫
第１	計画相談支援費		第１ 計画相談支援費
イ	サービス利用支援費		イ サービス利用支援費
⑴	サービス利用支援費(Ⅰ)	1,462 単位	⑴ サービス利用支援費(Ⅰ) 1,458 単位
⑵	サービス利用支援費(Ⅱ)	731 単位	⑵ サービス利用支援費(Ⅱ) 729 単位

ロ　継続サービス利用支援費	ロ　継続サービス利用支援費
⑴　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　1,211 単位	⑴　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　1,207 単位
⑵　継続サービス利用支援費(Ⅱ)　605 単位	⑵　継続サービス利用支援費(Ⅱ)　603 単位
注１）居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）	注１）居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）
次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。	次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。
⑴　サービス利用支援費(Ⅰ)　553 単位	⑴　サービス利用支援費(Ⅰ)　552 単位
⑵　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　604 単位	⑵　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　602 単位
注２）居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	注２）居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）
次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。	次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。
⑴　サービス利用支援費(Ⅰ)　856 単位	⑴　サービス利用支援費(Ⅰ)　854 単位
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　907 単位	⑶　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　904 単位
⑷　継続サービス利用支援費(Ⅱ)　301 単位	⑷　継続サービス利用支援費(Ⅱ)　300 単位
第２　障害児相談支援費	第２　障害児相談支援費
イ　障害児支援利用援助費	イ　障害児支援利用援助費
⑴　障害児支援利用援助費(Ⅰ)　1,625 単位	⑴　障害児支援利用援助費(Ⅰ)　1,620 単位
⑵　障害児支援利用援助費(Ⅱ)　814 単位	⑵　障害児支援利用援助費(Ⅱ)　811 単位
ロ　継続障害児支援利用援助費	ロ　継続障害児支援利用援助費
⑴　継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)　1,322 単位	⑴　継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)　1,318 単位
⑵　継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)　661 単位	⑵　継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)　659 単位

第３　地域移行支援	第３　地域移行支援
地域移行支援サービス費	地域移行支援サービス費
イ　地域移行支援サービス費(Ⅰ)　3,059 単位	イ　地域移行支援サービス費(Ⅰ)　3,044 単位
ロ　地域移行支援サービス費(Ⅱ)　2,347 単位	ロ　地域移行支援サービス費(Ⅱ)　2,336 単位
第４　地域定着支援	第４　地域定着支援
地域定着支援サービス費	地域定着支援サービス費
イ　体制確保費　305 単位	イ　体制確保費　304 単位
ロ　緊急時支援費	ロ　緊急時支援費
(1)　緊急時支援費(Ⅰ)　711 単位	(1)　緊急時支援費(Ⅰ)　709 単位
(2)　（略）	(2)　（略）
≪障害児通所支援≫	≪障害児通所支援≫
第１　児童発達支援	第１　児童発達支援
児童発達支援給付費（１日につき）	児童発達支援給付費（１日につき）
イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）	イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）
(1)　利用定員が 30 人以下の場合　1,085 単位	(1)　利用定員が 30 人以下の場合　1,081 単位
(2)　利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合　1,004 単位	(2)　利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合　1,000 単位
(3)　利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合　929 単位	(3)　利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合　925 単位
(4)　利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合　858 単位	(4)　利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合　855 単位
(5)　利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合　829 単位	(5)　利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合　826 単位
(6)　利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合　803 単位	(6)　利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合　800 単位
(7)　利用定員が 81 人以上の場合　777 単位	(7)　利用定員が 81 人以上の場合　774 単位

ロ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	ロ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合
⑴　利用定員が 20 人以下の場合　1,383 単位	⑴　利用定員が 20 人以下の場合　1,377 単位
⑵　利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合　1,190 単位	⑵　利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合　1,185 単位
⑶　利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合　1,074 単位	⑶　利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合　1,070 単位
⑷　利用定員が 41 人以上の場合　974 単位	⑷　利用定員が 41 人以上の場合　970 単位
ハ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	ハ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合
⑴　利用定員が 15 人以下の場合　1,330 単位	⑴　利用定員が 15 人以下の場合　1,325 単位
⑵　利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合　1,039 単位	⑵　利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合　1,035 単位
⑶　利用定員が 21 人以上の場合　923 単位	⑶　利用定員が 21 人以上の場合　919 単位
ニ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	ニ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）
⑴　主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	⑴　主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合
(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　830 単位	(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　827 単位
(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　559 単位	(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　557 単位
(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　435 単位	(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　433 単位
⑵　⑴以外の場合	⑵　⑴以外の場合
(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　706 単位	(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　703 単位
(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　467 単位	(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　465 単位
(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　361 単位	(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　360 単位

ホ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	ホ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
⑴　利用定員が５人の場合　2,096 単位	⑴　利用定員が５人の場合　2,088 単位
⑵　利用定員が６人の場合　1,755 単位	⑵　利用定員が６人の場合　1,748 単位
⑶　利用定員が７人の場合　1,509 単位	⑶　利用定員が７人の場合　1,503 単位
⑷　利用定員が８人の場合　1,325 単位	⑷　利用定員が８人の場合　1,320 単位
⑸　利用定員が９人の場合　1,183 単位	⑸　利用定員が９人の場合　1,178 単位
⑹　利用定員が 10 人の場合　1,068 単位	⑹　利用定員が 10 人の場合　1,064 単位
⑺　利用定員が 11 人以上の場合　836 単位	⑺　利用定員が 11 人以上の場合　833 単位
ヘ　共生型児童発達支援給付費　562 単位	ヘ　共生型児童発達支援給付費　560 単位
ト　基準該当児童発達支援給付費	ト　基準該当児童発達支援給付費
⑴　基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)　667 単位	⑴　基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)　664 単位
⑵　基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)　562 単位	⑵　基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)　560 単位
第２　医療型児童発達支援	第２　医療型児童発達支援
医療型児童発達支援給付費（１日につき）	医療型児童発達支援給付費（１日につき）
イ　指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　388 単位	イ　指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　386 単位
ロ　指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　500 単位	ロ　指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　498 単位
ハ　指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　337 単位	ハ　指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　335 単位
ニ　指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発	ニ　指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発

達支援を行う場合　449 単位	達支援を行う場合　447 単位
第３　放課後等デイサービス	第３　放課後等デイサービス
放課後等デイサービス給付費（１日につき）	放課後等デイサービス給付費（１日につき）
イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）
⑴　区分１の１	⑴　区分１の１
(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　660 単位	(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　656 単位
(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　443 単位	(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　440 単位
(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　333 単位	(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　331 単位
⑵　区分１の２	⑵　区分１の２
(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　649 単位	(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　645 単位
(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　433 単位	(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　431 単位
(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　326 単位	(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　324 単位
⑶　区分２の１	⑶　区分２の１
(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　612 単位	(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　609 単位
(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　407 単位	(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　405 単位
(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　306 単位	(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　304 単位
⑷　区分２の２	⑷　区分２の２
(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　599 単位	(ｲ)　利用定員が 10 人以下の場合　596 単位
(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　398 単位	(ﾛ)　利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　396 単位
(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　299 単位	(ﾊ)　利用定員が 21 人以上の場合　297 単位
ロ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	ロ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

⑴	区分１	⑴	区分１
(ｲ)	利用定員が 10 人以下の場合　792 単位	(ｲ)	利用定員が 10 人以下の場合　787 単位
(ﾛ)	利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　532 単位	(ﾛ)	利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　529 単位
(ﾊ)	利用定員が 21 人以上の場合　412 単位	(ﾊ)	利用定員が 21 人以上の場合　410 単位
⑵	区分２	⑵	区分２
(ｲ)	利用定員が 10 人以下の場合　730 単位	(ｲ)	利用定員が 10 人以下の場合　726 単位
(ﾛ)	利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　486 単位	(ﾛ)	利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合　483 単位
(ﾊ)	利用定員が 21 人以上の場合　376 単位	(ﾊ)	利用定員が 21 人以上の場合　374 単位
ハ	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ハ	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
⑴	授業の終了後に行う場合	⑴	授業の終了後に行う場合
(ｲ)	利用定員が５人の場合　1,754 単位	(ｲ)	利用定員が５人の場合　1,744 単位
(ﾛ)	利用定員が６人の場合　1,466 単位	(ﾛ)	利用定員が６人の場合　1,458 単位
(ﾊ)	利用定員が７人の場合　1,262 単位	(ﾊ)	利用定員が７人の場合　1,255 単位
(ﾆ)	利用定員が８人の場合　1,107 単位	(ﾆ)	利用定員が８人の場合　1,101 単位
(ﾎ)	利用定員が９人の場合　988 単位	(ﾎ)	利用定員が９人の場合　982 単位
(ﾍ)	利用定員が 10 人の場合　892 単位	(ﾍ)	利用定員が 10 人の場合　887 単位
(ﾄ)	利用定員が 11 人以上の場合　685 単位	(ﾄ)	利用定員が 11 人以上の場合　681 単位
⑵	休業日に行う場合	⑵	休業日に行う場合
(ｲ)	利用定員が５人の場合　2,036 単位	(ｲ)	利用定員が５人の場合　2,024 単位
(ﾛ)	利用定員が６人の場合　1,704 単位	(ﾛ)	利用定員が６人の場合　1,694 単位
(ﾊ)	利用定員が７人の場合　1,465 単位	(ﾊ)	利用定員が７人の場合　1,457 単位
(ﾆ)	利用定員が８人の場合　1,287 単位	(ﾆ)	利用定員が８人の場合　1,280 単位
(ﾎ)	利用定員が９人の場合　1,149 単位	(ﾎ)	利用定員が９人の場合　1,142 単位
(ﾍ)	利用定員が 10 人の場合　1,038 単位	(ﾍ)	利用定員が 10 人の場合　1,032 単位

㈦　利用定員が 11 人以上の場合 809 単位	㈦　利用定員が 11 人以上の場合 804 単位
ニ　共生型放課後等デイサービス給付費	ニ　共生型放課後等デイサービス給付費
⑴　授業の終了後に行う場合 429 単位	⑴　授業の終了後に行う場合 427 単位
⑵　休業日に行う場合 554 単位	⑵　休業日に行う場合 551 単位
ホ　基準該当放課後等デイサービス給付費	ホ　基準該当放課後等デイサービス給付費
⑴　基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	⑴　基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)
㈠　授業の終了後に行う場合 533 単位	㈠　授業の終了後に行う場合 530 単位
㈡　休業日に行う場合 658 単位	㈡　休業日に行う場合 654 単位
⑵　基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	⑵　基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)
㈠　授業の終了後に行う場合 429 単位	㈠　授業の終了後に行う場合 427 単位
㈡　休業日に行う場合 554 単位	㈡　休業日に行う場合 551 単位
第４　居宅訪問型児童発達支援	第４　居宅訪問型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき） 991 単位	居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき） 988 単位
第５　保育所等訪問支援	第５　保育所等訪問支援
保育所等訪問支援給付費（１日につき） 991 単位	保育所等訪問支援給付費（１日につき） 988 単位
≪障害児入所支援≫	≪障害児入所支援≫
第１　福祉型障害児入所施設	第１　福祉型障害児入所施設
福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）	福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）
イ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	イ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
⑴　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単	⑴　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単

独施設であるとき	897 単位
⑵　入所定員が 10 人の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	784 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,617 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	897 単位
⑶　入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	623 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,039 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	822 単位
⑷　入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	784 単位
⑸　入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	655 単位
⑹　入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	585 単位
⑺　入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	562 単位
⑻　入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	541 単位
⑼　入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	519 単位
⑽　入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	501 単位
⑾　入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	480 単位
⑿　入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	477 単位
⒀　入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	475 単位
⒁　入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	472 単位
⒂　入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	469 単位
⒃　入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	466 単位

独施設であるとき	891 単位
⑵　入所定員が 10 人の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	779 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,606 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	891 単位
⑶　入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	619 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,032 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	817 単位
⑷　入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	779 単位
⑸　入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	651 単位
⑹　入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	581 単位
⑺　入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	558 単位
⑻　入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	537 単位
⑼　入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	516 単位
⑽　入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	498 単位
⑾　入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	477 単位
⑿　入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	474 単位
⒀　入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	472 単位
⒁　入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	469 単位
⒂　入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	466 単位
⒃　入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	463 単位

⑰　入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合　462 単位	⑰　入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合　459 単位
⑱　入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合　458 単位	⑱　入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合　455 単位
⑲　入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合　454 単位	⑲　入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合　451 単位
⑳　入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合　450 単位	⑳　入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合　447 単位
㉑　入所定員が 191 人以上の場合　447 単位	㉑　入所定員が 191 人以上の場合　444 単位
ロ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	ロ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(1)　入所定員が 30 人以下の場合　792 単位	(1)　入所定員が 30 人以下の場合　787 単位
(2)　入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合　723 単位	(2)　入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合　718 単位
(3)　入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合　687 単位	(3)　入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合　682 単位
(4)　入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合　656 単位	(4)　入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合　652 単位
(5)　入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合　626 単位	(5)　入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合　622 単位
(6)　入所定員が 71 人以上の場合　596 単位	(6)　入所定員が 71 人以上の場合　592 単位
ハ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	ハ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
(1)　入所定員が５人の場合	(1)　入所定員が５人の場合
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　1,054 単位	(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　1,047 単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　835 単位	(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　830 単位
(2)　入所定員が６人以上９人以下の場合	(2)　入所定員が６人以上９人以下の場合
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　766 単位	(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　761 単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　835 単位	(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　830 単位
(3)　入所定員が 10 人の場合	(3)　入所定員が 10 人の場合

㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766 単位	㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761 単位
㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,608 単位	㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597 単位
㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835 単位	㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830 単位
⑷ 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	⑷ 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 586 単位	㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582 単位
㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150 単位	㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,142 単位
㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
⑸ 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	⑸ 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 544 単位	㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 540 単位
㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965 単位	㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 959 単位
㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
⑹ 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	⑹ 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 487 単位	㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484 単位
㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864 単位	㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858 単位
㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位	㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位
⑺ 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	⑺ 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458 単位	㈠ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455 単位
㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 736 単位	㈡ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 731 単位
㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位	㈢ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位

⑻　入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑼から⒂までにおいて同じ。）　648 単位	⑻　入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑼から⒂までにおいて同じ。）　644 単位
⑼　入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合　603 単位	⑼　入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合　599 単位
⑽　入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合　529 単位	⑽　入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合　526 単位
⑾　入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合　510 単位	⑾　入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合　507 単位
⑿　入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合　492 単位	⑿　入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合　489 単位
⒀　入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合　473 単位	⒀　入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合　470 単位
⒁　入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合　456 単位	⒁　入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合　453 単位
⒂　入所定員が 91 人以上の場合　438 単位	⒂　入所定員が 91 人以上の場合　435 単位
ニ　主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	ニ　主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
⑴　入所定員が５人の場合	⑴　入所定員が５人の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　1,054 単位	㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　1,047 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　831 単位	㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　826 単位
⑵　入所定員が６人以上９人以下の場合	⑵　入所定員が６人以上９人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　785 単位	㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　780 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　831 単位	㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　826 単位
⑶　入所定員が 10 人の場合	⑶　入所定員が 10 人の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　785 単位	㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　780 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,597 単位	㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,587 単位

㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　831 単位	㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　826 単位
(4)　入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	(4)　入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　587 単位	㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　583 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,141 単位	㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,134 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　757 単位	㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　752 単位
(5)　入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5)　入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　547 単位	㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　543 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　963 単位	㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　957 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　757 単位	㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　752 単位
(6)　入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6)　入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　484 単位	㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　481 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　816 単位	㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　811 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　732 単位	㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　727 単位
(7)　入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7)　入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　461 単位	㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　458 単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　732 単位	㈡　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　727 単位
㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　732 単位	㈢　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　727 単位
(8)　入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）　645 単位	(8)　入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）　641 単位

⑼　入所定員が36人以上40人以下の場合　600単位	⑼　入所定員が36人以上40人以下の場合　596単位
⑽　入所定員が41人以上50人以下の場合　526単位	⑽　入所定員が41人以上50人以下の場合　523単位
⑾　入所定員が51人以上60人以下の場合　507単位	⑾　入所定員が51人以上60人以下の場合　504単位
⑿　入所定員が61人以上70人以下の場合　490単位	⑿　入所定員が61人以上70人以下の場合　487単位
⒀　入所定員が71人以上80人以下の場合　471単位	⒀　入所定員が71人以上80人以下の場合　468単位
⒁　入所定員が81人以上90人以下の場合　454単位	⒁　入所定員が81人以上90人以下の場合　451単位
⒂　入所定員が91人以上の場合　437単位	⒂　入所定員が91人以上の場合　434単位
ホ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	ホ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
⑴　入所定員が50人以下の場合　752単位	⑴　入所定員が50人以下の場合　747単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　738単位	⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　733単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　723単位	⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　718単位
⑷　入所定員が71人以上の場合　707単位	⑷　入所定員が71人以上の場合　702単位
第２　医療型障害児入所施設	第２　医療型障害児入所施設
医療型障害児入所施設給付費（１日につき）	医療型障害児入所施設給付費（１日につき）
イ　指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）	イ　指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）
⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合　351単位	⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合　349単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合　174単位	⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合　173単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合　913単位	⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合　909単位
ロ　指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	ロ　指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合
⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
㈠　60日目まで　419単位	㈠　60日目まで　417単位

㈡	61日目以降90日目まで	383単位	㈡ 61日目以降90日目まで 381単位
㈢	91日目以降180日目まで	351単位	㈢ 91日目以降180日目まで 349単位
㈣	181日目以降	318単位	㈣ 181日目以降 317単位
(2)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
㈠	60日目まで	205単位	㈠ 60日目まで 204単位
㈡	61日目以降90日目まで	189単位	㈡ 61日目以降90日目まで 188単位
㈢	91日目以降180日目まで	174単位	㈢ 91日目以降180日目まで 173単位
㈣	181日目以降	159単位	㈣ 181日目以降 158単位
(3)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
㈠	60日目まで	1,100単位	㈠ 60日目まで 1,095単位
㈡	61日目以降90日目まで	1,002単位	㈡ 61日目以降90日目まで 997単位
㈢	91日目以降180日目まで	913単位	㈢ 91日目以降180日目まで 909単位
㈣	181日目以降	824単位	㈣ 181日目以降 820単位
ハ	指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）
(1)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	126単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 125単位
(2)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	889単位	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 885単位
ニ	指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合
(1)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
㈠	60日目まで	152単位	㈠ 60日目まで 151単位
㈡	61日目以降90日目まで	138単位	㈡ 61日目以降90日目まで 137単位
㈢	91日目以降180日目まで	126単位	㈢ 91日目以降180日目まで 125単位
㈣	181日目以降	114単位	㈣ 181日目以降 113単位
(2)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
㈠	60日目まで	1,076単位	㈠ 60日目まで 1,071単位

㈡ 61 日目以降 90 日目まで	978 単位	㈡ 61 日目以降 90 日目まで	973 単位
㈢ 91 日目以降 180 日目まで	889 単位	㈢ 91 日目以降 180 日目まで	885 単位
㈣ 181 日目以降	800 単位	㈣ 181 日目以降	796 単位

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第5回（H31.2.15）	資料3

障害福祉サービス費等の報酬算定構造（案）

2019年10月見直し箇所　：　赤字

目　次

居宅介護サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
重度訪問介護サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
同行援護サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
行動援護サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
療養介護サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
生活介護サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
経過的生活介護サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
短期入所サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
重度障害者等包括支援サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
施設入所支援サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
経過的施設入所支援サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
機能訓練サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
生活訓練サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
宿泊型自立訓練サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
就労移行支援サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
就労移行支援（養成）サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
就労継続支援Ａ型サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
就労継続支援Ｂ型サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
就労定着支援サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
自立生活援助サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
共同生活援助サービス費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
計画相談支援給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
障害児相談支援給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
地域相談支援給付費（地域移行支援） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
地域相談支援給付費（地域定着支援） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
福祉型障害児入所施設給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
医療型障害児入所施設給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
児童発達支援給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
医療型児童発達支援給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
放課後等デイサービス給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
居宅訪問型児童発達支援給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
保育所等訪問支援給付費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修課程修了者等により行われる場合	注 重度訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算（月2回を限度）	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 （249単位）	×70／100	1時間未満 (184単位) 1時間以上 1時間30分未満 (274単位) 1時間30分以上 2時間未満 (366単位) 2時間以上 2時間30分未満 (457単位) 2時間30分以上 3時間未満 (549単位) ※3時間以上 (633単位に30分を増すごとに+84単位)	×200／100	夜間もしくは早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	特定事業所加算（Ⅰ） ＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ） ＋5／100	＋15／100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 （393単位）										
	(3) 1時間以上1時間30分未満 （571単位）										
	(4) 1時間30分以上2時間未満 （652単位）										
	(5) 2時間以上2時間30分未満 （734単位）										
	(6) 2時間30分以上3時間未満 （815単位）										
	(7) 3時間以上 （896単位に30分を増すごとに＋81単位）										
ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）	(1) 30分未満 （249単位）										
	(2) 30分以上1時間未満 （393単位）										
	(3) 1時間以上1時間30分未満 （571単位）										
	(4) 1時間30分以上2時間未満 （652単位）										
	(5) 2時間以上2時間30分未満 （734単位）										
	(6) 2時間30分以上3時間未満 （815単位）										
	(7) 3時間以上 （896単位に30分を増すごとに＋81単位）										
ハ 家事援助	(1) 30分未満 （102単位）	×90／100	×90／100								
	(2) 30分以上45分未満 （148単位）										
	(3) 45分以上1時間未満 （191単位）										
	(4) 1時間以上1時間15分未満 （232単位）										
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満 （268単位）										
	(6) 1時間30分以上 （302単位に15分を増すごとに＋34単位）										
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）	(1) 30分未満 （102単位）										
	(2) 30分以上1時間未満 （191単位）										
	(3) 1時間以上1時間30分未満 （268単位）										
	(4) 1時間30分以上 （336単位に30分を増すごとに＋68単位）										
ホ 通院等乗降介助 （98単位）											

初回加算 （1月につき200単位を加算）	
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） （1回につき150単位を加算）	
福祉専門職員等連携加算（90日の間、3回を限度） （1回につき564単位を加算）	
福祉・介護職員処遇改善加算 イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×302／1,000） ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×220／1,000） ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×122／1,000） ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋ハの90／100） ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋ハの80／100）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
福祉・介護職員処遇改善特別加算 （1月につき ＋所定単位×41／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×74／1,000） ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×58／1,000）	注 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 90日以上利用減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算（月2回を限度）	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ　ロ以外の障害者に提供した場合	（1）　1時間未満　（ 184単位 ） （2）　1時間以上1時間30分未満　（ 274単位 ） （3）　1時間30分以上2時間未満　（ 366単位 ） （4）　2時間以上2時間30分未満　（ 457単位 ） （5）　2時間30分以上3時間未満　（ 549単位 ） （6）　3時間以上3時間30分未満　（ 639単位 ） （7）　3時間30分以上4時間未満　（ 731単位 ） （8）　4時間以上8時間未満　（816単位に30分を増すごとに＋85単位） （9）　8時間以上12時間未満　（1,496単位に30分を増すごとに＋85単位） （10）　12時間以上16時間未満　（2,171単位に30分を増すごとに＋80単位） （11）　16時間以上20時間未満　（2,817単位に30分を増すごとに＋86単位） （12）　20時間以上24時間未満　（3,499単位に30分を増すごとに＋80単位）	＋15／100	＋8.5／100	×200／100 熟練従業者が同行して支援を行う場合 ×170／100	夜間もしくは早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100		特定事業所加算（Ⅰ） ＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ） ＋10／100	＋15／100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ　病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	（1）　1時間未満　（ 184単位 ） （2）　1時間以上1時間30分未満　（ 274単位 ） （3）　1時間30分以上2時間未満　（ 366単位 ） （4）　2時間以上2時間30分未満　（ 457単位 ） （5）　2時間30分以上3時間未満　（ 549単位 ） （6）　3時間以上3時間30分未満　（ 639単位 ） （7）　3時間30分以上4時間未満　（ 731単位 ） （8）　4時間以上8時間未満　（816単位に30分を増すごとに＋85単位） （9）　8時間以上12時間未満　（1,496単位に30分を増すごとに＋85単位） （10）　12時間以上16時間未満　（2,171単位に30分を増すごとに＋80単位） （11）　16時間以上20時間未満　（2,817単位に30分を増すごとに＋86単位） （12）　20時間以上24時間未満　（3,499単位に30分を増すごとに＋80単位）					×80/100				

移動介護加算	イ 1時間未満　（100単位を加算） ロ 1時間以上1時間30分未満　（125単位を加算） ハ 1時間30分以上2時間未満　（150単位を加算） ニ 2時間以上2時間30分未満　（175単位を加算） ホ 2時間30分以上3時間未満　（200単位を加算） ヘ 3時間以上　（250単位を加算）

初回加算
（ 1月につき200単位を加算 ）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）
（ 1回につき150単位を加算 ）

行動障害支援連携加算（30日の間、1回を限度）
（ 1回につき584単位を加算 ）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×191／1,000） ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×139／1,000） ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×77／1,000） ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋ハの90／100） ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋ハの80／100）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （ 1月につき　＋所定単位×26／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×45／1,000） ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×36／1,000）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

○同行援護サービス費

基本部分	注 基礎研修課程修了者等により行われる場合	注 盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	注 ２人の同行援護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	注 障害支援区分3に該当する者の場合	注 障害支援区分4以上に該当する者の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算（月2回を限度）	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満 （ 184単位 ） ロ 30分以上1時間未満 （ 292単位 ） ハ 1時間以上1時間30分未満 （ 421単位 ） ニ 1時間30分以上2時間未満 （ 485単位 ） ホ 2時間以上2時間30分未満 （ 548単位 ） ヘ 2時間30分以上3時間未満 （ 611単位 ） ト 3時間以上 （674単位に30分を増すごとに＋63単位）	×90／100	×90／100	×200／100	夜間もしくは早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	＋25／100	＋20／100	＋40／100	特定事業所加算（Ⅰ） ＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ） ＋5／100	＋15／100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算

初回加算 （ 1月につき200単位を加算 ）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） （ 1回につき150単位を加算 ）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×302／1,000） ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×220／1,000） ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×122／1,000） ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋ハの90／100） ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋ハの80／100）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （ 1月につき ＋所定単位×41／1,000 ）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×148／1,000） ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×115／1,000）	注 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

○行動援護サービス費

基本部分	注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算（月2回を限度）	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満 （255単位）	×95／100	×200／100	特定事業所加算（Ⅰ） ＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ） ＋5／100	＋15／100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満 （403単位）						
ハ 1時間以上1時間30分未満 （587単位）						
ニ 1時間30分以上2時間未満 （735単位）						
ホ 2時間以上2時間30分未満 （884単位）						
ヘ 2時間30分以上3時間未満 （1,032単位）						
ト 3時間以上3時間30分未満 （1,182単位）						
チ 3時間30分以上4時間未満 （1,330単位）						
リ 4時間以上4時間30分未満 （1,480単位）						
ヌ 4時間30分以上5時間未満 （1,628単位）						
ル 5時間以上5時間30分未満 （1,777単位）						
ヲ 5時間30分以上6時間未満 （1,925単位）						
ワ 6時間以上6時間30分未満 （2,075単位）						
カ 6時間30分以上7時間未満 （2,223単位）						
ヨ 7時間以上7時間30分未満 （2,373単位）						
タ 7時間30分以上 （2,520単位）						

初回加算 （1月につき200単位を加算）	
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） （1回につき150単位を加算）	
行動障害支援指導連携加算（移行する日の属する月につき1回を限度） （1回につき273単位を加算）	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×250／1000） ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×182／1000） ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×101／1000） ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋ハの90／100） ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋ハの80／100）
福祉・介護職員処遇改善特別加算 （1月につき ＋所定単位×34／1000）	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×69／1,000） ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×57／1,000）

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

○療養介護サービス費

基本部分				注 地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護職員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算
イ　療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一)　定員40人以下	(948単位)	×965／1,000	×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二)　定員41人以上60人以下	(922単位)								
		(三)　定員61人以上80人以下	(875単位)								
		(四)　定員81人以上	(838単位)								
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一)　定員40人以下	(690単位)								
		(二)　定員41人以上60人以下	(655単位)								
		(三)　定員61人以上80人以下	(608単位)								
		(四)　定員81人以上	(578単位)								
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一)　定員40人以下	(546単位)								
		(二)　定員41人以上60人以下	(517単位)								
		(三)　定員61人以上80人以下	(488単位)								
		(四)　定員81人以上	(466単位)								
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一)　定員40人以下	(437単位)								
		(二)　定員41人以上60人以下	(401単位)								
		(三)　定員61人以上80人以下	(374単位)								
		(四)　定員81人以上	(354単位)								
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一)　定員40人以下	(437単位)	×965／1,000							
		(二)　定員41人以上60人以下	(401単位)								
		(三)　定員61人以上80人以下	(374単位)								
		(四)　定員81人以上	(354単位)								
ロ　経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一)　定員40人以下	(886単位)								
		(二)　定員41人以上60人以下	(886単位)								
		(三)　定員61人以上80人以下	(857単位)								
		(四)　定員81人以上	(823単位)								

地域移行加算	(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき 10単位を加算)	
	ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき 7単位を加算)	
	ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき 4単位を加算)	

人員配置体制加算	イ　人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1)　定員61人以上80人以下	(1日につき 6単位を加算)
		(2)　定員81人以上	(1日につき 17単位を加算)
	ロ　人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1)　定員40人以下	(1日につき 170単位を加算)
		(2)　定員41人以上60人以下	(1日につき 200単位を加算)
		(3)　定員61人以上80人以下	(1日につき 224単位を加算)
		(4)　定員81人以上	(1日につき 237単位を加算)

×965／1,000

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき300単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×35／1,000)	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×25／1,000)	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×14／1,000)	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋ハの90／100)	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき　＋ハの80／100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき　＋所定単位×5／1,000)	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×25／1,000)	注　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×23／1,000)	

○生活介護サービス費

基本部分				注 地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合
イ　生活介護サービス費	(1)定員20人以下	(一)　区分6	(1,291単位)	×965／1,000
		(二)　区分5	(969単位)	
		(三)　区分4	(687単位)	
		(四)　区分3	(617単位)	
		(五)　区分2以下	(564単位)	
	(2)定員21人以上40人以下	(一)　区分6	(1,151単位)	
		(二)　区分5	(859単位)	
		(三)　区分4	(605単位)	
		(四)　区分3	(544単位)	
		(五)　区分2以下	(496単位)	
	(3)定員41人以上60人以下	(一)　区分6	(1,111単位)	
		(二)　区分5	(824単位)	
		(三)　区分4	(573単位)	
		(四)　区分3	(507単位)	
		(五)　区分2以下	(464単位)	
	(4)定員61人以上80人以下	(一)　区分6	(1,055単位)	
		(二)　区分5	(789単位)	
		(三)　区分4	(554単位)	
		(四)　区分3	(498単位)	
		(五)　区分2以下	(450単位)	
	(5)定員81人以上	(一)　区分6	(1,038単位)	
		(二)　区分5	(773単位)	
		(三)　区分4	(540単位)	
		(四)　区分3	(483単位)	
		(五)　区分2以下	(433単位)	
ロ　共生型生活介護サービス費		(1)　共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	(698単位)	
		(2)　共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	(859単位)	
ハ　基準該当生活介護サービス費		(1)　基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	(698単位)	
		(2)　基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	(859単位)	
ニ　経過的生活介護サービス費			(別表のとおり)	

注

利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	開所時間減算	又は	短時間利用減算	定員81人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算
×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	開所時間が4時間未満 ×50／100 開所時間が4時間以上6時間未満 ×70／100		利用時間5時間未満の利用者が全利用者の50%以上 ×70/100	×991／1000	1日につき12単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算	1日につき58単位を加算

人員配置体制加算	イ　人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(一)定員20人以下	(1日につき265単位を加算)
		(二)定員21人以上60人以下	(1日につき212単位を加算)
		(三)定員61人以上	(1日につき197単位を加算)
	ロ　人員配置体制加算(Ⅱ) (2:1)	(一)定員20人以下	(1日につき181単位を加算)
		(二)定員21人以上60人以下	(1日につき136単位を加算)
		(三)定員61人以上	(1日につき125単位を加算)
	ハ　人員配置体制加算(Ⅲ) (2.5:1)	(一)定員20人以下	(1日につき51単位を加算)
		(二)定員21人以上60人以下	(1日につき38単位を加算)
		(三)定員61人以上	(1日につき33単位を加算)

×965／1,000

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

常勤看護職員等配置加算	イ　常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	(一)定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(二)定員21人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)
		(三)定員41人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)
		(四)定員61人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)
		(五)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)
	ロ　常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	(一)定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(二)定員21人以上40人以下	(1日につき38単位を加算)
		(三)定員41人以上60人以下	(1日につき22単位を加算)
		(四)定員61人以上80人以下	(1日につき16単位を加算)
		(五)定員81人以上	(1日につき12単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　(1日につき41単位を加算)

初期加算　(1日につき30単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)　(1回につき94単位を加算)

重度障害者支援加算	(一) 体制を整えた場合	(1日につき7単位を加算)	注　加算の算定を開始した日から起算して90日以内 ＋700単位
	(二) 支援を行った場合	(1日につき180単位を加算)	

リハビリテーション加算	イ　リハビリテーション加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
	ロ　リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき20単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)　(1回につき150単位を加算)

食事提供体制加算　(1日につき30単位を加算)

延長支援加算	(1)1時間未満	(1日につき61単位を加算)
	(2)1時間以上	(1日につき92単位を加算)

送迎加算	イ　送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注1　一定の条件を満たす場合　＋28単位 注2　同一敷地内の場合　×70/100
	ロ　送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注　地域生活支援拠点等の場合　＋50単位
	ロ　障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	

就労移行支援体制加算	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
	(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)

注1　前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算
注2　前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき　＋所定単位×42／1,000)
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき　＋所定単位×31／1,000)
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき　＋所定単位×17／1,000)
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき　＋ハの90／100)
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき　＋ハの80／100)

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3　指定障害者支援施設において行った場合
　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1月につき　＋所定単位×69／1,000)
　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1月につき　＋所定単位×50／1,000)
　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1月につき　＋所定単位×28／1,000)
　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(1月につき　＋ハの90／100)
　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　(1月につき　＋ハの80／100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき　＋所定単位×6／1,000)

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3　指定障害者支援施設において行った場合　(1月につき　＋所定単位×9／1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき　＋所定単位×14／1,000)
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき　＋所定単位×13／1,000)

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2　指定障害者支援施設において行った場合　(1月につき　＋所定単位×19／1,000)

ニ　経過的生活介護サービス費

（別　表）

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 入所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 職業指導員を配置している場合（1日につき）	注 重度障害児支援加算	注 重度重複障害児加算	注 強度行動障害児特別支援加算	注 心理担当職員を配置している場合（1日につき）	注 看護職員配置加算（Ⅰ）	注 看護職員配置加算（Ⅱ）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設　（843単位）					+46単位				+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設　（737単位）					+139単位				+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
		(二)当該施設が主たる施設　（1,520単位）												
		(三)当該施設が単独施設　（843単位）					+46単位							
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設　（586単位）					+69単位				+48単位	+66単位	+90単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +95単位 ロ 児童指導員等の場合 +71単位
		(二)当該施設が主たる施設　（977単位）												
		(三)当該施設が単独施設　（773単位）					+46単位							
	(4)定員21人以上30人以下　（737単位）						+46単位				+32単位	+44単位	+55単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位
	(5)定員31人以上40人以下　（616単位）						+37単位				+24単位	+36単位	+39単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位
	(6)定員41人以上50人以下　（550単位）						+27単位				+19単位	+26単位	+30.単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位
	(7)定員51人以上60人以下　（528単位）						+24単位				+16単位	+24単位	+24単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位
	(8)定員61人以上70人以下　（509単位）						+22単位				+14単位	+22単位	+21単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +22単位 ロ 児童指導員等の場合 +16単位
	(9)定員71人以上80人以下　（488単位）						+19単位				+12単位	+19単位	+18単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位
	(10)定員81人以上90人以下　（471単位）						+16単位				+10単位	+16単位	+16単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +17単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位
	(11)定員91人以上100人以下　（451単位）						+13単位				+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +15単位 ロ 児童指導員等の場合 +11単位
	(12)定員101人以上110人以下　（448単位）						+12単位				+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +13単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位
	(13)定員111人以上120人以下　（447単位）						+11単位	イ 重度障害児支援加算（Ⅰ） 1日につき +155単位 ロ 重度障害児支援加算（Ⅱ） 1日につき +186単位 *別に定める要件に合致する場合 ＋10単位		1日につき +734単位 *加算の算定を開始した日から起算して90日以内　+658単位	+8単位	+11単位	+12単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +13単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位
	(14)定員121人以上130人以下　（444単位）						+10単位				+8単位	+10単位	+11単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(15)定員131人以上140人以下　（441単位）						+9単位				+7単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(16)定員141人以上150人以下　（438単位）						+8単位				+7単位	+8単位	+9単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位

	(17)定員151人以上160人以下	(434単位)						+8単位				+6単位		+8単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+8単位 ロ 児童指導員等の場合+7単位
	(18)定員161人以上170人以下	(431単位)						+8単位				+6単位		+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+8単位 ロ 児童指導員等の場合+7単位
	(19)定員171人以上180人以下	(427単位)						+8単位				+6単位		+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+8単位 ロ 児童指導員等の場合+7単位
	(20)定員181人以上190人以下	(423単位)						+8単位				+5単位		+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+8単位 ロ 児童指導員等の場合+6単位
	(21)定員191人以上	(420単位)						+8単位				+5単位		+6単位	+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+8単位 ロ 児童指導員等の場合+6単位
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(744単位)						+46単位				+24単位			+34単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+36単位 ロ 児童指導員等の場合+26単位
	(2)定員31人以上40人以下	(680単位)						+37単位				+24単位			+34単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+36単位 ロ 児童指導員等の場合+26単位
	(3)定員41人以上50人以下	(646単位)						+27単位				+19単位			+30単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+32単位 ロ 児童指導員等の場合+24単位
	(4)定員51人以上60人以下	(617単位)						+24単位				+16単位			+24単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+26単位 ロ 児童指導員等の場合+19単位
	(5)定員61人以上70人以下	(588単位)						+22単位				+14単位			+21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+22単位 ロ 児童指導員等の場合+16単位
	(6)定員71人以上	(560単位)						+19単位				+12単位			+18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+19単位 ロ 児童指導員等の場合+14単位
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (991単位)						+278単位				+96単位		+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+142単位 ロ 児童指導員等の場合+105単位
		(二)当該施設が単独施設 (785単位)						+46単位								
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (720単位)						+139単位				+96単位		+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+142単位 ロ 児童指導員等の場合+105単位
		(二)当該施設が単独施設 (785単位)						+46単位								
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (720単位)						+139単位				+96単位		+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+142単位 ロ 児童指導員等の場合+105単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,512単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (785単位)						+46単位								
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (551単位)						+92単位				+48単位		+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+95単位 ロ 児童指導員等の場合+71単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,081単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (715単位)						+46単位								
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (511単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70／100 3月以上連続して減算の場合×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		+69単位			1日につき+104単位	+48単位	＊公認心理師の場合+9単位	+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+95単位 ロ 児童指導員等の場合+71単位
		(二)当該施設が主たる施設 (907単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (715単位)						+46単位								

	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （458単位）					+55単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +149単位 ニ 重度障害児支援加算(Ⅳ) 1日につき +178単位 *別に定める要件に合致する場合 ＋10単位			+32単位		+44単位	+55単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位
		(二)当該施設が主たる施設 （812単位）													
		(三)当該施設が単独施設 （692単位）					+46単位								
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （431単位）					+46単位				+32単位		+44単位	+55単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位
		(二)当該施設が主たる施設 （692単位）													
		(三)当該施設が単独施設 （692単位）													
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 （609単位）					+37単位				+24単位		+36単位	+39単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位
		(二)当該施設が単独施設 （609単位）													
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 （567単位）					+37単位				+24単位		+36単位	+39単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位
		(二)当該施設が単独施設 （567単位）													
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 （497単位）					+27単位				+19単位		+26単位	+30単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位
		(二)当該施設が単独施設 （497単位）													
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 （479単位）					+24単位				+16単位		+24単位	+24単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位
		(二)当該施設が単独施設 （479単位）													
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 （462単位）					+22単位				+14単位		+22単位	+21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 ロ 児童指導員等の場合 +16単位
		(二)当該施設が単独施設 （462単位）													
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 （445単位）					+19単位				+12単位		+19単位	+18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位
		(二)当該施設が単独施設 （445単位）													
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 （429単位）					+16単位				+10単位		+16単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +17単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位
		(二)当該施設が単独施設 （429単位）													
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 （412単位）					+13単位				+9単位		+13単位	+14単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +15単位 ロ 児童指導員等の場合 +11単位
		(二)当該施設が単独施設 （412単位）													
二 ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （991単位）					+278単位				+96単位		+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
		(二)当該施設が単独施設 （781単位）					+46単位								
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （738単位）					+139単位				+96単位		+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
		(二)当該施設が単独施設 （781単位）					+46単位								
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （738単位）					+139単位				+96単位		+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
		(二)当該施設が主たる施設 （1,501単位）													
		(三)当該施設が単独施設 （781単位）					+46単位								
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （552単位）					+92単位				+48単位		+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 ロ 児童指導員等の場合 +71単位
		(二)当該施設が主たる施設 （1,073単位）													
		(三)当該施設が単独施設 （712単位）					+46単位								
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （514単位）					+69単位				+48単位		+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 ロ 児童指導員等の場合 +71単位
		(二)当該施設が主たる施設 （905単位）													
		(三)当該施設が単独施設 （712単位）					+46単位								

	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （455単位）					+55単位	ホ 重度障害児支援加算（Ⅴ） 1日につき +134単位 ヘ 重度障害児支援加算（Ⅵ） 1日につき +161単位 *別に定める要件に合致する場合 ＋10単位		+32単位		+44単位	+55単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位
		(二)当該施設が主たる施設 （767単位）													
		(三)当該施設が単独施設 （688単位）					+46単位								
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 （433単位）					+46単位			+32単位		+44単位	+55単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位	
		(二)当該施設が主たる施設 （688単位）													
		(三)当該施設が単独施設 （688単位）													
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 （606単位）					+37単位			+24単位		+36単位	+39単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位	
		(二)当該施設が単独施設 （606単位）													
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 （564単位）					+37単位			+24単位		+36単位	+39単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位	
		(二)当該施設が単独施設 （564単位）													
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 （494単位）					+27単位			+19単位		+26単位	+30単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	
		(二)当該施設が単独施設 （494単位）													
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 （477単位）					+24単位			+16単位		+24単位	+24単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位	
		(二)当該施設が単独施設 （477単位）													
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 （461単位）					+22単位			+14単位		+22単位	+21単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +22単位 ロ 児童指導員等の場合 +16単位	
		(二)当該施設が単独施設 （461単位）													
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 （443単位）					+19単位			+12単位		+19単位	+18単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	
		(二)当該施設が単独施設 （443単位）													
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 （427単位）					+16単位			+10単位		+16単位	+16単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +17単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	
		(二)当該施設が単独施設 （427単位）													
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 （411単位）					+13単位			+9単位		+13単位	+14単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +15単位 ロ 児童指導員等の場合 +11単位	
		(二)当該施設が単独施設 （411単位）													
ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下 （707単位）							ト 重度障害児支援加算（Ⅶ） 1日につき +186単位		+19単位			+27単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +21単位	
	(2)定員51人以上60人以下 （694単位）									+16単位			+24単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位	
	(3)定員61人以上70人以下 （680単位）									+14単位			+21単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +22単位 ロ 児童指導員等の場合 +16単位	
	(4)定員71人以上 （665単位）									+12単位			+18単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算（Ⅰ）	(1)定員60人以下 （301単位）	×965/1,000	入院・外泊時加算（Ⅰ）については8日を限度、入院・外泊時加算（Ⅱ）については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下 （271単位）		
		(3)定員91人以上 （237単位）		
	ロ 入院・外泊時加算（Ⅱ）	(1)定員60人以下 （180単位）		
		(2)定員61人以上90人以下 （162単位）		
		(3)定員91人以上 （141単位）		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算（Ⅰ）	（当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 317単位を加算）
	ロ 自活訓練加算（Ⅱ）	（当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 421単位を加算）

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	（1回につき 527単位を加算）
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	（1回につき 1,055単位を加算）

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき9単位を加算）
	ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき7単位を加算）
	ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき4単位を加算）

地域移行加算	（入所中2回、退所後1回を限度として、470単位を加算）

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算（Ⅰ）	(1)定員40人以下	（1日につき25単位を加算）
		(2)定員41人以上50人以下	（1日につき21単位を加算）
		(3)定員51人以上60人以下	（1日につき17単位を加算）
		(4)定員61人以上70人以下	（1日につき14単位を加算）
		(5)定員71人以上80人以下	（1日につき12単位を加算）
		(6)定員81人以上90人以下	（1日につき11単位を加算）
		(7)定員91人以上100人以下	（1日につき10単位を加算）
		(8)定員101人以上110人以下	（1日につき9単位を加算）
		(9)定員111人以上120人以下	（1日につき8単位を加算）
		(10)定員121人以上130人以下	（1日につき8単位を加算）
		(11)定員131人以上140人以下	（1日につき7単位を加算）
		(12)定員141人以上150人以下	（1日につき7単位を加算）
		(13)定員151人以上160人以下	（1日につき6単位を加算）
		(14)定員161人以上170人以下	（1日につき6単位を加算）
		(15)定員171人以上180人以下	（1日につき6単位を加算）
		(16)定員181人以上190人以下	（1日につき5単位を加算）
		(17)定員191人以上	（1日につき5単位を加算）
	ロ 栄養士配置加算（Ⅱ）	(1)定員40人以下	（1日につき14単位を加算）
		(2)定員41人以上50人以下	（1日につき11単位を加算）
		(3)定員51人以上60人以下	（1日につき9単位を加算）
		(4)定員61人以上70人以下	（1日につき8単位を加算）
		(5)定員71人以上80人以下	（1日につき7単位を加算）
		(6)定員81人以上90人以下	（1日につき6単位を加算）
		(7)定員91人以上100人以下	（1日につき6単位を加算）
		(8)定員101人以上110人以下	（1日につき5単位を加算）
		(9)定員111人以上120人以下	（1日につき5単位を加算）
		(10)定員121人以上130人以下	（1日につき4単位を加算）
		(11)定員131人以上140人以下	（1日につき4単位を加算）
		(12)定員141人以上150人以下	（1日につき4単位を加算）
		(13)定員151人以上160人以下	（1日につき3単位を加算）
		(14)定員161人以上170人以下	（1日につき3単位を加算）
		(15)定員171人以上180人以下	（1日につき3単位を加算）
		(16)定員181人以上190人以下	（1日につき3単位を加算）
		(17)定員191人以上	（1日につき3単位を加算）

栄養マネジメント加算	（1日につき11単位を加算）

小規模グループケア加算	（1日につき 226単位を加算）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×62／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×45／1,000）	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×25／1,000）	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋ハの90／100）	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋ハの80／100）	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （1月につき ＋所定単位×8／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×55／1,000）	注 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×50／1,000）	

○短期入所サービス費

基本部分			
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6	(902単位)
		(二) 区分5	(766単位)
		(三) 区分4	(633単位)
		(四) 区分3	(569単位)
		(五) 区分1・2	(497単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6	(588単位)
		(二) 区分5	(515単位)
		(三) 区分4	(310単位)
		(四) 区分3	(234単位)
		(五) 区分1・2	(168単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3	(766単位)
		(二) 区分2	(601単位)
		(三) 区分1	(497単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3	(515単位)
		(二) 区分2	(272単位)
		(三) 区分1	(168単位)
	(5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6	(1,103単位)
		(二) 区分5	(968単位)
		(三) 区分4	(834単位)
		(四) 区分3	(771単位)
		(五) 区分1・2	(699単位)
	(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6	(790単位)
		(二) 区分5	(718単位)
		(三) 区分4	(512単位)
		(四) 区分3	(437単位)
		(五) 区分1・2	(369単位)
	(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3	(968単位)
		(二) 区分2	(803単位)
		(三) 区分1	(699単位)
	(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3	(718単位)
		(二) 区分2	(474単位)
		(三) 区分1	(369単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)		(2,907単位)
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2,703単位)
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)		(1,690単位)
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)		(2,785単位)
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)		(2,571単位)
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)		(1,588単位)
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)		(2,027単位)
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)		(1,893単位)
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)		(1,217単位)
ニ 共生型短期入所サービス費	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)		(766単位)
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)		(234単位)
	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)		(964単位)
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)		(435単位)
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)		(766単位)
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)		(234単位)

注					
利用者の数が利用定員を超える場合	又は	従業者の員数が基準に満たない場合	大規模減算	身体拘束廃止未実施減算	福祉専門職員配置等加算
×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	単独型で20床以上の場合 ×90/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算 (Ⅱ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算

短期利用加算	(1日につき30単位を加算)

常勤看護職員等配置加算	(一)定員6人以下	(1日につき10単位を加算)
	(二)定員7人以上12人以下	(1日につき8単位を加算)
	(三)定員13人以上17人以下	(1日につき6単位を加算)
	(四)定員18人以上	(1日につき4単位を加算)

医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)

重度障害児・障害者対応支援加算	(1日につき30単位を加算)

重度障害者支援加算	(1日につき50単位を加算)

注 一定の条件を満たす場合
＋10単位

単独型加算	(1日につき320単位を加算)

注 一定の条件を満たす場合
＋100単位

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき600単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき300単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき39単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき1,000単位を加算)
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき500単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1日につき22単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1日につき12単位を加算)

利用者負担上限額管理加算（月１回を限度）	（1回につき150単位を加算 ）
食事提供体制加算	（1日につき48単位を加算 ）
特別重度支援加算	イ　特別重度支援加算（Ⅰ）　（1日につき388単位を加算 ）
	ロ　特別重度支援加算（Ⅱ）　（1日につき120単位を加算 ）
緊急短期入所受入加算	イ　緊急短期入所受入加算（Ⅰ）　（1日につき180単位を加算 ）
	ロ　緊急短期入所受入加算（Ⅱ）　（1日につき270単位を加算 ）
定員超過特例加算	（1日につき50単位を加算 ）
送迎加算	（片道につき186単位を加算 ）

注1　加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。
注2　当該加算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。

注　同一敷地内の場合　　×70/100

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（１月につき　＋所定単位×69／1,000 ）
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（１月につき　＋所定単位×50／1,000 ）
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（１月につき　＋所定単位×28／1,000 ）
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋ハの90／100）
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき　＋ハの80／100）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3　単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×170／1,000）
　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×124／1,000）
　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×69／1,000）
　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100）
　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）
注4　単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×57／1,000）
　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×41／1,000）
　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×23／1,000）
　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100）
　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）
注5　単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×74／1,000）
　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×54／1,000）
　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×30／1,000）
　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100）
　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）
注6　単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×74／1,000）
　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×54／1,000）
　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×30／1,000）
　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100）
　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）
注7　単独型事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×42／1,000）
　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×31／1,000）
　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×17／1,000）
　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100）
　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）

福祉・介護職員処遇改善特別加算	（１月につき　＋所定単位×９／1,000 ）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3　単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合　（1月につき　＋所定単位×23／1,000）
注4　単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合　（1月につき　＋所定単位×８／1,000）
注5　単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合　（1月につき　＋所定単位×10／1,000）
注6　単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合　（1月につき　＋所定単位×10／1,000）
注7　単独型事業所において行った場合　（1月につき　＋所定単位×６／1,000）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	（１月につき　＋所定単位×19／1,000 ）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×20／1,000）
　ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×16／1,000）
注3　単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×39／1,000）
　ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×34／1,000）
注4　単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×18／1,000）
　ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×15／1,000）
注5　単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合
　イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×18／1,000）
　ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×15／1,000）
注6　単独型事業所において行った場合
　福祉・介護職員等特定処遇改善加算　（1月につき　＋所定単位×14／1,000）

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注 2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 低所得の利用者に対し支援を行った場合
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	（1） 1時間未満 （202単位）	×200／100	夜間もしくは早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	＋15／100	1人1日当たり100単位を加算	
	（2） 1時間以上12時間未満 （302単位に30分を増すごとに＋100単位）					
	（3） 12時間以上24時間未満 （2,500単位に30分を増すごとに＋98単位）					
ロ 短期入所	1日につき （949単位）					1日につき48単位を加算
ハ 共同生活援助（外部サービス利用型を除く）	1日につき （1,000単位）					

初回加算	（1月につき200単位を加算）	
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	（1） 医療連携体制加算（Ⅰ） （1日につき600単位を加算）	
	（2） 医療連携体制加算（Ⅱ） （1日につき300単位を加算）	
	（3） 医療連携体制加算（Ⅲ） （1日につき500単位を加算）	
	（4） 医療連携体制加算（Ⅳ） （1日につき100単位を加算）	
	（5） 医療連携体制加算（Ⅴ） （1日につき1,000単位を加算）	
	（6） 医療連携体制加算（Ⅵ） （1日につき500単位を加算）	
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	（1） 医療連携体制加算（Ⅰ） （1日につき500単位を加算）	
	（2） 医療連携体制加算（Ⅱ） （1日につき250単位を加算）	
	（3） 医療連携体制加算（Ⅲ） （1日につき500単位を加算）	
	（4） 医療連携体制加算（Ⅳ） （1日につき100単位を加算）	
送迎加算 ※短期入所のみ対象。	（片道につき186単位を加算）	注 同一敷地内の場合 ×70／100単位
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象。	（1日につき670単位を加算）	
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。	（1日につき300単位を加算）	
強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。	（1日につき300単位を加算）	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×25／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×18／1,000）	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×10／1,000）	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋ハの90／100）	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋ハの80／100）	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	（1月につき ＋所定単位×3／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	（1月につき ＋所定単位×15／1,000）	注 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

○施設入所支援サービス費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
イ　定員40人以下	(1)　区分6	(458単位)	×965／1,000	×70／100		×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	(2)　区分5	(386単位)								
	(3)　区分4	(311単位)								
	(4)　区分3	(235単位)								
	(5)　区分2以下(未判定の者を含む)	(170単位)								
ロ　定員41人以上60人以下	(1)　区分6	(359単位)						1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算	
	(2)　区分5	(300単位)								
	(3)　区分4	(238単位)								
	(4)　区分3	(187単位)								
	(5)　区分2以下(未判定の者を含む)	(148単位)								
ハ　定員61人以上80人以下	(1)　区分6	(298単位)						1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算	
	(2)　区分5	(250単位)								
	(3)　区分4	(200単位)								
	(4)　区分3	(164単位)								
	(5)　区分2以下(未判定の者を含む)	(134単位)								
ニ　定員81人以上	(1)　区分6	(272単位)						1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算	
	(2)　区分5	(225単位)								
	(3)　区分4	(180単位)								
	(4)　区分3	(148単位)								
	(5)　区分2以下(未判定の者を含む)	(127単位)								
ホ　経過的施設入所支援サービス費		(別表のとおり)								

夜勤職員配置体制加算	(1)定員21人以上40人以下	(1日につき60単位を加算)	×965／1,000
	(2)定員41人以上60人以下	(1日につき48単位を加算)	
	(3)定員61人以上	(1日につき39単位を加算)	

重度障害者支援加算	イ　重度障害者支援加算(Ⅰ)		(1日につき28単位を加算)	注　一定の条件を満たす場合 ＋22単位
	ロ　重度障害者支援加算(Ⅱ)	(一) 体制を整えた場合	(1日につき7単位を加算)	
		(二) 夜間支援を行った場合	(1日につき180単位を加算)	注　加算の算定を開始した日から起算して90日以内 ＋700単位

夜間看護体制加算 (1日につき60単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)

入院・外泊時加算	イ　入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1) 定員60人以下	(1日につき320単位を加算)	×965／1,000	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとおりの単位を算定
		(2) 定員61人以上80人以下	(1日につき272単位を加算)		
		(3) 定員81人以上	(1日につき247単位を加算)		
	ロ　入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1) 定員60人以下	(1日につき191単位を加算)		8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとおりの単位を算定
		(2) 定員61人以上80人以下	(1日につき162単位を加算)		
		(3) 定員81人以上	(1日につき147単位を加算)		

入院時支援特別加算 (月1回を限度)	(1) 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき561単位を加算)
	(2) 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,122単位を加算)

地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
体験宿泊支援加算 (1日につき120単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算	イ　地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	(1日につき12単位を加算)
	ロ　地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	(1日につき306単位を加算)

栄養マネジメント加算 (1日につき12単位を加算)
経口移行加算 (1日につき28単位を加算)

経口維持加算	イ　経口維持加算(Ⅰ)	(1日につき28単位を加算)
	ロ　経口維持加算(Ⅱ)	(1日につき5単位を加算)

療養食加算 (1日につき23単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき　＋所定単位×69／1,000)	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき　＋所定単位×50／1,000)	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき　＋所定単位×28／1,000)	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき　＋ハの90／100)	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき　＋ハの80／100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき　＋所定単位×9／1,000)	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき　＋所定単位×19／1,000)	注　所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

ホ　経過的施設入所支援サービス費　　（別　表）

基本部分				注 地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 入所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 職業指導員を配置している場合（1日につき）	注 重度障害児支援加算	注 重度重複障害児加算	注 強度行動障害児特別支援加算	注 心理担当職員を配置している場合（1日につき）		注 看護職員配置加算（Ⅰ）	注 看護職員配置加算（Ⅱ）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	（287単位）					+16単位				+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	（251単位）					+47単位				+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が主たる施設	（517単位）													
		(三)当該施設が単独施設	（287単位）					+16単位								
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	（199単位）					+23単位				+16単位		+22単位	+31単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位
		(二)当該施設が主たる施設	（332単位）													
		(三)当該施設が単独施設	（263単位）					+16単位								
	(4)定員21人以上30人以下		（251単位）					+16単位				+11単位		+15単位	+19単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位
	(5)定員31人以上40人以下		（210単位）					+12単位				+8単位		+12単位	+13単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位
	(6)定員41人以上50人以下		（187単位）					+9単位				+6単位		+9単位	+10単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(7)定員51人以上60人以下		（180単位）					+8単位				+5単位		+8単位	+8単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位
	(8)定員61人以上70人以下		（173単位）					+7単位				+5単位		+7単位	+7単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +7単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位
	(9)定員71人以上80人以下		（166単位）					+6単位				+4単位		+6単位	+6単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位
	(10)定員81人以上90人以下		（160単位）					+5単位				+4単位		+5単位	+5単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位
	(11)定員91人以上100人以下		（154単位）					+4単位				+3単位		+4単位	+5単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +5単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位
	(12)定員101人以上110人以下		（153単位）					+4単位				+3単位		+4単位	+4単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位
	(13)定員111人以上120人以下		（152単位）					+4単位	イ 重度障害児支援加算（Ⅰ） 1日につき +53単位 ロ 重度障害児支援加算（Ⅱ） 1日につき +63単位 *別に定める要件に合致する場合 ＋4単位		1日につき +250単位 *加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +224単位	+3単位		+4単位	+4単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位
	(14)定員121人以上130人以下		（151単位）					+4単位				+3単位		+4単位	+4単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位
	(15)定員131人以上140人以下		（150単位）					+3単位				+2単位		+3単位	+4単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位
	(16)定員141人以上150人以下		（149単位）					+3単位				+2単位		+3単位	+3単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位
	(17)定員151人以上160人以下		（148単位）					+3単位				+2単位		+3単位	+3単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位
	(18)定員161人以上170人以下		（147単位）					+3単位				+2単位		+3単位	+3単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位

	(19)定員171人以上180人以下		(145単位)					+3単位				+2単位		+2単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位
	(20)定員181人以上190人以下		(144単位)					+3単位				+2単位		+2単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位
	(21)定員191人以上		(143単位)					+3単位				+2単位		+2単位	+2単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下		(253単位)					+16単位				+8単位			+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位
	(2)定員31人以上40人以下		(231単位)					+12単位				+8単位			+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位
	(3)定員41人以上50人以下		(220単位)					+9単位				+6単位			+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(4)定員51人以上60人以下		(210単位)					+8単位				+5単位			+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位
	(5)定員61人以上70人以下		(200単位)					+7単位				+5単位			+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +7単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位
	(6)定員71人以上		(191単位)					+6単位				+4単位			+6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(337単位)					+95単位				+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が単独施設	(267単位)					+16単位								
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(245単位)					+47単位				+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が単独施設	(267単位)					+16単位								
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(245単位)					+47単位				+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が主たる施設	(515単位)													
		(三)当該施設が単独施設	(267単位)					+16単位								
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(188単位)					+31単位				+16単位		+22単位	+31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位
		(二)当該施設が主たる施設	(368単位)													
		(三)当該施設が単独施設	(244単位)					+16単位								
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(174単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき2単位を減算	+23単位		1日につき +36単位		+16単位	＊公認心理師の場合 +3単位	+22単位	+31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位
		(二)当該施設が主たる施設	(309単位)													
		(三)当該施設が単独施設	(244単位)					+16単位								
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(156単位)					+19単位				+11単位		+15単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位
		(二)当該施設が主たる施設	(276単位)													
		(三)当該施設が単独施設	(236単位)					+16単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +51単位 ニ 重度障害児支援加算(Ⅳ) 1日につき +60単位 *別に定める要件に合致する場合 ＋4単位							
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(147単位)					+16単位				+11単位		+15単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位
		(二)当該施設が主たる施設	(236単位)													
		(三)当該施設が単独施設	(236単位)													

	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(207単位)					+12単位			+8単位		+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+14単位 ロ 児童指導員等の場合+10単位
		(二)当該施設が単独施設	(207単位)												
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(193単位)					+12単位			+8単位		+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+14単位 ロ 児童指導員等の場合+10単位
		(二)当該施設が単独施設	(193単位)												
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(169単位)					+9単位			+6単位		+9単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+11単位 ロ 児童指導員等の場合+8単位
		(二)当該施設が単独施設	(169単位)												
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(163単位)					+8単位			+5単位		+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+9単位 ロ 児童指導員等の場合+6単位
		(二)当該施設が単独施設	(163単位)												
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(157単位)					+7単位			+5単位		+7単位	+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+7単位 ロ 児童指導員等の場合+5単位
		(二)当該施設が単独施設	(157単位)												
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(151単位)					+6単位			+4単位		+6単位	+6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+6単位 ロ 児童指導員等の場合+5単位
		(二)当該施設が単独施設	(151単位)												
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(146単位)					+5単位			+4単位		+5単位	+5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+6単位 ロ 児童指導員等の場合+4単位
		(二)当該施設が単独施設	(146単位)												
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(140単位)					+4単位			+3単位		+4単位	+5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+5単位 ロ 児童指導員等の場合+4単位
		(二)当該施設が単独施設	(140単位)												
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(337単位)					+95単位			+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+48単位 ロ 児童指導員等の場合+36単位
		(二)当該施設が単独施設	(266単位)					+16単位							
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(251単位)					+47単位			+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+48単位 ロ 児童指導員等の場合+36単位
		(二)当該施設が単独施設	(266単位)					+16単位							
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(251単位)					+47単位			+33単位		+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+48単位 ロ 児童指導員等の場合+36単位
		(二)当該施設が主たる施設	(511単位)												
		(三)当該施設が単独施設	(266単位)					+16単位							
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(188単位)					+31単位			+16単位		+22単位	+31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+32単位 ロ 児童指導員等の場合+24単位
		(二)当該施設が主たる施設	(365単位)												
		(三)当該施設が単独施設	(242単位)					+16単位							
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(175単位)					+23単位			+16単位		+22単位	+31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+32単位 ロ 児童指導員等の場合+24単位
		(二)当該施設が主たる施設	(308単位)												
		(三)当該施設が単独施設	(242単位)					+16単位							
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(155単位)					+19単位			+11単位		+15単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+20単位 ロ 児童指導員等の場合+14単位
		(二)当該施設が主たる施設	(261単位)												
		(三)当該施設が単独施設	(234単位)					+16単位	ホ 重度障害児支援加算(Ⅴ) 1日につき+46単位 ヘ 重度障害児支援加算(Ⅵ) 1日につき+55単位 *別に定める要件に合致する場合＋4単位						
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(148単位)					+16単位			+11単位		+15単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+20単位 ロ 児童指導員等の場合+14単位
		(二)当該施設が主たる施設	(234単位)												
		(三)当該施設が単独施設	(234単位)												
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(206単位)					+12単位			+8単位		+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+14単位 ロ 児童指導員等の場合+10単位
		(二)当該施設が単独施設	(206単位)												

	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (192単位)					+12単位			+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位
		(二)当該施設が単独施設 (192単位)											
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (168単位)					+9単位			+6単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
		(二)当該施設が単独施設 (168単位)											
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (162単位)					+8単位			+5単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位
		(二)当該施設が単独施設 (162単位)											
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (157単位)					+7単位			+5単位	+7単位	+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +7単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位
		(二)当該施設が単独施設 (157単位)											
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (151単位)					+6単位			+4単位	+6単位	+6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位
		(二)当該施設が単独施設 (151単位)											
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (145単位)					+5単位			+4単位	+5単位	+5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位
		(二)当該施設が単独施設 (145単位)											
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (140単位)					+4単位			+3単位	+4単位	+5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +5単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位
		(二)当該施設が単独施設 (140単位)											
ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下 (241単位)							ト 重度障害児支援加算(Ⅶ) 1日につき +63単位		+6単位		+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位
	(2)定員51人以上60人以下 (236単位)									+5単位		+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位
	(3)定員61人以上70人以下 (231単位)									+5単位		+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +7単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位
	(4)定員71人以上 (226単位)									+4単位		+6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (102単位)	×965/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下 (92単位)		
		(3)定員91人以上 (81単位)		
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (61単位)		
		(2)定員61人以上90人以下 (55単位)		
		(3)定員91人以上 (48単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 108単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 143単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 180単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 359単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき3単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき2単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき1単位を加算)

地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、160単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき9単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき7単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき6単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき5単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき4単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき4単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき4単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき3単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき3単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき3単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき2単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき2単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき2単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき2単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき2単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき2単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき2単位を加算)

	ロ 栄養士配置加算（Ⅱ）	(1)定員40人以下	（1日につき5単位を加算）
		(2)定員41人以上50人以下	（1日につき4単位を加算）
		(3)定員51人以上60人以下	（1日につき3単位を加算）
		(4)定員61人以上70人以下	（1日につき3単位を加算）
		(5)定員71人以上80人以下	（1日につき2単位を加算）
		(6)定員81人以上90人以下	（1日につき2単位を加算）
		(7)定員91人以上100人以下	（1日につき2単位を加算）
		(8)定員101人以上110人以下	（1日につき2単位を加算）
		(9)定員111人以上120人以下	（1日につき2単位を加算）
		(10)定員121人以上130人以下	（1日につき1単位を加算）
		(11)定員131人以上140人以下	（1日につき1単位を加算）
		(12)定員141人以上150人以下	（1日につき1単位を加算）
		(13)定員151人以上160人以下	（1日につき1単位を加算）
		(14)定員161人以上170人以下	（1日につき1単位を加算）
		(15)定員171人以上180人以下	（1日につき1単位を加算）
		(16)定員181人以上190人以下	（1日につき1単位を加算）
		(17)定員191人以上	（1日につき1単位を加算）

栄養マネジメント加算 （1日につき11単位を加算）	
小規模グループケア加算 （1日につき 77単位を加算）	

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×62／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×45／1,000）	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×25／1,000）	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋ハの90／100）	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋ハの80／100）	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （1月につき ＋所定単位×8／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×55／1,000）	注 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×50／1,000）	

○機能訓練サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	注 サービス管理責任者配置等加算	注 特別地域加算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (795単位)	×965／1,000	×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		
	(2) 定員21人以上40人以下 (710単位)											
	(3) 定員41人以上60人以下 (675単位)											
	(4) 定員61人以上80人以下 (647単位)											
	(5) 定員81人以上 (610単位)											
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (249単位)											＋15／100
	(2) 1時間以上 (571単位)											
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (734単位)											
ハ 共生型機能訓練サービス費 (699単位)		×965／1,000	×70／100								1日につき58単位を加算	
ニ 基準該当機能訓練サービス費 (699単位)												

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
(1日につき41単位を加算)

初期加算
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)
(1回につき94単位を加算)

リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき20単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)
(1回につき 150単位を加算)

食事提供体制加算
(1日につき30単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100単位
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 ＋50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	

社会生活支援特別加算
(1日につき480単位を加算)

就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下	(1日につき57単位を加算)	注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)	
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき14単位を加算)	
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)	
	ホ 定員81人以上	(1日につき7単位を加算)	

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×57／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×69／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×50／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×28／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋ハの80／100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×41／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×23／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋ハの90／100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき ＋ハの80／100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき＋所定単位×8／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき ＋所定単位×9／1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×50／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき ＋所定単位×19／1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×45／1,000)	

○生活訓練サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	注 サービス管理責任者配置等加算	注 特別地域加算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (747単位)	×965／1,000	×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		
	(2) 定員21人以上40人以下 (667単位)											
	(3) 定員41人以上60人以下 (634単位)											
	(4) 定員61人以上80人以下 (609単位)											
	(5) 定員81人以上 (572単位)											
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (249単位)											＋15／100
	(2) 1時間以上 (571単位)											
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (734単位)											
ホ 共生型生活訓練サービス費 (664単位)		×965／1,000	×70／100								1日につき58単位を加算	
ヘ 基準該当生活訓練サービス費 (664単位)												

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
個別計画訓練支援加算		(1日につき19単位を加算)
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき30単位を加算)
看護職員配置加算(Ⅰ)		(1日につき18単位を加算)
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下	(1日につき54単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき24単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき9単位を加算)
	ホ 定員81人以上	(1日につき7単位を加算)
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×57／1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×41／1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×23／1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋ハの90／100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき ＋ハの80／100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき ＋所定単位×8／1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×39／1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×34／1,000)

注 同一敷地内の場合	×70/100単位
注 地域生活支援拠点等の場合	＋50単位
注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く	
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×69／1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×50／1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×28／1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋ハの90／100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋ハの80／100)	
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき ＋所定単位×9／1,000)	
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき ＋所定単位×19／1,000)	

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		
ハ　生活訓練サービス費（Ⅲ）	(1)　利用期間が2年以内の場合	（ 270単位 ）
	(2)　利用期間が2年を超える場合	（ 163単位 ）
ニ　生活訓練サービス費（Ⅳ）	(1)　利用期間が3年以内の場合	（ 270単位 ）
	(2)　利用期間が3年を超える場合	（ 163単位 ）

注				
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練（生活訓練）計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
×70／100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき10単位を加算 ）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき7単位を加算 ）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき4単位を加算 ）
地域移行支援体制強化加算		（1日につき55単位を加算 ）
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		（1日につき41単位を加算）
初期加算		（利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算 ）
医療連携体制加算	イ　医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）
	ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）	（1日につき100単位を加算 ）
日中支援加算		（1日につき270単位を加算 ）
通勤者生活支援加算		（1日につき18単位を加算 ）
入院時支援特別加算（月1回を限度）	イ　入院期間が3日以上7日未満	（1回につき561単位を加算 ）
	ロ　入院期間が7日以上	（1回につき1,122単位を加算 ）
帰宅時支援加算（月1回を限度）	イ　外泊期間が3日以上7日未満	（1回につき187単位を加算 ）
	ロ　外泊期間が7日以上	（1回につき374単位を加算 ）
長期入院時支援特別加算		（1日につき76単位を加算 ）
長期帰宅時支援加算		（1日につき25単位を加算 ）
地域移行加算		（利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算 ）
地域生活移行個別支援特別加算		（1日につき670単位を加算 ）
精神障害者地域移行特別加算		（ 1日につき300単位を加算 ）
強度行動障害者地域移行特別加算		（ 1日につき300単位を加算 ）
食事提供体制加算（Ⅰ）		（1日につき48単位を加算 ）

夜間支援等体制加算	イ　夜間支援等体制加算（Ⅰ）	(1)夜間支援対象利用者3人以下	（ 1日につき448単位を加算 ）
		(2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下	（ 1日につき269単位を加算 ）
		(3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下	（ 1日につき168単位を加算 ）
		(4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下	（ 1日につき122単位を加算 ）
		(5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下	（ 1日につき96単位を加算 ）
		(6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下	（ 1日につき79単位を加算 ）
		(7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下	（ 1日につき67単位を加算 ）
		(8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下	（ 1日につき58単位を加算 ）
		(9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下	（ 1日につき52単位を加算 ）
		(10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下	（ 1日につき46単位を加算 ）
	ロ　夜間支援等体制加算（Ⅱ）	(1)夜間支援対象利用者3人以下	（ 1日につき149単位を加算 ）
		(2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下	（ 1日につき90単位を加算 ）
		(3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下	（ 1日につき56単位を加算 ）
		(4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下	（ 1日につき41単位を加算 ）
		(5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下	（ 1日につき32単位を加算 ）
		(6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下	（ 1日につき26単位を加算 ）
		(7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下	（ 1日につき22単位を加算 ）
		(8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下	（ 1日につき19単位を加算 ）
		(9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下	（ 1日につき17単位を加算 ）
		(10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下	（ 1日につき15単位を加算 ）
	ハ　夜間支援等体制加算（Ⅲ）		（ 1日につき10単位を加算 ）

看護職員配置加算（Ⅱ） （1日につき13単位を加算）		
福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （１月につき　＋所定単位×57／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （１月につき　＋所定単位×41／1,000）	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （１月につき　＋所定単位×23／1,000）	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋ハの90／100）	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋ハの80／100）	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 （１月につき　＋所定単位×８／1,000）		注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×39／1,000）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×34／1,000）	

○就労移行支援サービス費

基本部分				注 地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算
イ 就労移行支援サービス費（Ⅰ）	(1) 定員20人以下	（一） 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	（1,094単位）	×965／1,000	×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		（二） 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	（939単位）									
		（三） 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	（811単位）									
		（四） 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	（689単位）									
		（五） 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	（567単位）									
		（六） 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	（527単位）									
		（七） 就職後6月以上定着率が0の場合	（502単位）									
	(2) 定員21人以上40人以下	（一） 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	（1,004単位）									
		（二） 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	（845単位）									
		（三） 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	（717単位）									
		（四） 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	（630単位）									
		（五） 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	（515単位）									
		（六） 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	（466単位）									
		（七） 就職後6月以上定着率が0の場合	（444単位）									
	(3) 定員41人以上60人以下	（一） 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	（973単位）									
		（二） 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	（821単位）									
		（三） 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	（685単位）									
		（四） 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	（595単位）									
		（五） 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	（506単位）									
		（六） 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	（445単位）									
		（七） 就職後6月以上定着率が0の場合	（424単位）									
	(4) 定員61人以上80人以下	（一） 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	（919単位）									
		（二） 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	（780単位）									
		（三） 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	（639単位）									
		（四） 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	（543単位）									
		（五） 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	（485単位）									
		（六） 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	（416単位）									
		（七） 就職後6月以上定着率が0の場合	（396単位）									
	(5) 定員81人以上	（一） 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	（887単位）									
		（二） 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	（744単位）									
		（三） 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	（600単位）									
		（四） 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	（497単位）									
		（五） 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	（468単位）									
		（六） 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	（389単位）									
		（七） 就職後6月以上定着率が0の場合	（371単位）									

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき15単位を加算）
	ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき10単位を加算）
	ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき6単位を加算）

就労支援関係研修修了加算
（1日につき6単位を加算）

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
（1日につき41単位を加算）

初期加算
（利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算）

訪問支援特別加算（月2回を限度）	イ 1時間未満	（1回につき187単位を加算）
	ロ 1時間以上	（1回につき280単位を加算）

欠席時対応加算（月4回を限度）
（1回につき94単位を加算）

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算）
	ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算）
	ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき500単位を加算）
	ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	（1日につき100単位を加算）

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	（1日につき180単位を加算）
	ロ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	（1日につき115単位を加算）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）
（1回につき150単位を加算）

食事提供体制加算
（1日につき30単位を加算）

移行準備支援体制加算	イ 移行準備支援体制加算（Ⅰ）	（1日につき41単位を加算）
	ロ 移行準備支援体制加算（Ⅱ）	（1日につき100単位を加算）

送迎加算	イ 送迎加算（Ⅰ）	（片道につき21単位を加算）
	ロ 送迎加算（Ⅱ）	（片道につき10単位を加算）

注 同一敷地内の場合 ×70/100

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算）
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算）

注 地域生活支援拠点等の場合 ＋50単位

通勤訓練加算
（1日につき800単位を加算）

在宅時生活支援サービス加算
（1日につき300単位を加算）

社会生活支援特別加算
（1日につき480単位を加算）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （１月につき　＋所定単位×67／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3　指定障害者支援施設において行った場合 イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×69／1,000） ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×50／1,000） ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×28／1,000） ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100） ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （１月につき　＋所定単位×49／1,000）	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （１月につき　＋所定単位×27／1,000）	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋ハの90／100）	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋ハの80／100）	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （１月につき　＋所定単位×９／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×９／1,000）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×20／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×19／1,000）
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×17／1,000）	

○就労移行支援（養成）サービス費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算
ロ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）	(1)　定員20人以下	（一）　就職後6月以上定着率が5割以上の場合　（ 714単位 ）	×965／1,000	×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		（二）　就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合　（ 612単位 ）									
		（三）　就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合　（ 529単位 ）									
		（四）　就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合　（ 449単位 ）									
		（五）　就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合　（ 369単位 ）									
		（六）　就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合　（ 343単位 ）									
		（七）　就職後6月以上定着率が0の場合　（ 327単位 ）									
	(2)　定員21人以上40人以下	（一）　就職後6月以上定着率が5割以上の場合　（ 658単位 ）									
		（二）　就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合　（ 556単位 ）									
		（三）　就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合　（ 471単位 ）									
		（四）　就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合　（ 414単位 ）									
		（五）　就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合　（ 339単位 ）									
		（六）　就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合　（ 306単位 ）									
		（七）　就職後6月以上定着率が0の場合　（ 292単位 ）									
	(3)　定員41人以上60人以下	（一）　就職後6月以上定着率が5割以上の場合　（ 625単位 ）									
		（二）　就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合　（ 529単位 ）									
		（三）　就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合　（ 441単位 ）									
		（四）　就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合　（ 383単位 ）									
		（五）　就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合　（ 326単位 ）									
		（六）　就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合　（ 287単位 ）									
		（七）　就職後6月以上定着率が0の場合　（ 272単位 ）									
	(4)　定員61人以上80人以下	（一）　就職後6月以上定着率が5割以上の場合　（ 618単位 ）									
		（二）　就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合　（ 524単位 ）									
		（三）　就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合　（ 430単位 ）									
		（四）　就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合　（ 365単位 ）									
		（五）　就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合　（ 326単位 ）									
		（六）　就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合　（ 278単位 ）									
		（七）　就職後6月以上定着率が0の場合　（ 266単位 ）									
	(5)　定員81人以上	（一）　就職後6月以上定着率が5割以上の場合　（ 614単位 ）									
		（二）　就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合　（ 515単位 ）									
		（三）　就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合　（ 416単位 ）									
		（四）　就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合　（ 344単位 ）									
		（五）　就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合　（ 324単位 ）									
		（六）　就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合　（ 269単位 ）									
		（七）　就職後6月以上定着率が0の場合　（ 257単位 ）									

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき15単位を加算 ）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき10単位を加算 ）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき6単位を加算 ）

就労支援関係研修修了加算	（1日につき6単位を加算 ）
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（1日につき41単位を加算 ）
初期加算	（利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算 ）

訪問支援特別加算 （月２回を限度）	イ　1時間未満	（1回につき187単位を加算 ）
	ロ　1時間以上	（1回につき280単位を加算 ）

欠席時対応加算（月４回を限度）	（1回につき94単位を加算 ）

医療連携体制加算	イ　医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）
	ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）	（1日につき100単位を加算 ）

利用者負担上限額管理加算（月１回を限度）	（1回につき150単位を加算 ）
食事提供体制加算	（1日につき30単位を加算 ）
移行準備支援体制加算（Ⅰ）	（1日につき41単位を加算 ）

送迎加算	イ　送迎加算（Ⅰ）	（片道につき21単位を加算 ）	注　同一敷地内の場合　×70/100
	ロ　送迎加算（Ⅱ）	（片道につき10単位を加算 ）	

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）	注　地域生活支援拠点等の場合　＋50単位
	ロ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）	
通勤訓練加算		（1日につき800単位を加算 ）	
在宅時生活支援サービス加算		（1日につき300単位を加算 ）	
社会生活支援特別加算		（1日につき480単位を加算 ）	

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（１月につき　＋所定単位×67／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3　指定障害者支援施設において行った場合 イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×69／1,000） ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×50／1,000） ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×28／1,000） ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100） ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（１月につき　＋所定単位×49／1,000 ）	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（１月につき　＋所定単位×27／1,000 ）	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋ハの90／100）	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき　＋ハの80／100）	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	（１月につき　＋所定単位×９／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×９／1,000）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×20／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×19／1,000）
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×17／1,000）	

○就労継続支援A型サービス費

基本部分				注 地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
イ　就労継続支援A型サービス費（Ⅰ） （7.5:1）	(1)　定員20人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（618単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（606単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（597単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（589単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（501単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（412単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（324単位）								
	(2)　定員21人以上40人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（549単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（539単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（531単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（524単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（445単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（366単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（287単位）								
	(3)　定員41人以上60人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（516単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（506単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（499単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（492単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（417単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（343単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（269単位）								
	(4)　定員61人以上80人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（506単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（497単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（490単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（482単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（410単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（337単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（264単位）								
	(5)　定員81人以上	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（490単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（479単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（472単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（466単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（395単位）				減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（326単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（256単位）								
ロ　就労継続支援A型サービス費（Ⅱ） （10:1）	(1)　定員20人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（563単位）	×965／1,000	×70／100						
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（552単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（544単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（537単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（456単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（375単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（295単位）								
	(2)　定員21人以上40人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（502単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（493単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（485単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（478単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（405単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（334単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（262単位）								
	(3)　定員41人以上60人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（466単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（457単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（450単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（444単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（377単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（311単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（244単位）								
	(4)　定員61人以上80人以下	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（456単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（447単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（441単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（435単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（369単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（304単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（239単位）								
	(5)　定員81人以上	（一）　1日の平均労働時間が7時間以上の場合	（440単位）								
		（二）　1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	（432単位）								
		（三）　1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	（426単位）								
		（四）　1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	（420単位）								
		（五）　1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	（356単位）								
		（六）　1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	（294単位）								
		（七）　1日の平均労働時間が2時間未満の場合	（230単位）								

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき15単位を加算）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき10単位を加算）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき6単位を加算）

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		（1日につき41単位を加算 ）

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算（Ⅰ）（障害基礎年金1級受給者／利用者が100分の50）	（1）定員20人以下	（1日につき56単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき50単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき47単位を加算 ）
		（4）定員61人以上80人以下	（1日につき46単位を加算 ）
		（5）定員81人以上	（1日につき45単位を加算 ）
	ロ 重度者支援体制加算（Ⅱ）（障害基礎年金1級受給者／利用者が100分の25）	（1）定員20人以下	（1日につき28単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき25単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき24単位を加算 ）
		（4）定員61人以上80人以下	（1日につき23単位を加算 ）
		（5）定員81人以上	（1日につき22単位を加算 ）

初期加算		（利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算 ）

訪問支援特別加算（月2回を限度）	(1)1時間未満	（1回につき187単位を加算 ）
	(2)1時間以上	（1回につき280単位を加算 ）

欠席時対応加算（月4回を限度）		（1回につき94単位を加算 ）

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算（Ⅰ）（7.5:1）	（1）定員20人以下	（1日につき42単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき18単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき10単位を加算 ）
		（4）定員61 人以上80人以下	（1日につき7単位を加算 ）
		（5）定員81 人以上	（1日につき6単位を加算 ）
	ロ 就労移行支援体制加算（Ⅱ）（10:1）	（1）定員20人以下	（1日につき39単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき17単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき9単位を加算 ）
		（4）定員61人以上80人以下	（1日につき7単位を加算 ）
		（5）定員81人以上	（1日につき5単位を加算 ）

注1　前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2　前年度実績には就労継続支援A型事業所への就職は除く

賃金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	（1日につき70単位を加算 ）
	ロ 定員21人以上40人以下	（1日につき43単位を加算 ）
	ハ 定員41人以上60人以下	（1日につき26単位を加算 ）
	ニ 定員61人以上80人以下	（1日につき19単位を加算 ）
	ホ 定員81人以上	（1日につき15単位を加算 ）

施設外就労加算		（1日につき100単位を加算 ）

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）
	ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	（1日につき100単位を加算 ）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）		（1回につき150単位を加算 ）

食事提供体制加算		（1日につき30単位を加算 ）

送迎加算	イ 送迎加算（Ⅰ）	（片道につき21単位を加算 ）
	ロ 送迎加算（Ⅱ）	（片道につき10単位を加算 ）

注　同一敷地内の場合　　×70/100

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）

注　地域生活支援拠点等の場合　＋50単位

在宅時生活支援サービス加算		（1日につき300単位を加算 ）

社会生活支援特別加算		（1日につき480単位を加算 ）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（ 1月につき　＋所定単位×54／1,000 ）
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（ 1月につき　＋所定単位×40／1,000 ）
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（ 1月につき　＋所定単位×22／1,000 ）
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋ハの90／100）
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき　＋ハの80／100）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3　指定障害者支援施設において行った場合
　イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×69／1,000）
　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×50／1,000）
　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×28／1,000）
　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100）
　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）

福祉・介護職員処遇改善特別加算		（ 1月につき　＋所定単位×7／1,000 ）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×9／1,000）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×4／1,000）
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×4／1,000）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×19／1,000）

○就労継続支援B型サービス費

基本部分				注 地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
イ　就労継続支援B型サービス費（Ⅰ） （7.5:1）	(1)　定員20人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（649単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（624単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（612単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（600単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（589単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（574単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（565単位）								
	(2)　定員21人以上40人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（575単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（555単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（544単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（534単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（524単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（511単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（503単位）								
	(3)　定員41人以上60人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（540単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（521単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（511単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（501単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（492単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（479単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（472単位）								
	(4)　定員61人以上80人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（530単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（511単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（502単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（492単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（483単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（471単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（463単位）								
	(5)　定員81人以上	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（513単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（494単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（485単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（476単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（467単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（454単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（447単位）								
ロ　就労継続支援B型サービス費（Ⅱ） （10:1）	(1)　定員20人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（590単位）	×965／1,000	×70／100		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100		減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（568単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（558単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（547単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（537単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（523単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（515単位）								
	(2)　定員21人以上40人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（526単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（507単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（497単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（488単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（479単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（467単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（460単位）								
	(3)　定員41人以上60人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（489単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（471単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（462単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（452単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（444単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（433単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（426単位）								
	(4)　定員61人以上80人以下	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（479単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（461単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（452単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（443単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（435単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（424単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（417単位）								
	(5)　定員81人以上	（一）　平均工賃月額が4万5千円以上の場合	（462単位）								
		（二）　平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	（444単位）								
		（三）　平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	（436単位）								
		（四）　平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	（428単位）								
		（五）　平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	（420単位）								
		（六）　平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	（409単位）								
		（七）　平均工賃月額が5千円未満の場合	（403単位）								
ハ　基準該当就労継続支援B型サービス費			（　－　）								

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき15単位を加算）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき10単位を加算）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき6単位を加算）

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			（1日につき41単位を加算 ）

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算（Ⅰ）（障害基礎年金1級受給者／利用者が100分の50）	（1）定員20人以下	（1日につき56単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき50単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき47単位を加算 ）
		（4）定員61人以上80人以下	（1日につき46単位を加算 ）
		（5）定員81人以上	（1日につき45単位を加算 ）
	ロ 重度者支援体制加算（Ⅱ）（障害基礎年金1級受給者／利用者が100分の25）	（1）定員20人以下	（1日につき28単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき25単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき24単位を加算 ）
		（4）定員61人以上80人以下	（1日につき23単位を加算 ）
		（5）定員81人以上	（1日につき22単位を加算 ）

初期加算	（利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算 ）

訪問支援特別加算（月2回を限度）	(1)1時間未満	（1回につき187単位を加算 ）
	(2)1時間以上	（1回につき280単位を加算 ）

欠席時対応加算（月4回を限度）	（1回につき94単位を加算 ）

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ)（7.5:1）	（1）定員20人以下	（1日につき42単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき18単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき10単位を加算 ）
		（4）定員61人以上80人以下	（1日につき7単位を加算 ）
		（5）定員81人以上	（1日につき6単位を加算 ）
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ)（10:1）	（1）定員20人以下	（1日につき39単位を加算 ）
		（2）定員21人以上40人以下	（1日につき17単位を加算 ）
		（3）定員41人以上60人以下	（1日につき9単位を加算 ）
		（4）定員61人以上80人以下	（1日につき7単位を加算 ）
		（5）定員81人以上	（1日につき5単位を加算 ）

注1　前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2　前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

目標工賃達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	（1日につき89単位を加算 ）
	ロ 定員21人以上40人以下	（1日につき80単位を加算 ）
	ハ 定員41人以上60人以下	（1日につき75単位を加算 ）
	ニ 定員61人以上80人以下	（1日につき74単位を加算 ）
	ホ 定員81人以上	（1日につき72単位を加算 ）

施設外就労加算	（1日につき100単位を加算 ）

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）
	ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	（1日につき100単位を加算 ）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	（1回につき150単位を加算 ）

食事提供体制加算	（1日につき30単位を加算 ）

送迎加算	イ 送迎加算（Ⅰ）	（片道につき21単位を加算 ）	注　同一敷地内の場合　　×70/100
	ロ 送迎加算（Ⅱ）	（片道につき10単位を加算 ）	

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）	注　地域生活支援拠点等の場合　＋50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）	

在宅時生活支援サービス加算	（1日につき300単位を加算 ）

社会生活支援特別加算	（1日につき480単位を加算 ）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（ 1月につき　＋所定単位×52／1,000 ）
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（ 1月につき　＋所定単位×38／1,000 ）
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（ 1月につき　＋所定単位×21／1,000 ）
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋ハの90／100）
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき　＋ハの80／100）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3　指定障害者支援施設において行った場合
　イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×69／1000）
　ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×50／1000）
　ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×28／1000）
　ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋ハの90／100）
　ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋ハの80／100）

福祉・介護職員処遇改善特別加算	（ 1月につき　＋所定単位×7／1,000 ）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×9／1,000）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×20／1,000）
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×17／1,000）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　指定障害者支援施設において行った場合　（1月につき　＋所定単位×19／1,000）

○就労定着支援サービス費

基本部分			注			
			就労定着支援員の員数が基準に満たない場合 又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合		就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算
イ　利用者数20人以下	（1）　就労定着率が9割以上の場合	（　１月につき3,215単位　）	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	＋240単位
	（2）　就労定着率が8割以上9割未満の場合	（　１月につき2,652単位　）				
	（3）　就労定着率が7割以上8割未満の場合	（　１月につき2,130単位　）				
	（4）　就労定着率が5割以上7割未満の場合	（　１月につき1,607単位　）				
	（5）　就労定着率が3割以上5割未満の場合	（　１月につき1,366単位　）				
	（6）　就労定着率が1割以上3割未満の場合	（　１月につき1,206単位　）				
	（7）　就労定着率が1割未満の場合	（　１月につき1,045単位　）				
ロ　利用者数21人以上40人以下	（1）　就労定着率が9割以上の場合	（　１月につき2,572単位　）				
	（2）　就労定着率が8割以上9割未満の場合	（　１月につき2,122単位　）				
	（3）　就労定着率が7割以上8割未満の場合	（　１月につき1,704単位　）				
	（4）　就労定着率が5割以上7割未満の場合	（　１月につき1,286単位　）				
	（5）　就労定着率が3割以上5割未満の場合	（　１月につき1,093単位　）				
	（6）　就労定着率が1割以上3割未満の場合	（　１月につき964単位　）				
	（7）　就労定着率が1割未満の場合	（　１月につき836単位　）				
ハ　利用者数41人以上	（1）　就労定着率が9割以上の場合	（　１月につき2,411単位　）				
	（2）　就労定着率が8割以上9割未満の場合	（　１月につき1,989単位　）				
	（3）　就労定着率が7割以上8割未満の場合	（　１月につき1,597単位　）				
	（4）　就労定着率が5割以上7割未満の場合	（　１月につき1,206単位　）				
	（5）　就労定着率が3割以上5割未満の場合	（　１月につき1,025単位　）				
	（6）　就労定着率が1割以上3割未満の場合	（　１月につき904単位　）				
	（7）　就労定着率が1割未満の場合	（　１月につき784単位　）				

企業連携等調整特別加算	（　１月につき240単位を加算　）
初期加算	（　１月につき900単位を加算　）
就労定着実績体制加算	（　１月につき300単位を加算　）
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	（　１月につき120単位を加算　）
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	（　１月につき150単位を加算　）

○自立生活援助サービス費

基本部分		
イ　自立生活援助サービス費（Ⅰ）	(1)　30:1未満	（１月につき1,556単位）
	(2)　30:1以上	（１月につき1,089単位）
ロ　自立生活援助サービス費（Ⅱ）	(1)　30:1未満	（１月につき1,165単位）
	(2)　30:1以上	（１月につき816単位）

注			注
サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95／100	+230単位

福祉専門職員配置等加算		
	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（１月につき450単位を加算）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（１月につき300単位を加算）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（１月につき180単位を加算）

初回加算
（１月につき500単位を加算）

同行支援加算
（1月につき500単位を加算）

利用者負担上限額管理加算（月１回を限度）
（1回につき150単位を加算）

○共同生活援助サービス費

基本部分			注 大規模住居等減算	注 世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	注 委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合
イ　共同生活援助サービス費（Ⅰ） （4：1）	(1)　区分6	（666単位）	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居（サテライト型住居を含む）の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
	(2)　区分5	（551単位）						
	(3)　区分4	（470単位）						
	(4)　区分3	（384単位）						
	(5)　区分2	（294単位）						
	(6)　区分1以下	（244単位）						
ロ　共同生活援助サービス費（Ⅱ） （5：1）	(1)　区分6	（615単位）						
	(2)　区分5	（499単位）						
	(3)　区分4	（420単位）						
	(4)　区分3	（333単位）						
	(5)　区分2	（244単位）						
	(6)　区分1以下	（199単位）						
ハ　共同生活援助サービス費（Ⅲ） （6：1）	(1)　区分6	（582単位）						
	(2)　区分5	（466単位）						
	(3)　区分4	（386単位）						
	(4)　区分3	（300単位）						
	(5)　区分2	（210単位）						
	(6)　区分1以下	（171単位）						
ニ　共同生活援助サービス費（Ⅳ） （体験利用）	(1)　区分6	（696単位）						
	(2)　区分5	（581単位）						
	(3)　区分4	（500単位）						
	(4)　区分3	（414単位）						
	(5)　区分2	（324単位）						
	(6)　区分1以下	（274単位）						
ホ　個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	(1)　世話人配置4：1の場合　(一)　区分6	（443単位）						
	(二)　区分5	（397単位）						
	(三)　区分4	（363単位）						
	(2)　世話人配置5：1の場合　(一)　区分6	（392単位）						
	(二)　区分5	（345単位）						
	(三)　区分4	（313単位）						
	(3)　世話人配置6：1の場合　(一)　区分6	（358単位）						
	(二)　区分5	（312単位）						
	(三)　区分4	（280単位）						

						日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合		
イ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ） （3：1）	(1)　区分6	（1,104単位）	入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
	(2)　区分5	（988単位）						
	(3)　区分4	（906単位）						
	(4)　区分3	（721単位）						
ロ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ） （4：1）	(1)　区分6	（1,020単位）						
	(2)　区分5	（903単位）						
	(3)　区分4	（821単位）						
	(4)　区分3	（637単位）						
ハ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅲ） （5：1）	(1)　区分6	（968単位）						
	(2)　区分5	（851単位）						
	(3)　区分4	（769単位）						
	(4)　区分3	（585単位）						
ニ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ） （体験利用）	(1)　区分6	（1,134単位）						
	(2)　区分5	（1,018単位）						
	(3)　区分4	（936単位）						
	(4)　区分3	（751単位）						
ホ　日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3：1の場合　(一)　区分6	（909単位）						
	(二)　区分5	（792単位）						
	(三)　区分4	（711単位）						
	(四)　区分3	（624単位）						
	(五)　区分2	（459単位）						
	(六)　区分1以下	（399単位）						
	(2)世話人配置4：1の場合　(一)　区分6	（825単位）						
	(二)　区分5	（708単位）						
	(三)　区分4	（626単位）						
	(四)　区分3	（539単位）						
	(五)　区分2	（373単位）						
	(六)　区分1以下	（323単位）						
	(3)世話人配置5：1の場合　(一)　区分6	（773単位）						
	(二)　区分5	（656単位）						
	(三)　区分4	（574単位）						
	(四)　区分3	（488単位）						
	(五)　区分2	（323単位）						
	(六)　区分1以下	（279単位）						

	(4)体験利用の場合	(一) 区分6		(939単位)						
		(二) 区分5		(823単位)						
		(三) 区分4		(741単位)						
		(四) 区分3		(654単位)						
		(五) 区分2		(489単位)						
		(六) 区分1以下		(429単位)						
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(697単位)						
			(二) 区分5	(650単位)						
			(三) 区分4	(616単位)						
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(611単位)						
			(二) 区分5	(565単位)						
			(三) 区分4	(532単位)						
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(560単位)						
			(二) 区分5	(514単位)						
			(三) 区分4	(481単位)						
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(604単位)						
			(二) 区分5	(557単位)						
			(三) 区分4	(524単位)						
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(519単位)						
			(二) 区分5	(473単位)						
			(三) 区分4	(439単位)						
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(468単位)						
			(二) 区分5	(421単位)						
			(三) 区分4	(388単位)						

	世話人の員数が基準に満たない場合		外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合		
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)（4:1） (244単位)	入居定員が8人以上 ×90／100 入居定員が21人以上 ×87／100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)（5:1） (199単位)					
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)（6:1） (171単位)					
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)（10:1） (114単位)					
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)（体験利用） (274単位)					

・受託居宅介護サービス費
イ 所要時間15分未満の場合 95単位
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに86単位を加算した単位数
ニ 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	（1日につき10単位を加算）
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	（1日につき7単位を加算）
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	（1日につき4単位を加算）

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（1日につき41単位を加算）

看護職員配置加算	（1日につき70単位を加算）

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算（Ⅰ）	(1)夜間支援対象利用者2人以下	（1日につき672単位を加算）
		(2)夜間支援対象利用者3人	（1日につき448単位を加算）
		(3)夜間支援対象利用者4人	（1日につき336単位を加算）
		(4)夜間支援対象利用者5人	（1日につき269単位を加算）
		(5)夜間支援対象利用者6人	（1日につき224単位を加算）
		(6)夜間支援対象利用者7人	（1日につき192単位を加算）
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	（1日につき149単位を加算）
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	（1日につき112単位を加算）
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	（1日につき90単位を加算）
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	（1日につき75単位を加算）
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	（1日につき54単位を加算）
	ロ 夜間支援等体制加算（Ⅱ）	(1)夜間支援対象利用者4人以下	（1日につき112単位を加算）
		(2)夜間支援対象利用者5人	（1日につき90単位を加算）
		(3)夜間支援対象利用者6人	（1日につき75単位を加算）
		(4)夜間支援対象利用者7人	（1日につき64単位を加算）
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	（1日につき50単位を加算）
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	（1日につき37単位を加算）
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	（1日につき30単位を加算）
		(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	（1日につき25単位を加算）
		(9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	（1日につき18単位を加算）
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)		（1日につき10単位を加算）

夜勤職員加配加算	（1日につき149単位を加算）

重度障害者支援加算	（1日につき360単位を加算）

日中支援加算	イ 日中支援加算（Ⅰ）	(1)日中支援対象利用者1人		（1日につき539単位を加算）
		(2)日中支援対象利用者2人以上		（1日につき270単位を加算）
	ロ 日中支援加算（Ⅱ）	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	（1日につき539単位を加算）
			(二) 区分3以下	（1日につき270単位を加算）
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	（1日につき270単位を加算）
			(二) 区分3以下	（1日につき135単位を加算）

自立生活支援加算	（入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算）

入院時支援特別加算（月1回を限度）	イ 入院期間が3日以上7日未満	（1回につき561単位を加算）
	ロ 入院期間が7日以上	（1回につき1,122単位を加算）

帰宅時支援加算（月1回を限度）	イ 外泊期間が3日以上7日未満	（1回につき187単位を加算）
	ロ 外泊期間が7日以上	（1回につき374単位を加算）

長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	（1日につき122単位を加算）
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（1日につき150単位を加算）

	ハ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１日につき76単位を加算）
長期帰宅時支援加算	イ　指定共同生活援助事業所の場合	（１日につき40単位を加算）
	ロ　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１日につき50単位を加算）
	ハ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１日につき25単位を加算）
地域生活移行個別支援特別加算		（１日につき670単位を加算）
精神障害者地域移行特別加算		（１日につき300単位を加算）
強度行動障害者地域移行特別加算		（１日につき300単位を加算）
医療連携体制加算	イ　医療連携体制加算（Ⅰ）	（１日につき500単位を加算）
	ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）	（１日につき250単位を加算）
	ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）	（１日につき500単位を加算）
	ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）	（１日につき100単位を加算）
	ホ　医療連携体制加算（Ⅴ）	（１日につき39単位を加算）
通勤者生活支援加算		（１日につき18単位を加算）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×74／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×74／1,000）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	１月につき　＋所定単位×170／1,000）	
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×54／1,000）	
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×54／1,000）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	１月につき　＋所定単位×124／1,000）	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×30／1,000）	
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×30／1,000）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×69／1,000）	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋ハ(1)の90／100）	
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋ハ(2)の90／100）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋ハ(3)の90／100）	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋ハ(1)の80／100）	
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋ハ(2)の80／100）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋ハ(3)の80／100）	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×10／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×10／1,000）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×23／1,000）	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×18／1,000）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×18／1,000）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×20／1,000）	
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1）指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×15／1,000）	
		（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×15／1,000）	
		（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	（１月につき　＋所定単位×16／1,000）	

○計画相談支援給付費

基本部分			注 居宅介護支援費重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援費重複減算Ⅱ	注 介護予防支援費重複減算	注 特別地域加算
イ　サービス利用支援費	(1)サービス利用支援費(Ⅰ)	(1,462単位)	-553単位	-856単位		＋15／100
	(2)サービス利用支援費(Ⅱ)	(731単位)		-125単位		
ロ　継続サービス利用支援費	(1)継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(1,211単位)	-604単位	-907単位	-9単位	
	(2)継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(605単位)		-301単位		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
初回加算		(1月につき300単位を加算)				
特定事業所加算	イ　特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき500単位を加算)				
	ロ　特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき400単位を加算)				
	ハ　特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき300単位を加算)				
	ニ　特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき150単位を加算)				
入院時情報連携加算	イ　入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)				
	ロ　入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)				
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)				
居宅介護支援事業所等連携加算		(1月につき100単位を加算)				
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)				
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)				
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)				
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)				
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)				
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)				
地域生活支援拠点等相談強化加算（月４回を限度）		(1回につき700単位を加算)				
地域体制強化共同支援加算（月１回を限度）		(1回につき2,000単位を加算)				

注　初回加算と選択することとし、併給不可

注　初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可

○障害児相談支援給付費

			注
基本部分			特別地域加算
イ　障害児支援利用援助費	(1)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1,625単位)	＋15／100
	(2)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(814単位)	
ロ　継続障害児支援利用援助費	(1)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1,322単位)	
	(2)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(661単位)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
初回加算		(1月につき500単位を加算)	
特定事業所加算	イ　特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき500単位を加算)	
	ロ　特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき400単位を加算)	
	ハ　特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき300単位を加算)	
	ニ　特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき150単位を加算)	
入院時情報連携加算	イ　入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)	
	ロ　入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)	
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)	注　初回加算と選択することとし、併給不可
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)	注　初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)	
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)	
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)	
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)	
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)	
地域生活支援拠点等相談強化加算（月４回を限度）		(1回につき700単位を加算)	
地域体制強化共同支援加算（月１回を限度）		(1回につき2,000単位を加算)	

○地域相談支援給付費（地域移行支援）

			注
基本部分			特別地域加算
地域移行支援サービス費	イ　地域移行支援サービス費（Ⅰ）	（　１月につき3,059単位　）	＋15／100
	ロ　地域移行支援サービス費（Ⅱ）	（　１月につき2,347単位　）	
初回加算		（１月につき500単位を加算　）	
集中支援加算		（１月につき500単位を加算　）	
退院・退所月加算		（１月につき2,700単位を加算　）	
障害福祉サービスの体験利用加算	イ　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）	（１日につき500単位を加算　）	注　地域生活支援拠点等の場合＋50単位
	ロ　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）	（１日につき250単位を加算　）	
体験宿泊加算	イ　体験宿泊加算（Ⅰ）	（１日につき300単位を加算　）	注　地域生活支援拠点等の場合＋50単位
	ロ　体験宿泊加算（Ⅱ）	（１日につき700単位を加算　）	

○地域相談支援給付費（地域定着支援）

				注
基本部分				特別地域加算
地域定着支援サービス費	イ　体制確保費		（１月につき305単位）	＋15／100
	ロ　緊急時支援費	(1)　緊急時支援費（Ⅰ）	（１日につき711単位）	
		(2)　緊急時支援費（Ⅱ）	（１日につき94単位）	

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 入所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 職業指導員を配置している場合（1日につき）	注 重度障害児支援加算	注 重度重複障害児加算	注 強度行動障害児特別支援加算	注 幼児加算	注 心理担当職員を配置している場合（1日につき）		注 看護職員配置加算（Ⅰ）	注 看護職員配置加算（Ⅱ）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (897単位)					+49単位					+102単位		+141単位	+145単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (784単位)					+148単位					+102単位		+141単位	+145単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,617単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (897単位)					+49単位									
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (623単位)					+73単位					+51単位		+70単位	+96単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,039単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (822単位)					+49単位									
	(4)定員21人以上30人以下 (784単位)						+49単位					+34単位		+47単位	+58単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位
	(5)定員31人以上40人以下 (655単位)						+39単位					+26単位		+38単位	+41単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位
	(6)定員41人以上50人以下 (585単位)						+29単位					+20単位		+28単位	+32単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位
	(7)定員51人以上60人以下 (562単位)						+26単位					+17単位		+25単位	+26単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位
	(8)定員61人以上70人以下 (541単位)						+23単位					+15単位		+23単位	+22単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位
	(9)定員71人以上80人以下 (519単位)						+20単位					+13単位		+20単位	+19単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位
	(10)定員81人以上90人以下 (501単位)						+17単位					+11単位		+17単位	+17単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位
	(11)定員91人以上100人以下 (480単位)						+14単位					+10単位		+14単位	+15単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位
	(12)定員101人以上110人以下 (477単位)						+13単位					+9単位		+13単位	+14単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位
	(13)定員111人以上120人以下 (475単位)						+12単位	イ 重度障害児支援加算（Ⅰ） 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算（Ⅱ） 1日につき +198単位 ＊別に定める要件に合致する場合 +11単位		1日につき +781単位 *加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位		+9単位		+12単位	+13単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位
	(14)定員121人以上130人以下 (472単位)						+11単位					+8単位		+11単位	+12単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位
	(15)定員131人以上140人以下 (469単位)						+10単位					+7単位		+10単位	+11単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(16)定員141人以上150人以下 (466単位)						+9単位					+7単位		+9単位	+10単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位
	(17)定員151人以上160人以下 (462単位)						+9単位					+6単位		+9単位	+10単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位

	(18)定員161人以上170人以下		(458単位)						+9単位					+6単位		+8単位	+9単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位
	(19)定員171人以上180人以下		(454単位)						+8単位					+6単位		+7単位	+8単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位
	(20)定員181人以上190人以下		(450単位)						+8単位					+5単位		+7単位	+8単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位
	(21)定員191人以上		(447単位)						+8単位					+5単位		+6単位	+7単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下		(792単位)						+49単位					+26単位			+36単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +38単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位
	(2)定員31人以上40人以下		(723単位)						+39単位					+26単位			+36単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +38単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位
	(3)定員41人以上50人以下		(687単位)						+29単位					+20単位			+32単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位
	(4)定員51人以上60人以下		(656単位)						+26単位					+17単位			+26単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位
	(5)定員61人以上70人以下		(626単位)						+23単位					+15単位			+22単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位
	(6)定員71人以上		(596単位)						+20単位					+13単位			+19単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位
ハ 盲児の場合	(1)定員５人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,054単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		+296単位		1日につき +111単位			+102単位	＊公認心理師の場合 +10単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設	(835単位)						+49単位									
	(2)定員６人以上９人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(766単位)						+148単位					+102単位		+141単位	+145単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設	(835単位)						+49単位									
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(766単位)						+148単位					+102単位		+141単位	+145単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,608単位)															
		(三)当該施設が単独施設	(835単位)						+49単位									
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(586単位)						+98単位					+51単位		+70単位	+96単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,150単位)															
		(三)当該施設が単独施設	(761単位)						+49単位									
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(544単位)						+73単位					+51単位		+70単位	+96単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設	(965単位)															
		(三)当該施設が単独施設	(761単位)						+49単位									
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(487単位)						+59単位					+34単位		+47単位	+58単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位
		(二)当該施設が主たる施設	(864単位)															
		(三)当該施設が単独施設	(736単位)						+49単位									
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(458単位)						+49単位	ハ 重度障害児支援加算（Ⅲ） 1日につき +158単位 ニ 重度障害児支援加算（Ⅳ） 1日につき +189単位 ＊別に定める要件に合致する場合 +11単位				+34単位		+47単位	+58単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位
		(二)当該施設が主たる施設	(736単位)															
		(三)当該施設が単独施設	(736単位)															
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(648単位)						+39単位					+26単位		+38単位	+41単位	イ 専門職員（理学療法士等）の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位
		(二)当該施設が単独施設	(648単位)															

	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (603単位)						+39単位				+26単位		+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位
		(二)当該施設が単独施設 (603単位)														
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (529単位)						+29単位				+20単位		+28単位	+32単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位
		(二)当該施設が単独施設 (529単位)														
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (510単位)						+26単位				+17単位		+25単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位
		(二)当該施設が単独施設 (510単位)														
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (492単位)						+23単位				+15単位		+23単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位
		(二)当該施設が単独施設 (492単位)														
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (473単位)						+20単位				+13単位		+20単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位
		(二)当該施設が単独施設 (473単位)														
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (456単位)						+17単位				+11単位		+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位
		(二)当該施設が単独施設 (456単位)														
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (438単位)						+14単位				+10単位		+14単位	+15単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位
		(二)当該施設が単独施設 (438単位)														
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (1,054単位)						+296単位			1日につき +78単位	+102単位		+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設 (831単位)						+49単位								
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (785単位)						+148単位				+102単位		+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設 (831単位)						+49単位								
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (785単位)						+148単位				+102単位		+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,597単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (831単位)						+49単位								
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (587単位)						+98単位				+51単位		+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,141単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (757単位)						+49単位								
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (547単位)						+73単位				+51単位		+70単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設 (963単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (757単位)						+49単位								
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (484単位)						+59単位				+34単位		+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位
		(二)当該施設が主たる施設 (816単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (732単位)						+49単位								
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (461単位)						+49単位	ホ 重度障害児支援加算(Ⅴ) 1日につき +143単位 ヘ 重度障害児支援加算(Ⅵ) 1日につき +171単位 ＊別に定める要件に合致する場合 +11単位			+34単位		+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位
		(二)当該施設が主たる施設 (732単位)														
		(三)当該施設が単独施設 (732単位)														
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (645単位)						+39単位				+26単位		+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位
		(二)当該施設が単独施設 (645単位)														
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (600単位)						+39単位				+26単位		+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位
		(二)当該施設が単独施設 (600単位)														
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (526単位)						+29単位				+20単位		+28単位	+32単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位
		(二)当該施設が単独施設 (526単位)														

	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(507単位)					+26単位					+17単位		+25単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位
		(二)当該施設が単独施設	(507単位)														
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(490単位)					+23単位					+15単位		+23単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位
		(二)当該施設が単独施設	(490単位)														
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(471単位)					+20単位					+13単位		+20単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位
		(二)当該施設が単独施設	(471単位)														
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(454単位)					+17単位					+11単位		+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位
		(二)当該施設が単独施設	(454単位)														
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(437単位)					+14単位					+10単位		+14単位	+15単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位
		(二)当該施設が単独施設	(437単位)														
ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下		(752単位)						ト 重度障害児支援加算(Ⅶ) 1日につき +198単位				+20単位			+29単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +30単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位
	(2)定員51人以上60人以下		(738単位)										+17単位			+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位
	(3)定員61人以上70人以下		(723単位)										+15単位			+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位
	(4)定員71人以上		(707単位)										+13単位			+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(320単位)	×965/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下	(288単位)		
		(3)定員91人以上	(252単位)		
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(191単位)		
		(2)定員61人以上90人以下	(172単位)		
		(3)定員91人以上	(150単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき 27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき 12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき 11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき 10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき 9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき 8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき 7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき 7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき 6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき 6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき 6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき 5単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき 5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき 15単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 12単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 10単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき 6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき 6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき 5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき 5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき 4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき 4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき 4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき 3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき 3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき 3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき 3単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき 3単位を加算)

栄養マネジメント加算 (1日につき12単位を加算)

小規模グループケア加算 (1日につき 240単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×62／1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×45／1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×25／1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋ハの90／100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき ＋ハの80／100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき ＋所定単位×8／1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×55／1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×50／1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 入所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 重度障害児支援加算	注 重度重複障害児加算	注 乳幼児加算	注 心理担当職員配置加算	
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合						イ 重度障害児支援加算（Ⅰ） 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算（Ⅱ） 1日につき +198単位 ＊別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき +111単位		1日につき ＋26単位	＊公認心理師の場合 +10単位
	(2) 肢体不自由児の場合						ハ 重度障害児支援加算（Ⅲ） 1日につき +198単位		1日につき ＋70単位		
	(3) 重症心身障害児の場合										
ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 重度障害児支援加算（Ⅰ） 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算（Ⅱ） 1日につき +198単位 ＊別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき +111単位		1日につき ＋26単位	＊公認心理師の場合 +10単位
		(二)61日目以降90日まで									
		(三)91日目以降180日目まで									
		(四)181日目以降									
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで					ハ 重度障害児支援加算（Ⅲ） 1日につき +198単位		1日につき ＋70単位		
		(二)61日目以降90日まで									
		(三)91日目以降180日目まで									
		(四)181日目以降									
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで									
		(二)61日目以降90日まで									
		(三)91日目以降180日目まで									
		(四)181日目以降									
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合						ハ 重度障害児支援加算（Ⅲ） 1日につき +198単位	1日につき +111単位	1日につき ＋70単位		
	(2) 重症心身障害児の場合										

(1) 自閉症児の場合			(351単位)
(2) 肢体不自由児の場合			(174単位)
(3) 重症心身障害児の場合			(913単位)
(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで		(419単位)
	(二)61日目以降90日まで		(383単位)
	(三)91日目以降180日目まで		(351単位)
	(四)181日目以降		(318単位)
(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで		(205単位)
	(二)61日目以降90日まで		(189単位)
	(三)91日目以降180日目まで		(174単位)
	(四)181日目以降		(159単位)
(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで		(1,100単位)
	(二)61日目以降90日まで		(1,002単位)
	(三)91日目以降180日目まで		(913単位)
	(四)181日目以降		(824単位)
(1) 肢体不自由児の場合			(126単位)
(2) 重症心身障害児の場合			(889単位)

ニ　指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	（1）　肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで　（ 152単位 ）		ハ 重度障害児支援加算（Ⅲ） 1日につき +198単位	1日につき ＋111単位	1日につき ＋70単位
		(二)61日目以降90日まで　（ 138単位 ）				
		(三)91日目以降180日目まで　（ 126単位 ）				
		(四)181日目以降　（ 114単位 ）				
	（2）重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで　（ 1,076単位 ）				
		(二)61日目以降90日まで　（ 978単位 ）				
		(三)91日目以降180日目まで　（ 889単位 ）				
		(四)181日目以降　（ 800単位 ）				

自活訓練加算	イ 自活訓練加算（Ⅰ）	（当該障害児1人につき180日を限度として　1日につき 337単位を加算）
	ロ 自活訓練加算（Ⅱ）	（当該障害児1人につき180日を限度として　1日につき 448単位を加算）

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（ 1日につき10単位を加算 ）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（ 1日につき7単位を加算 ）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（ 1日につき4単位を加算 ）

保育職員加配加算

（1日につき 20単位を加算）

地域移行加算

（入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算 ）

小規模グループケア加算

（1日につき 240単位を加算）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （ 1月につき　＋所定単位×35／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （ 1月につき　＋所定単位×25／1,000 ）	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （ 1月につき　＋所定単位×14／1,000 ）	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋ハの90／100）	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋ハの80／100）	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （ 1月につき　＋所定単位×5／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×30／1,000）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×27／1,000）	

○児童発達支援給付費

基本部分	注 地方公共団体が設置する場合	注 有資格者を配置した場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	注 通所支援計画が作成されない場合	注 開所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 身体拘束廃止未実施減算	注 人工内耳装用児支援加算（1日あたり）	注 児童指導員等加配加算（Ⅰ）（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（Ⅱ）（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算
児童発達支援センターで行う場合 イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合 (1) 定員30人以下 （1,085単位）	× 965/1,000										(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +70単位 (2) 児童指導員等の場合 +52単位 (3) その他の従業者の場合 +30単位		イ +67単位 ロ +134単位 ハ +201単位
(2) 定員31人以上40人以下 （1,004単位）											(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +60単位 (2) 児童指導員等の場合 +44単位 (3) その他の従業者の場合 +26単位		イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位
(3) 定員41人以上50人以下 （929単位）											(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +46単位 (2) 児童指導員等の場合 +34単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位		イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位
(4) 定員51人以上60人以下 （858単位）											(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +38単位 (2) 児童指導員等の場合 +28単位 (3) その他の従業者の場合 +17単位		イ +36単位 ロ +72単位 ハ +108単位
(5) 定員61人以上70人以下 （829単位）											(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +32単位 (2) 児童指導員等の場合 +24単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位		イ +31単位 ロ +62単位 ハ +93単位
(6) 定員71人以上80人以下 （803単位）											(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +28単位 (2) 児童指導員等の場合 +21単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位		イ +27単位 ロ +54単位 ハ +81単位
(7) 定員81人以上 （777単位）											(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +18単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位		イ +24単位 ロ +48単位 ハ +72単位
ロ 難聴児の場合 (1) 定員20人以下 （1,383単位）										+603単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位		イ +100単位 ロ +200単位 ハ +300単位
(2) 定員21人以上30人以下 （1,190単位）										+531単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位		イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
(3) 定員31人以上40人以下 （1,074単位）										+488単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +60単位 (2) 児童指導員等の場合 +44単位 (3) その他の従業者の場合 +26単位		イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位

			(4) 定員41人以上 （974単位）											+445単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +46単位 (2) 児童指導員等の場合 +34単位 (3) その他の従業者の場合 +10単位		イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位
		ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下 （1,330単位）												(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位		イ 100単位 ロ 200単位
			(2) 定員16人以上20人以下 （1,039単位）												(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位		イ 100単位 ロ 200単位
			(3) 定員21人以上 （923単位）						減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100						(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位		イ 80単位 ロ 160単位
児童発達支援センター以外で行う場合		ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合	(一) 定員10人以下 （830単位）		+12単位	× 70/100				4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100	× 85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算			(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
			(二) 定員11人以上20人以下 （559単位）		+8単位										(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
			(三) 定員21人以上 （435単位）		+6単位										(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
		(2)上記以外	(一) 定員10人以下 （706単位）		+12単位		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100							(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位		イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
			(二) 定員11人以上20人以下 （467単位）		+8単位										(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位		イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
			(三) 定員21人以上 （361単位）		+6単位										(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位		イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
			(1) 定員5人 （2,096単位）												(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位		イ 400単位 ロ 800単位
			(2) 定員6人 （1,755単位）												(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +258単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位		イ 333単位 ロ 666単位

ホ　重症心身障害児の場合	(3)　定員7人　（1,509単位）							(1)　専門職員（理学療法士等）の場合 +299単位 (2)　児童指導員等の場合 +221単位 (3)　その他の従業者の場合 +130単位	イ　286単位 ロ　572単位		
	(4)　定員8人　（1,325単位）							(1)　専門職員（理学療法士等）の場合 +261単位 (2)　児童指導員等の場合 +193単位 (3)　その他の従業者の場合 +114単位	イ　250単位 ロ　500単位		
	(5)　定員9人　（1,183単位）							(1)　専門職員（理学療法士等）の場合 +232単位 (2)　児童指導員等の場合 +172単位 (3)　その他の従業者の場合 +101単位	イ　222単位 ロ　444単位		
	(6)　定員10人　（1,068単位）							(1)　専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2)　児童指導員等の場合 +155単位 (3)　その他の従業者の場合 +91単位	イ　200単位 ロ　400単位		
	(7)　定員11人以上　（836単位）							(1)　専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2)　児童指導員等の場合 +103単位 (3)　その他の従業者の場合 +61単位	イ　133単位 ロ　266単位		
ヘ　共生型児童発達支援給付費　（562単位）											イ　児発管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ　児発管の場合 +103単位 ハ　保育士又は児童指導員の場合 +78単位
ト　基準該当児童発達支援給付費	(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)　（667単位）	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100							
	(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)　（562単位）										

家庭連携加算（月2回を限度）	イ　1時間未満	（1回につき187単位を加算）
	ロ　1時間以上	（1回につき280単位を加算）

事業所内相談支援加算（月1回を限度）	（1回につき35単位を加算）

訪問支援特別加算（月2回を限度）	イ　1時間未満	（1回につき187単位を加算）
	ロ　1時間以上	（1回につき280単位を加算）

食事提供加算	イ 食事提供加算（Ⅰ）	（1日につき30単位を加算）
	ロ 食事提供加算（Ⅱ）	（1日につき40単位を加算）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	（1回につき150単位を加算）

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	（1日につき15単位を加算）
	ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	（1日につき10単位を加算）
	ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	（1日につき6単位を加算）

栄養士配置加算	イ　栄養士配置加算（Ⅰ）	(1)定員40人以下	（1日につき37単位を加算 ）
		(2)定員41人以上50人以下	（1日につき30単位を加算 ）
		(3)定員51人以上60人以下	（1日につき25単位を加算 ）
		(4)定員61人以上70人以下	（1日につき21単位を加算 ）
		(5)定員71人以上80人以下	（1日につき19単位を加算 ）
		(6)定員81人以上	（1日につき16単位を加算 ）
	ロ　栄養士配置加算（Ⅱ）	(1)定員40人以下	（1日につき20単位を加算 ）
		(2)定員41人以上50人以下	（1日につき16単位を加算 ）
		(3)定員51人以上60人以下	（1日につき13単位を加算 ）
		(4)定員61人以上70人以下	（1日につき11単位を加算 ）
		(5)定員71人以上80人以下	（1日につき10単位を加算 ）
		(6)定員81人以上	（1日につき9単位を加算 ）

欠席時対応加算（月4回を限度） ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	（1回につき94単位を加算 ）

特別支援加算	（1日につき54単位を加算 ）

強度行動障害児支援加算	（1日につき155単位を加算 ）

医療連携体制加算	イ　医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算 ）
	ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき500単位を加算 ）
	ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）	（1日につき100単位を加算 ）
	ホ　医療連携体制加算（Ⅴ）	（1日につき1,000単位を加算 ）
	ヘ　医療連携体制加算（Ⅵ）	（1日につき500単位を加算 ）

送迎加算	イ　障害児（重症心身障害児を除く）の場合	（片道につき54単位を加算 ）	注1　一定の条件を満たす場合　＋37単位 注2　同一敷地内の場合　×70／100
	ロ　重症心身障害児の場合	（片道につき37単位を加算 ）	注　同一敷地内の場合　×70／100

延長支援加算	イ　障害児（重症心身障害児を除く）の場合	(1)　1時間未満	（1日につき61単位を加算 ）
		(2)　1時間以上2時間未満	（1日につき92単位を加算 ）
		(3)　2時間以上	（1日につき123単位を加算 ）
	ロ　重症心身障害児の場合	(1)　1時間未満	（1日につき128単位を加算 ）
		(2)　1時間以上2時間未満	（1日につき192単位を加算 ）
		(3)　2時間以上	（1日につき256単位を加算 ）

関係機関連携加算	イ　関係機関連携加算（Ⅰ）	（1日につき200単位を加算 ）
	ロ　関係機関連携加算（Ⅱ）	（1日につき200単位を加算 ）

保育・教育等移行支援加算	（1回を限度として500単位を加算 ）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（ 1月につき　＋所定単位×76／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（ 1月につき　＋所定単位×56／1,000 ）	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（ 1月につき　＋所定単位×31／1,000 ）	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋ハの90／100）	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき　＋ハの80／100）	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	（ 1月につき　＋所定単位×10／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×25／1,000）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×22／1,000）	

○医療型児童発達支援給付費

基本部分			注 地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 通所支援計画が作成されない場合	注 開所時間減算	注 身体拘束廃止未実施減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ　肢体不自由児の場合	（388単位）	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ　重症心身障害児の場合	（500単位）					
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ　肢体不自由児の場合	（337単位）					
	ニ　重症心身障害児の場合	（449単位）					

家庭連携加算（月2回を限度）	イ　1時間未満	（1回につき187単位を加算）
	ロ　1時間以上	（1回につき280単位を加算）

事業所内相談支援加算（月1回を限度）	（1回につき35単位を加算）

訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ　1時間未満	（1回につき187単位を加算）
	ロ　1時間以上	（1回につき280単位を加算）

食事提供加算	イ 食事提供加算（Ⅰ）	（1日につき30単位を加算）
	ロ 食事提供加算（Ⅱ）	（1日につき40単位を加算）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	（1回につき150単位を加算）

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき15単位を加算）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき10単位を加算）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき6単位を加算）

欠席時対応加算（月4回を限度） ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	（1回につき94単位を加算）

特別支援加算	（1日につき54単位を加算）

送迎加算（重症心身障害児に限る）	（片道につき37単位を加算）	注　同一敷地内の場合　×70／100

保育職員加配加算	（1日につき50単位を加算）	注　一定の条件を満たす場合　＋22単位

延長支援加算	イ　肢体不自由児の場合	(1)　1時間未満	（1日につき61単位を加算）
		(2)　1時間以上2時間未満	（1日につき92単位を加算）
		(3)　2時間以上	（1日につき123単位を加算）
	ロ　重症心身障害児の場合	(1)　1時間未満	（1日につき128単位を加算）
		(2)　1時間以上2時間未満	（1日につき192単位を加算）
		(3)　2時間以上	（1日につき256単位を加算）

関係機関連携加算	イ　関係機関連携加算（Ⅰ）	（1日につき200単位を加算）
	ロ　関係機関連携加算（Ⅱ）	（1日につき200単位を加算）

保育・教育等移行支援加算	（1回を限度として500単位を加算）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×146／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×106／1,000）	
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき　＋所定単位×59／1,000）	
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋ハの90／100）	
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき　＋ハの80／100）	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	（1月につき　＋所定単位×20／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×92／1,000）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×82／1,000）	

○放課後等デイサービス給付費

基本部分			注											
			有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算（Ⅰ）（1日につき）	児童指導員等加配加算（Ⅱ）（1日につき）	看護職員加配加算（1日につき）	共生型サービス体制強化加算
イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	（一）定員10人以下 （660単位）	+9単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		（二）定員11人以上20人以下 （443単位）	+6単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		（三）定員21人以上 （333単位）	+4単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(2)区分1の2	（一）定員10人以下 （649単位）	+9単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		（二）定員11人以上20人以下 （433単位）	+6単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		（三）定員21人以上 （326単位）	+4単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(3)区分2の1	（一）定員10人以下 （612単位）	+9単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位		イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		（二）定員11人以上20人以下 （407単位）	+6単位								(1) 専門職員（理学療法士等）の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位		イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	

		(三)定員21人以上 (306単位)	+4単位		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
	(4)区分2の2	(一)定員10人以下 (599単位)	+9単位								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
		(二)定員11人以上20人以下 (398単位)	+6単位								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
		(三)定員21人以上 (299単位)	+4単位								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1) 区分1	(一)定員10人以下 (792単位)	+12単位					4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100			(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位 イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
		(二)定員11人以上20人以下 (532単位)	+8単位								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位 イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
		(三)定員21人以上 (412単位)	+6単位								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位 イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
	(2) 区分2	(一)定員10人以下 (730単位)	+12単位		減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100					利用者全員について、1日につき5単位を減算	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
		(二)定員11人以上20人以下 (486単位)	+8単位								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
		(三)定員21人以上 (376単位)	+6単位	× 70/100					× 85/100		(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位

ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員５人 (1,754単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位		イ 400単位 ロ 800単位	
	(二)定員６人 (1,466単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +258単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位		イ 333単位 ロ 666単位	
	(三)定員７人 (1,262単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位		イ 286単位 ロ 572単位	
	(四)定員８人 (1,107単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位		イ 250単位 ロ 500単位	
	(五)定員９人 (988単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位		イ 222単位 ロ 444単位	
	(六)定員10人 (892単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位		イ 200単位 ロ 400単位	
	(七)定員11人以上 (685単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位		イ 133単位 ロ 266単位	

ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員５人 (2,036単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位		イ 400単位 ロ 800単位	
	(二)定員６人 (1,704単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +258単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位		イ 333単位 ロ 666単位	
	(三)定員７人 (1,465単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位		イ 286単位 ロ 572単位	
	(四)定員８人 (1,287単位)						4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位		イ 250単位 ロ 500単位	
	(五)定員９人 (1,149単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位		イ 222単位 ロ 444単位	
	(六)定員10人 (1,038単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位		イ 200単位 ロ 400単位	
	(七)定員11人以上 (809単位)											(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位		イ 133単位 ロ 266単位	
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	(1)授業終了後に行う場合 (429単位)														イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児発管の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位
	(2)休業日に行う場合 (554単位)						4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100								
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	(一)授業終了後に行う場合 (533単位)	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100										
		(二)休業日に行う場合 (658単位)					4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100								
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	(一)授業終了後に行う場合 (429単位)													
		(二)休業日に行う場合 (554単位)					4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100								

家庭連携加算 （月2回を限度）	イ　1時間未満	（ 1回につき187単位を加算 ）
	ロ　1時間以上	（ 1回につき280単位を加算 ）

事業所内相談支援加算（月1回を限度）	（1回につき35単位を加算）

訪問支援特別加算 （月2回を限度）	イ　1時間未満	（ 1回につき187単位を加算 ）
	ロ　1時間以上	（ 1回につき280単位を加算 ）

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	（ 1回につき150単位を加算 ）

福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（ 1日につき15単位を加算 ）
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（ 1日につき10単位を加算 ）
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（ 1日につき6単位を加算 ）

欠席時対応加算（月4回を限度） ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度　（1回につき94単位を加算）

特別支援加算 （ 1日につき54単位を加算 ）

強度行動障害児支援加算 （ 1日につき155単位を加算 ）

医療連携体制加算	イ　医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき500単位を加算）
	ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき250単位を加算）
	ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき500単位を加算）
	ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）	（1日につき100単位を加算）
	ホ　医療連携体制加算（Ⅴ）	（1日につき1,000単位を加算）
	ヘ　医療連携体制加算（Ⅵ）	（1日につき500単位を加算）

送迎加算	イ　障害児（重症心身障害児を除く）の場合	（ 片道につき54単位を加算 ）	注1　一定の条件を満たす場合　＋37単位 注2　同一敷地内の場合　×70／100
	ロ　重症心身障害児の場合	（ 片道につき37単位を加算 ）	注　同一敷地内の場合　×70／100

延長支援加算	イ　障害児（重症心身障害児を除く）の場合	(1)　1時間未満	（1日につき61単位を加算）
		(2)　1時間以上2時間未満	（1日につき92単位を加算）
		(3)　2時間以上	（1日につき123単位を加算）
	ロ　重症心身障害児の場合	(1)　1時間未満	（1日につき128単位を加算）
		(2)　1時間以上2時間未満	（1日につき192単位を加算）
		(3)　2時間以上	（1日につき256単位を加算）

関係機関連携加算	イ　関係機関連携加算（Ⅰ）	（1日につき200単位を加算）
	ロ　関係機関連携加算（Ⅱ）	（1日につき200単位を加算）

保育・教育等移行支援加算 （1回を限度として500単位を加算）

福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（ 1月につき　＋所定単位×81／1,000 ）
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（ 1月につき　＋所定単位×59／1,000 ）
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（ 1月につき　＋所定単位×33／1,000 ）
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋ハの90／100）
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき　＋ハの80／100）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （ 1月につき　＋所定単位×11／1,000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×7／1,000）
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×5／1,000）

注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

○居宅訪問型児童発達支援給付費

基本部分	注 専門職員が支援を行う場合	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費　（991単位）	＋679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100

通所施設移行支援加算 （1回を限度として、500単位を加算）	
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） （1回につき150単位を加算）	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×79／1,000）
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×58／1,000）
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×32／1,000）
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋ハの90／100）
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋ハの80／100）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （1月につき　＋所定単位×11／1,000）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 （1月につき　＋所定単位×51／1,000）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

○保育所等訪問支援給付費

基本部分	注 専門職員が支援を行う場合	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	注 特別地域加算
保育所等訪問支援給付費　（ 991単位 ）	＋679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	× 93／100	+15/100

初回加算	（ 1月につき200単位を加算 ）
家庭連携加算（月2回を限度）	イ　1時間未満　（1回につき187単位を加算 ）
	ロ　1時間以上　（1回につき280単位を加算 ）
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	（ 1回につき150単位を加算 ）
福祉・介護職員処遇改善加算	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （ 1月につき　＋所定単位×79／1,000 ）
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （ 1月につき　＋所定単位×58／1,000 ）
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （ 1月につき　＋所定単位×32／1,000 ）
	ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋ハの90／100）
	ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋ハの80／100）

注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計
注2　福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 （ 1月につき　＋所定単位×11／1000 ）	注1　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2　福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 （ 1月につき　＋所定単位×51／1000 ）	注　所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第５回（H31．２．15）	資料４

障害福祉サービス等報酬改定検証調査（2019年度調査）の実施内容等について

2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた各調査のスケジュール（案）

第１回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（H30.8.29） 資料3抜粋（赤字追記）

	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
報酬改定検証調査	【調査事項】 ・ 訪問系サービスの支援の実態調査 ・ 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 ・ 生活介護のあり方に関する実態調査（改定概要①②） ・ 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究（改定概要⑪） ・ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究 ・ 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究（改定概要⑧⑨）	**【調査事項案（今回の議題）】** **・ 生活介護における支援に関する調査（改定概要①②）** **・ 短期入所における支援に関する調査（改定概要①②）** **・ 障害者支援施設における支援に関する調査（改定概要①②）** **・ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性及び相談支援事業所における加算の算定状況等に関する調査研究** **・ 障害児通所支援事業所における加配加算と人員配置に関する調査** **・ 各種加算減算の算定状況等の実態調査**	【調査事項(予定)】 ・ その他、30年度、31年度において、新たに対応が必要となった課題等に対応する調査を実施
厚労科研 総合福祉推進事業 等	【厚労科研】 ・ 総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究（改定概要⑦） ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 ・ 障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究（改定概要⑬） 等	【厚労科研（予定（研究名等は仮称））】 ・ 総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究（改定概要⑦） ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 ・ 計画相談支援・障害児相談支援におけるモニタリング標準期間の見直しに伴う効果・影響の検証（改定概要⑫）	
	【総合福祉推進事業】 ・ 食事提供体制加算等に関する実態把握（改定概要③④） ・ 障害者虐待の未然防止等に関する研究（改定概要⑤） ・ 居宅介護の支援の実態調査（改定概要⑥） ・ 就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究（改定概要⑩） ・ グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究 等	【総合福祉推進事業（予定（研究名等は仮称））】 ・ 居宅介護の支援の実態調査（改定概要⑥）	

2021年度障害福祉サービス等報酬改定の概要取りまとめ

障害福祉サービス等報酬改定検証調査（2019年度調査）の進め方（案）

○ 障害福祉サービス等報酬改定検証調査（2019年度調査）については、以下のとおり実施してはどうか。

1. スケジュール案

○ 本　　日　：調査の進め方及び調査項目等について議論
○ 3～6月頃　：厚生労働省において、仕様書を作成し、受託機関を決定
○ 6～7月頃　：受託機関の決定後、受託機関と厚生労働省において打合せを行い、調査票（案）を作成する。
○ 8～ 9月頃　：有識者及び受託機関により構成された調査検討委員会において、調査票（案）等の更なる検討を行う。
○　　10月頃　：調査実施
○ 11月～2020年2月頃：調査検討委員会の検討結果を踏まえ、集計・分析・検証
○　　3月頃　：調査結果のとりまとめ、報告書公表

2. 実施する調査案

① 生活介護における支援に関する調査
② 短期入所における支援に関する調査
③ 障害者支援施設における支援に関する調査
④ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性及び相談支援事業所における加算の算定状況等に関する調査研究
⑤ 障害児通所支援事業所における加配加算と人員配置に関する調査
⑥ 各種加算減算の算定状況等の実態調査

※ 別紙1～6にて各調査等の概要をお示しする。別紙1～6は現時点の素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

（別紙１）

１．生活介護における支援に関する調査

１．調査目的

○　平成28年度調査において、生活介護の基本的なデータを把握したが、継続して生活介護における支援の実態や医療的ケアや重度者への対応等を含めた支援内容を把握し、次期報酬改定の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

２．検証のポイント

○　調査検討委員会等のご意見を踏まえ、各種必要な検証を行う。

３．調査対象

○　生活介護事業所（障害者支援施設が実施する生活介護を含む）

４．主な調査項目

- 事業所の基本情報（事業所設立年月、経営主体等）
- 事業所の形態
- 定員数
- 実利用者数
- 生活介護に従事する職員の概要
- 延長支援の実施状況
- 送迎の実施状況
- 障害福祉サービス体験利用の状況等

2. 短期入所における支援に関する調査

1. 調査目的

○ 平成28年度調査において、短期入所の基本的なデータを把握したが、継続して、短期入所における支援の実態や、緊急受け入れの際の支援内容等を含めた支援内容を把握し、次期報酬改定の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 検証のポイント

○ 調査検討委員会等のご意見を踏まえ、各種必要な検証を行う。

3. 調査対象

○ 短期入所事業所

4. 主な調査項目

- 事業所の基本情報（事業所設立年月、経営主体等）
- 事業所類型
- 単独型事業所の状況
- 定員数・居室数
- 実利用者数
- 長期利用者の状況
- 緊急利用の状況
- 送迎の状況
- 食事提供の状況
- 医療的ケアの状況等

（別紙3）

3. 障害者支援施設における支援に関する調査

1. 調査目的

○ 平成28年度調査において、障害者施設の基本的なデータを把握したが、継続して、障害者支援施設における支援の実態や、入所者の外出・外泊に伴う移動支援の実態、重度者等への対応状況等を含めた支援内容を把握し、次期報酬改定の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 検証のポイント

○ 調査検討委員会等のご意見を踏まえ、各種必要な検証を行う。

3. 調査対象

○ 障害者支援施設

4. 主な調査項目

- 事業所の基本情報（事業所設立年月、経営主体等）
- 職員数
- 定員数・居室数
- 実利用者数
- ユニットケアの実施状況
- 施設入所支援の時間帯における職員配置・個別業務の状況
- 昼間実施サービスを休んだ日の職員配置・入所者の活動状況
- 入所者の高齢化への対応等

4. 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性及び（別紙4）相談支援事業所における加算の算定状況等に関する調査研究

1. 調査目的

○ 2018年度報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援については、相談支援の質の向上のため、相談支援専門員１人当たりの標準担当件数（35件）を設定したところであるが、次期報酬改定の検討に向けて、相談支援専門員の業務実態等に合った適切な水準となっているかその妥当性を検証することを目的とする。

　また、介護保険制度においても、担当件数を当初は「標準」として設定し、後に「基準」に見直したことを踏まえ、計画相談支援・障害児相談支援においても、今後標準から基準へ見直すべきかどうかを検討する必要があり、検討に資するデータを得ることも目的としている。

○ 2018年度報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援については、質の高い支援の実施や専門性の高い支援体制を適切に評価する加算を創設したところであり、その効果を検証するとともに、次期報酬改定の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 検証のポイント

○ 計画作成とモニタリングの割合によって担当件数に有意差が出るか、地域性・利用者の状態像等により担当件数に影響を与えているかなどを検証する。

○ 該当加算を算定している事業所が算定時にどのような活動をしているか、加算創設前と比較して事業者の活動に有意な変化が見られたか、各種加算が質の高い支援の実施や専門性の高い支援体制を適切に評価できているかなどを検証する。

3. 調査対象

○ 相談支援事業所（計画相談支援、障害児相談支援）

4. 主な調査項目

○ 相談支援専門員１人当たりの担当件数（４～９月の平均件数、計画作成・モニタリング別）、利用者の居宅までの移動距離、利用者の障害特性（強度行動障害、医ケア児、身体・知的・障害の別、支援区分） 等

○ 病院等に入院後何日までに情報提供をしているか（入院時情報連携加算）、何事業者での提供状況を確認しているか（モニタリング加算）、何人が集まって会議を実施しているか（サービス担当者会議加算） 等

（別紙５）

5. 障害児通所支援事業所における加配加算と人員配置に関する調査

1. 調査目的

○ 保育士の加配により児童指導員等加配加算を算定する場合、基準人員に「障害福祉サービス経験者」を含めている事業所の数や状況などの実態を把握することを目的とする。

○ 看護職員加配加算について、取得に当たってのハードルが高く看護職員の雇用に至らない例があることから、加算取得の実態や取得に向けての課題を把握し医療的ケア児の受入れ推進に資する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 検証のポイント

○ 調査検討委員会等のご意見を踏まえ、各種必要な検証を行う。

3. 調査対象

○ 障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）

4. 主な調査項目

○ 児童指導員等加配加算関係
- 職員総数及び資格別内訳（保育士、児童指導員等）
- 児童指導員加配加算（Ⅰ・Ⅱ）の取得の有無
- 加算を取得している場合、基準人員に充当する職員をどのように定めているか
- 加配職員の資格（理学療法士・作業療法士・保育士・児童指導員・研修受講者・無資格） 等

○ 看護職員加配加算関係
- 看護職員の雇用状況（人数や常勤・非常勤の別など。個別事例収集） 等

6. 各種加算減算の算定状況等の実態調査

1. 調査目的

○ 障害福祉サービス等報酬における各種加算減算等について、次期報酬改定の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。
- 2018年度報酬改定では、障害福祉サービス等事業所において適切なサービス提供を行っていただくために、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算割合を見直したところであるが、その効果検証及び減算が継続している事業所の実態把握を目的とする。
- 訪問系サービスにおいて、質の高いサービスを行う事業所を評価する特定事業所加算の取得率が低調な状況である。このため、加算取得の阻害要因となっているものが何かを分析し、特定事業所加算の要件について見直しを検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 検証のポイント

○ 報酬請求実績を分析することにより、加算減算等の効果検証を行う。
○ 人員欠如減算及び個別支援計画未作成減算が継続している事業所において、どのような要因があるのか。
○ 特定事業所加算の取得に際して阻害要因となっているものがあるのか。　　等

3. 調査対象

○ 人員欠如減算又は個別支援計画未作成減算が3月以上継続している事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所

4. 主な調査項目

- 人員欠如減算又は個別支援計画未作成減算の要件に該当してしまう理由、事業所の体制
- 特定事業所加算の各要件に対応する事業所の体制
- 特定事業所加算の各要件について、取得できない理由（満たさない理由）　　等